

令和 6 年第 2 回定例会

河津町議会会議録

令和 6 年 6 月 4 日 開会

令和 6 年 6 月 5 日 閉会

河津町議会

令和六年第二回〔六月〕定例会

河津町議会会議録

令和六年第二回〔六月〕定例会

河津町議会会議録

令和6年河津町議会第2回定例会会議録目次

第1号（6月4日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○町長の行政報告	7
○一般質問	14
大川良樹君	14
桑原猛君	31
渡邊弘君	40
正木誠司君	57
○散会の宣告	74
○署名議員	75

第2号（6月5日）

○議事日程	77
○出席議員	78
○欠席議員	78
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	78
○事務局職員出席者	79
○開議の宣告	80

○議事日程の報告	80
○一般質問	80
北島正男君	80
渡邊昌昭君	97
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
○報告第1号の上程、説明、質疑	118
○承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
○承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
○承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
○承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
○議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	129
○議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
○議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
○議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
○議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
○議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
○議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
○議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	145
○議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	148
○議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	151
○議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	153
○議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	166
○議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	169
○議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	172
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	174
○発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	175
○議員派遣の件	178
○委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	178
○閉会の宣告	178
○署名議員	181

○議案等審議結果一覧..... 183

第 1 日

6 月 4 日（火曜日）

令和6年河津町議会第2回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和6年6月4日(火曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 町長の行政報告
日程第 5 一般質問

出席議員(10名)

1番	正木誠司君	2番	北島正男君
3番	大川良樹君	4番	桑原猛君
5番	渡邊昌昭君	6番	遠藤嘉規君
7番	上村和正君	8番	渡邊弘君
9番	稲葉静君	10番	宮崎啓次君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木弘光君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	島崎和広君	町民生活課長	鈴木亜弥君
健康増進課長	土屋典子君	福祉介護課長	中村邦彦君
産業振興課長	稲葉吉一君	建設課長	臼井理治君
防災課長	村串信二君	水道温泉課長	友田佳伸君
教育委員会 事務局 会長	土屋勉君	会計管理者 兼 会計室長	渡辺音哉君

事務局職員出席者

事務局長 山本博雄 書記 土屋 翔

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、10名です。

定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） これより令和6年河津町議会第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

10番、宮崎啓次議員、1番、正木誠司議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、5月30日の議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日より6日までの3日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

5日は、一般質問2名と報告案件、専決案件、条例案件、単行議決案件、規約案件、補正予算の審議をお願いしたいと思います。

なお、6日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、今期の定例会は本日より6日までの3日間と決定しました。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎諸般の報告

○議長（遠藤嘉規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

河津町議会第2回定例会諸般の報告。

令和6年6月4日。

第2回定例会が開催されるに当たり、令和6年第1回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について。

5月21日、全国町村議会議長会議長・副議長研修会が東京都で開催され、副議長とともに出席しました。

5月27日、賀茂郡町議会議長会総会が東伊豆町で開催され、出席しました。

①令和5年度賀茂郡町議会議長会の事業について。

②令和5年度賀茂郡町議会議長会の決算認定について。

を協議しました。

同日、賀茂郡町議会議長会議が東伊豆町で開催され、出席しました。

①令和6年度事業について。

②賀茂地区市町議会議員研修会について。

③議会運営上の諸問題について。

等を協議しました。

5月29日、静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会及び政策研修会が静岡市で開催され、副議長とともに出席しました。

2、町議会活動について。

町議会議員活動。

4月17日、議会全員協議会を開催し、河津南中学校跡地の桜について事業主及び町から説明を受けました。

4月19日、議会全員協議会を開催し、河津南中学校跡地の桜に関する陳情への対応を協議しました。

4月22日、議員月例会を開催し、下田消防本部職員を講師に迎え、能登半島地震の応援活動について研修を行いました。

5月24日、議員説明会が開催され、令和6年度プレミアム商品券事業、観光協会補助金事業、宿泊経営力基盤強化事業、橋梁長寿命化補修工事の変更、南禅寺伝来諸像及び仏像残欠群について町から説明を受けました。

同日、議員月例会を開催し、株式会社加藤樹木医事務所を講師に迎え、河津桜について研修を行いました。

5月28日、議会全員協議会を開催し、第2回定例会の議案について町から説明を受けました。

河津町議会改革特別委員会。

4月19日、5月30日、河津町議会改革特別委員会を開催し、調査事項について協議を行いました。

例月出納検査結果報告。

3月27日、令和6年2月分の出納検査報告書を受領しました。

4月25日、令和6年3月分の出納検査報告書を受領しました。

5月27日、令和6年4月分（令和5年度・6年度）の出納検査報告書を受領しました。

議会運営委員会。

5月30日、議会運営委員会を開催し、令和6年第2回町議会定例会の日程等を協議しました。

常任委員会関係議員活動。

3月18日、河津町立文化の家運営協議会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

3月19日、第2回河津町景観計画策定委員会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

3月22日、4月2日、4月9日、広報常任委員会を開催し、広報紙面作成・発行作業を行いました。

3月25日、令和5年度第2回河津町学校給食運営審議会が開催され、第2常任委員長及び副委員長が出席しました。

3月26日、令和5年度第2回河津町社会教育委員会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

4月19日、4月22日、広報常任委員会を開催し、広報紙号外紙面作成・発行事業を行いました。

4月19日、5月23日、第1常任委員会を開催し、町有財産の活用について協議を行いました。

4月22日、河津町自衛隊協力会理事会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

5月20日、河津町自衛隊協力会総会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

5月23日、河津町国民健康保険運営協議会が開催され、運営協議会委員が出席しました。

5月28日、河津町共同募金委員会運営委員会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

同日、社会福祉法人河津町社会福祉協議会理事会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

5月29日、第1回河津町学校給食運営審議会が開催され、第2常任委員会副委員長が出席しました。

5月30日、広報常任委員会を開催し、広報紙作成打合せを行いました。

同日、河津町民生委員推薦会が開催され、第1常任委員長及び副委員長が出席しました。

3、一部事務組合について

5月7日、下田メディカルセンター議員勉強会が開催され、組合議員が出席しました。

6月3日、下田地区消防組合議会全員協議会が開催され、組合議員が出席しました。

4、議長に要請のあった諸会合等。

3月18日、交通安全対策委員会が開催され、出席しました。

4月5日、「春の交通安全運動」街頭広報が行われ、議員とともに出席しました。

4月10日、河津南中学校跡地の桜に関する陳情が行われ、町当局とともに受領しました。

4月22日、河津南中学校跡地の桜に関する陳情の代表者との話合いが行われ、副議長とともに出席しました。

5月7日、静岡県知事選挙鈴木康友候補が来庁され、副議長とともに対応しました。

5月17日、河津町商工会通常総会が開催され、第2常任委員長とともに出席しました。

同日、第85回黒船祭歓迎交流会が下田市で開催され、出席しました。

5月22日、下田警察署管内防犯協会が下田市で開催され、出席しました。

5、町の行事について。

3月14日、河津町立さくら幼稚園卒園式。

3月19日、河津町立河津小学校卒業証書授与式。

同日、河津町立河津中学校卒業証書授与式。

4月1日、河津町辞令交付式。

4月7日、河津町消防団入団式。

4月8日、河津町立河津小学校入学式。

同日、河津町立河津中学校入学式。

4月9日、河津町立さくら幼稚園入園式。

上記行事が開催され、議員とともに出席しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長の行政報告

○議長（遠藤嘉規君） 日程第4、町長の行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） 本定例会が開催されるに当たりまして、3月定例会以降の行政報告と所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

まず、既に記者発表いたしました、河津桜まつり実行委員会の消費税等の納付の関係であります、5月20日に実行委員会が開催され、納税見込額が過去5年間全体でおおよそ

400万円から500万円であり、実行委員会の費用のうちから納税することで了承されました。

5月30日に実行委員会から、消費税を含む国税268万3,700円と県事業税及び法人事業税36万7,200円、県民税11万6,400円、町民税31万8,800円、総額348万6,100円を申告納付したとの連絡がありましたので、報告申し上げます。

これまで皆様方をはじめ多くの町民にご心配をおかけしたことをおわび申し上げます。また、町長として、税に対する認識不足が今回の事態に至った原因であり、深く反省をしております。

職員の人事異動について申し上げます。

4月1日付で、新規に3名の職員を採用し、職員の意欲、経験、適性等を踏まえ、39名の人事異動を発令しました。また、DX推進体制の整備を図るため、企画調整課に電算係を設置しました。

なお、職員のスキルアップのため県との人事交流事業を継続しております。また、一般社団法人美しい伊豆創造センターと静岡地方税滞納整理機構に、引き続き職員を1名ずつ派遣しております。

本定例会に、人事異動に伴う職員の給与費の科目変更等の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

保健福祉防災センター長寿命化工事について申し上げます。

保健福祉防災センターは建設から25年余が経過し、老朽化が進行していることから、今後20年間の施設の安全性を確保するため、外壁や屋根等の保全的な改修を行っております。

工期は12月18日までを予定しており、工事期間中はご不便をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

地域おこし協力隊事業について申し上げます。

4月1日付で新たに福沢宏幸隊員に、地域農業活性化業務等推進の任務で委嘱を行い、地域おこし協力隊は5人体制となりました。各隊員には地域協力活動の推進を期待しております。

地域活性化起業人事業について申し上げます。

昨年度に引き続き、国の地域活性化起業人制度を活用し、合同会社DMM. comから派遣社員1名の受入れを行っております。主にDX推進業務を担当していただいております。

公共施設整備計画推進委員会事業について申し上げます。

5月31日に公共施設整備計画推進委員会から旧東小学校と旧西小学校の利活用について答

申を受けました。

答申内容は、「旧東小学校・旧西学校施設は防災施設として収容人数が多い避難施設であり、地域住民の安全・安心を確保するために重要な施設であり、避難所・防災資機材保管機能を継続することは最も優先すべき事項である。

各施設は、次の事項により検討することが望ましい。

旧西小学校は、文部科学省で実施をしている「みんなの廃校プロジェクト」に参加しながら、意見を広く求め、地域の活性化に寄与すると認める事業提案がなされた場合には、提案型のプロポーザル方式にて、利活用者を選定し、一括貸出しすることが適当である。

旧東小学校は、町から提案のあった持続可能な循環型社会の実現に向けた新技術を活用した新たなイノベーションとして、ドローンを活用し今後のまちづくりに寄与すると見込まれる事業を行う民間企業・団体を公募し、貸付けをすることが適当である。

また、民間企業・団体からの応募がない場合は旧西小学校と同様の扱いとすることが適当である。

なお、両施設とも利用意向の募集を開始してから、おおむね5年が経過しても、施設利用が見込めない場合には、施設維持に関する施設管理費や町の将来の動向も見据え、跡地施設等の維持管理費の削減、売却または解体撤去（一部活用・全部処分）の検討をされたい。」というものであります。

町では今回の答申を踏まえて、利活用を検討してまいります。委員の皆様には、熱心にご審議くださり、この場を借りて御礼を申し上げます。

河津バガテル公園指定管理事業について申し上げます。

令和5年度から指定管理者による運営が始まりました。指定管理者より令和5年度の完了報告を受け、5月30日に河津バガテル公園再生検討委員会において、公募要項に沿った運営ができているかの事後評価を行いました。結果を踏まえ、運営体制と集客力の強化について委託者に改善を求め、適切な運営をするよう指導しました。

ふるさと納税推進事業について申し上げます。

昨年度のふるさと納税は、寄附件数2,008件、寄附総額1億3,312万9,000円となりました。前年度より89件、380万1,000円の増となり、引き続き地域おこし協力隊員と連携し、返礼品の開拓や、町内で使える電子通貨の導入と取扱い事業所の検討を図り、寄附の増額に努めてまいります。

DX推進事業について申し上げます。

4月30日に河津町高度情報化推進委員会を開催し、DXに関する国の動向や、今後の町の取組について共有しました。また、職員に業務改善に関するアンケートを実施し、住民へのプッシュ型の通知として、河津町公式LINEを導入することとしました。本定例会に関係費用について、補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

町税の収納状況について申し上げます。

令和5年度分の町税収納状況は、4月末現在で9億9,078万6,000円、徴収率は96.72%で前年度より1.65ポイント増加しております。

国民健康保険税は、1億8,493万1,000円、徴収率は92.91%で前年度より1.89ポイント増加しております。

賀茂地域全体における収納対策として、1市5町による賀茂地方税債権整理回収協議会での共同徴収に引き続き取り組みました。

さらに、徴収困難な事案については、静岡地方税滞納整理機構に移管しており、令和5年度は10件、391万円を移管し、4月末現在、完納9件、引渡後確定延滞金を含め徴収金額394万9,000円、徴収率101%となっております。

エコクリーンセンター東河について申し上げます。

令和5年度のエコクリーンセンター東河へのごみ搬入量は、3,044トンで前年度比93.47%となりました。うち、可燃ごみは2,704トンで、前年度比93.43%でした。

5月26日に実施した「環境美化の日」町内一斉清掃では、区長をはじめご協力をいただいた皆様にお礼を申し上げます。

また、東河環境センターのし尿処理施設は、稼働から30年以上が経過し、延命化を図るために行った基幹的設備改良工事が完了しました。

引き続き、ごみの減量・分別化、きれいなまちづくりに向け取り組んでいただけますようお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種事業について申し上げます。

新型コロナウイルスワクチン「令和5年秋開始接種」の接種状況は、令和5年度末時点で、12歳以上65歳未満で2,889人が接種を受け、接種率は92.94%でした。65歳以上では1,897人が接種を受け、接種率は65.41%でした。そのほか5歳から11歳の小児用ワクチンの追加接種を44人、5歳未満の乳幼児用ワクチンの追加接種を6人が受けております。

これまでは、全額公費で実施をしておりましたが、今年度以降は定期予防接種となり、一部自己負担をいただいて実施をします。接種の時期、対象者はインフルエンザ予防接種と

同様に、10月より65歳以上の方と60から64歳の心臓、腎臓機能等に障害を有する方を対象に実施予定です。

フッ化物洗口事業について申し上げます。

5月14日から、河津小学校1年、2年生の希望者を対象に、集団でのフッ化物洗口を開始しました。毎週火曜日の放課後に、町が小学校で実施をしています。

また、小学生を対象に、ご家庭でのフッ化物洗口のための洗口剤配布を行っていますので、歯の健康維持に役立てていただければと思います。

ユーラスエナジー河津カップ2024天城アタック35について申し上げます。

トレイルランニング大会「ユーラスエナジー河津カップ2024天城アタック35」が5月19日に開催されました。参加選手は236名で、大会ボランティア150名の協力をいただき、大会前日の準備と当日のおもてなしや走路観察などを行っていただきました。また、町民の皆様には温かい声援を送っていただき、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

特別な体験の提供等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業について申し上げます。

一般社団法人河津町観光協会は、インバウンド消費のさらなる拡大・質の向上を図るため、観光庁の補助金事業に応募し採択を受けました。河津町でしかできない特別な体験コンテンツ・イベント等の創出を図り、さらなる観光消費促進の実現に向けた本事業の伴走型支援として、本定例会に観光協会への補助金の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金について申し上げます。

県は、県内のホテルや旅館等における生産性向上と雇用の安定を図るため、業務効率化や生産性向上の取組及び社員寮の整備を総合的に支援する制度を創設しました。この制度は、スマートチェックインシステムの導入、配膳ロボットの導入、従業員宿舍施設の改修等に係る経費を補助するもので、県と市町との並行補助となっております。

町内でこの制度への参加希望調査を実施したところ、12事業者から希望がございました。深刻な人手不足に陥るホテルや旅館等を支援するため、本定例会に補助金の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

河津町景観計画関係について申し上げます。

町の良好な景観の保全、継承を目的に、河津町景観計画を3月25日に策定し、7月1日から施行します。これにより延べ床面積が1,000平方メートルを超える建築物や、施工区域面

積が500平方メートルを超える太陽光発電設備の新築、増築、改築などを対象に届出等が必要となり、良好な景観形成を誘導していきます。

津波避難訓練について申し上げます。

県では、東日本大震災が発生した3月11日を含む10日間を津波対策推進旬間と定め、様々な取組を行っております。町でも3月10日に津波浸水想定地区で津波避難訓練を実施しました。訓練内容は、各自主防災会が主体となり避難場所や避難経路等の確認を行い、584名が参加しました。

また、同日、職員の本部運営能力の向上を目的に静岡県・自衛隊・消防関係の協力を得て、関係機関9名、職員45名、計54名で本部運営訓練を行いました。

今後も、町民の皆様や関係機関の協力を得ながら、防災対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

消防団関係について申し上げます。

消防団入団式が4月7日にB & G体育館で行われ、9名の新再入団員が稲葉克己団長から辞令を受けました。

5月12日には、陸上自衛隊板妻駐屯地第34普通科連隊の協力を得て、今後の出水期を想定した土のうの作り方、積み方等の訓練を実施し、団員47名が参加いたしました。

土砂災害・全国防災訓練について申し上げます。

6月は、土砂災害防止月間となっており、期間中の第1日曜日に各市町においてモデル地区を選定し、防災訓練を実施しています。

町では、6月2日に川横婦人若者等活動促進施設において、下田土木事務所の協力の下、土砂災害防止に関する出前講座を開催し、川横区民27名に参加いただきました。当日の会場手配等、区長はじめ関係者の皆様のご協力にお礼申し上げます。

南禅寺伝来諸像について申し上げます。

谷津区が所有する南禅寺伝来諸像について、令和6年3月に国の文化審議会から文部科学大臣に重要文化財に指定するよう答申がされました。河津平安の仏像展示館に展示されている26体の木彫群で、「平安時代の地方における造像のさまを如実に伝える遺品として重要である。また十一面観音像の1体はカヤ材の一木造で各所に古様を示すことから、奈良時代に遡る製作と見られる」と評価されました。7月に重要文化財に指定される見込みとなっております。

なお、同展示館に所蔵されている仏像残欠群17体は、今回重要文化財に指定される26体と

同時期に製作された仏像の一部として評価され、重要文化財と同様に保存及び活用していくため、町指定有形文化財指定の手続を進めております。

本定例会に重要文化財指定に伴う収蔵図譜や説明看板の修正の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

主な入札結果について申し上げます。

令和6年3月13日に実施した町道下佐ヶ野・湯ヶ野線法面改修工事は、斉藤土木株式会社が落札し、847万円で契約しました。この事業は、既設のり面の吹きつけ部分が崩落しているため撤去し、新たにのり面に擁壁設置及び吹きつけを実施するものです。

5月22日に実施した令和7年度消防ポンプ自動車（第1分団）購入は、株式会社畠山ポンプ製作所が落札し、2,992万円で仮契約しました。この事業は、第1分団の消防ポンプ車の老朽化に伴い、新規に購入するものです。

5月24日に実施した普通河川藤ヶ野川暗渠補修設計業務委託は、株式会社ウインディーネットワークが落札し、1,595万円で契約しました。この事業は、藤ヶ野川暗渠水路立坑破損に伴い、補修設計を委託するものです。河津町子育て支援センター駐車場整備工事は、東海建設株式会社が落札し、6,347万円で仮契約をしました。この事業は、河津町子育て支援センター利用者のための駐車場を新たに整備するものです。七滝駐車場公衆トイレ整備工事は、株式会社大塩組が落札し、6,820万円で仮契約しました。この事業は、七滝の観光の中心となっている駐車場のトイレを新築するものです。

その他の入札結果につきましては、別紙を参照してください。

報告は以上のとおりです。

令和6年度の重点テーマ、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」、「豊かさをみんなで創るまちづくり」、「未来を創る人が育つまちづくり」を軸に、新しい時代のまちづくりを見据え、各種事業に取り組んでいきたいと考えております。今後とも、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げ、私の行政報告とさせていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） これで町長の行政報告を終わります。

10時45分まで休憩とします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎一般質問

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、一般質問に入ります。

質問は、1件ごと一問一答方式とするか、一括質疑方式とするかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

3番、大川良樹議員、4番、桑原猛議員、8番、渡邊弘議員、1番、正木誠司議員、2番、北島正男議員、5番、渡邊昌昭議員。

◇ 大 川 良 樹 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、3番、大川良樹議員の一般質問を許します。

3番、大川良樹議員。

〔3番 大川良樹君登壇〕

○3番（大川良樹君） 3番、大川良樹でございます。

令和6年河津町議会第2回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

本日、私の質問は次のとおりでございます。

1点目、人口減少に対応したこれからのまちづくりについて。

2点目、人口減少対策（子育て支援・教育）について。

以上2件でございます。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

まず、1点目、人口減少に対応したこれからのまちづくりについてお伺いします。

少子高齢化社会へ加速度的に突き進む日本の中で、2014年に消滅可能性都市という衝撃なフレーズを印象づけた日本創成会議の公表から10年がたち、今年4月24日に民間の有識者らでつくる人口戦略会議が、新たに消滅可能性自治体として全国1,729市区町村について、全体の4割に当たる全国744市町村を何も手を打たなければ将来消滅する可能性がある自治体の報告書を公表しました。

ちなみに、2014年に日本創成会議が公表した消滅可能性都市は896市区町村でした。人口戦略会議は、国立社会保障・人口問題研究所が昨年12月に公表した2050年間までの地域別将来推計人口に基づき、全国1,729市区町村について子供を産む中心的な年齢層である20歳から39歳の女性人口の増減に着目をし、このうち減少率が50%以上の744市町村を消滅可能性自治体と位置づけました。

今回、静岡県では9市町が消滅可能性自治体と位置づけられ、中でも下田賀茂地域の1市5町では、現在2014年とともに消滅可能性自治体でないのは、当町の河津町だけで、前回公表から脱却をした南伊豆町と河津町の2町が今回の公表で消滅可能性自治体を逃れ、そのほか1市3町は消滅可能性自治体とされております。

それらを踏まえ、お伺いいたします。

①2014は下田賀茂地域唯一、また今回の2024とともに消滅可能性都市・自治体でないという結果について、町長は率直にどのようにお感じになられているのか。

②2017年、平成29年に初当選された町長ですが、町長も元行政マンですから、2014年の結果を知ったときと、この7年間の間に町長になり、変わらずこの結果を堅持できた心境は。

③2024の結果を受け、今後、新たにどのような心構えで行政運営をされるのか。また役に立てていくのか。

以上3点、今回の人口戦略会議の消滅可能性自治体でない町の結果を受けた町長見解をお伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の質問にお答えしたいと思います。

大きくくりとしては、2024年の人口戦略会議において消滅可能性自治体の状況が示された、その町長の見解はということで3点ほどお尋ねでしたのでお答えします。

議員がお尋ねのように、これまでの人口戦略会議による消滅可能性自治体の定義は、20歳から39歳までの若年女性人口が2020年から2050年間までの30年間で半減する市町村を消滅可能性自治体として、今回公表したものだとの認識をしています。

議員がおっしゃるように、2014年にも同じように発表されておりまして、そのときも下田賀茂地区で唯一、河津町だけが消滅可能性自治体ではないとされまして、今回の発表でも県下で9の市町が可能性自治体として該当し、そのうち下田賀茂地区では前回に引き続き河津町と、新たに南伊豆町が該当でないという、そういう結果になったというのが先ほど議員もお尋ねになったとおりでございます。

今回の結果を受けての感想でございますが、あくまでも私は統計上による可能性を示したものと受け止めておりますが、賀茂地域の他の市町に比べますと、河津町は若年女性人口の年齢層の方が多く住んでいただいている結果であると思っております。

この結果についてただ単に喜んでいるわけではなくて、実際は少子高齢化や人口減少は進んでいるわけございまして、特にコロナの状況を挟んだ中でここ数年の出生数の減少については、この先の大きな課題であると考えて捉えております。

また、議員お尋ねの町長になってからの感想についてお答えします。

私が町長に就任以前は、特に統計上の結果について分析したことはないのですが、統計的なものは分析をしたことはなかったので、そのときの印象としては、合計特殊出生率が県下でも高いという認識を持ち、また河津町が若い世代に住みやすい環境にあるのかなど、そういうふう感じておりました。

今回の結果を受けて、これまでの河津町の子育てしやすい、子供を産みやすい施策が続けてきたことが今回の結果としてあるのかなど、そういうふうに思っております。

これもただ町の政策的なことだけではなくて、私、民間も含めた、例えば医療の問題ですとか商業的な環境、あるいは交通の利便性、福祉環境、親子の協力関係など、町のイメージなど、総合的なものが関わる中で成り立っているのかなど、そういうふうに思っております。

行政として今後のお話でございますけれども、これまでも、これからも高齢者を支える意味からも、働く世代の確保が大事でありますし、子育てや出生に係る部分でも今後の重要な施策としてつないでいくことが大事でありまして、引き続き、持続可能な町として努力していきたいと、そういうふうに思っております。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 本当に町の施策というか、町のほうも、その2014、10年前ですよ。そのときにうちの町は消滅可能性都市じゃないからという思いで進んでいたら、やっぱりこのように今回の維持はできなかったと思うんですね。

そういう中で、本当にやっぱりこれから先が大切だと思うので、先ほど町長から力強く今までのものを引き継いでつなげていきたい、これはもう町民と一緒にぜひとも今後そういう方向で進めていただきたいと思います。

本当に当町なんかもほかの賀茂地域の自治体と一緒に、この後数字も出しますけれども、実際人口減少がかなり進んでいます。こんな結果で正直、今後どう転ぶか分からない、いつもやっぱり危機感を持って町政に取り組んでいただきたいと思います。

今回質問をつくる上で、人口動態推移について議会事務局長に相談したところ、毎年1月1日を基準とした住民基本台帳調べの町内各地区の人口動態推移をまとめた表があるからということでした。それは2002年、平成14年から今年2024年、令和6年までの22年間、町内における各地区の人口動態推移を示しており、スタートした2002年を100とした今年までの各地区の減少も示されております。数字的に多く人口減少されている地区が見高浜地区の268人、続いて谷津地区の256人、これを減少率に替えてみると大鍋地区の54%、縄地区の48.1%、これを上下に分けてみると、この22年間、上地区の減少は913人で38%の減、下地区は1,366人で21.5%の減、町全体では2002年開始時には8,761人いた人口が今年、2024年では6,482人になり、マイナスの2,279人で、26%がこの22年間で人口減少をしています。また、何とか2018年、平成30年なんですけれども、2桁と3桁を凸凹していたんですけれども、人口減少も2019年、令和元年からは毎年3桁の人口減少となっており、人口減少が加速度的に進んでおります。

以上のことを踏まえ、お伺いします。

①町もいろいろな施策を打ち、この人口減少を少しでもなだらかにし、第5次総合計画で目標としている2030年、令和12年に6,000人という目標がこの先6年後クリアできるのでしょうか。

②22年間を見ても人口減少は仕方ないと思うが、その中で何ができるのか、何をどうしていくのか、本当に今までの20年間とこれから先の20年は人口減少のスピードも全く違う20年になると思う。そんな中で今回、新しい企業が向こう30年間は契約上参入してくれる。自分にはありがたいことだと思うし、企業が参入すれば雇用も生まれる。これをどうチャンスと生かし、河津駅北口を含めた周辺をにぎわい創出のまちづくりとして、どのように目指していくのか。今後、町の進めていく河津駅前広場周辺、また河津町の思い描くまちづくりビジョンとは。

③2年前から町民大会もなくなり、先ほど申し上げたとおり、この22年間で50%を超える

人口減少が見える地区もある中で、今後、地域コミュニティーをどのように維持していくのか。これまでの行政区、23区を維持できるのか、それとも再編を考えていくのか、そのビジョンは。

以上3件、この22年間の人口動態推移を見て、またこれからの未来に向けてまちづくりビジョンをお伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の今後の主な話だと思いますけれども、ちょっと長くなりますが、ご質問にお答えしたいと思っております。

まず、総合計画の話をさせていただきますけれども、総合計画では「住みたい・来たいまち河津」ということで、重点指標の一つに定住人口、総人口の目標を掲げておりまして、議員おっしゃるように、令和12年度、2030年度には6,000人を目標に掲げております。

私は新しい時代のまちづくりとして、全国の市町村での限界集落ですとか、先ほどお話にあったような消滅都市も今後予想される中で、これまでの平成の大合併の協議の際にも、果たして河津町は単独の町ということを選んだ経緯がございますが、その河津町が今後長く引き継がれる町になるように、それなりに人口も維持されて、コンパクトでありながら暮らしやすいまちづくりのための施策が私は重要であると考えております。

現在、現状における将来予想ではございますが、昨年12月23日に今回の基礎資料となりました国の厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所がまとめた2050年までの自治体の将来推計人口が発表されました。県内で人口が増加するところはなく、全体では県内で約80万人が減少するという推計がされております。河津町については、これまで前の時点では2045年には3,828人と推計されておりましたが、今回の2050年の推計人口では4,244人で、従来の推計から5年後でも416人多い数となっております。比べますと近隣の市町よりも減少傾向が穏やかになっているという、そんな結果が出ているというふうに感じております。

これは県から全体の大きな人口減少の流れの中で、河津町がこれまで将来に向けて取り組んできた一つの成果の表れじゃないのかなと、そういうふうに思っております。

お尋ねの総合計画の令和12年度、2030年度の目標人口6,000人については、私は大変厳しい状況であるという認識を持っております。

しかし、これからは高齢者人口も減少傾向となりますので、いかに住民サービスを低下することなく、小規模自治体として、例えば、国の過疎地域制度ですとか来年3月に切れまず半島振興地域制度の継続ですとか、緊急防災事業など有利な制度を活用した、ある程度の人

口規模が維持できて、維持できるまちづくりが必要だと、そういうふうに思っております。

一方では、定住人口と併せて交流人口も話題でありまして、総合計画の基本構想の中でも目標を180万人と示されておりますが、こちらも町の将来を維持するためには、基幹産業である観光客を含めた増加対策や、その他の産業振興も切り離せない施策だと考えております。

先ほど議員がお尋ねになりました河津駅北口の周辺の関係でございますが、公共用地の活用と民間企業を活用した共創のまちづくりを私は2期目に掲げて、旧南中跡地につきましては、大和リースさんと30年の町としてにぎわいの創出を目的に実現したものであります。これまで議員をはじめ町民の皆様にはご理解いただき、伊豆急河津駅を中心としたエリアのうち、北側部分が今後の伊豆縦貫自動車道の開通や、町道浜峰線の事業完成などを考えますと重要な地域であり、今後の町の活性化にも寄与するものと思っております。

人口減少や交通手段の変化、宅配の普及など商業を取り巻く環境は厳しい状況であります。そこに生活する人たちの日々の生活を支える、小規模ながら暮らしやすい、働く場の確保を進めるべく、今後も周辺地区の方々の理解を得ながら進めていきたいと思っております。

将来的にはコンパクトで暮らしやすい、住みやすい町で、幸福満足度の高い河津町を目指したいと考えております。

それから、行政区の話でございますが、ご存じのように、河津町には行政区が23地区ございまして、町との関係では行政連絡委員制度や自主防災会などを通して各行政区との連携を進めております。

会議等でご意見や毎年の要望などを受けて、それぞれの課題に対応しておりますが、それぞれの区でも、町と同じように高齢化ですとか人口減少により自治会活動や自主防災活動など根本である事業が厳しくなっている事情は大変よくお聞きすることが多くあります。

議員お尋ねの地域コミュニティーの部分でも、日頃のお付き合いが希薄になりつつある中で、集落の行事や作業なども難しくなっているという話もよく聞くところでございます。

町もこれまで地域コミュニティーの場所としての公民館整備や道路などの原材料支給なども行いまして、自らの地域を自らの手で、いわゆる自立、共立の精神の下、支援してきておりますが、地区によっては作業をする人の高齢化などにより原材料支給でもままならないなどのご意見もお聞きしました。

今後の自治会活動においては、特に防災上重要な組織となりますので、それぞれの地区の実情を考えながら、町としてできるところは工夫をしたり、制度を考えたりをして、今後は対応したいと思っております。

地区の再編については、それぞれの地区の考え方もありますので、町が指導するのではなく、実情に応じた地区同士の協議が必要であると思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 丁寧に説明をいただきましてありがとうございます。

本当に、私もこの町で商売をさせていただいておまして、先ほど交流人口、観光の産業の町ということだったんですけれども、実際、飲食店もそうですし、商業者もそうですし、これからその担い手がだんだんうまく事業継承できるのか、本当に今までのような体制で子供が継げばよかった、もうそういう時代でなく、次にどうやってこの町の商業をつなげていくのか、事業をつなげていくのか、これは本当にこの先重要な問題になると思いますので、やっぱりプレーヤーがいなくなったら人もなくなりますし、本当にそういう中でもう近いうちにそういうことが本当に目に見えていますので、そこら辺も町一丸となって本当にみんなで何とかこう耐えられるような地域づくりを、これは本当にコミュニティーも一緒だと思います。全体がもうそうなので、本当にそういった施策をこれからも真剣に考えて行っていただきたいと思います。

前回、3月議会がありまして予算審査特別委員会が行われました。議会等各課からの今年度予算に対するヒアリングが行われました。その中で、総務課より職員採用についての説明がありました。令和5年度実施の職員採用として5名の内定を出したが、実際採用できたのは3名だったということで、2名から断りがあった。また、このところ若手職員の離職も何人かあったと聞いている中で、4月の回覧板で令和6年度実施の河津町職員採用試験案内がありました。

そこでお伺いします。

役場は町内でも最大の雇用創出の場と言っても過言でない。その職員採用現状の取組と今後の対策についてお伺いします。

①今回の募集回覧を見ると、技術職は昭和59年生まれ、年齢で言うところの40歳まで、一般事務、保健師、幼稚園教諭は平成9年生まれ、27歳までとなっております。これから民間企業も、町もそうですが、定年延長が進む中で、例えば、中途採用として年齢枠の撤廃など門戸を広げる考えはないのか。

②今現在、新規採用を考えた場合、4月の採用が基本と聞いているが、職員採用について随時採用を受け入れるような考えはないのか。

以上2件お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいま議員から職員の採用の件でございますが、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから町職員の採用の状況と今後の対策といったことで説明をさせていただきたいと思います。

今回、回覧等で出させてもらいました今回の募集でございますが、大卒、それから短大卒以上の職員募集といったものを行っているものでございます。

賀茂郡で一斉に行う試験の職員募集といったかたちでの募集でございます。

例年はこの後に高卒以上の職員募集を行っていくということを行います。また、職員が募集定員に達していない場合については、別に募集することもあります。

本年度でございますが、この大卒、それから高卒といった2回の募集だけではなく、町単独での中途採用の募集も実施をします。

職員募集の年齢でございますが、これまでも引上げを行ってきておりますが、職員としてある程度経験を積み、町のために貢献できるようになるには年齢の上限を設けるべきと考えております。

職員採用後、各種研修等へ参加をしていただき、職員のスキルアップを図りながら各種事業への対応をしていただきたいというふうに思っております。

2点目の随時採用の関係でございますが、職員採用には職員として適性かの判断をするため、試験を実施し、採用の可否を判断しなければなりません。本年は年度途中での採用として、10月1日採用の職員募集を行います。明日の6月5日付の回覧で、それからホームページ、それから各種サイトからアクセスできるように募集を行い、人材確保に努めていきたいというふうに考えています。

今回募集をさせていただくのは、令和6年10月1日採用と令和7年4月1日採用として一般事務職、それから技術職、保健師、幼稚園教諭を募集いたします。年齢は本年4月1日現在で22歳以上44歳以下の者としております。1次試験については7月28日、2次試験は8月18日に実施を予定しております。

詳細については、総務課まで問合せをしていただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 今年度から10月、4月と採用していくということで、先日、5月16日に伊豆新聞さんの記事でも、下田市さんが同じような形で10月採用と来年4月採用ということで記事が掲載されていました。本当にこういう今回、特別委員会のために、私も委員長をさせていただいて、本当に職員の採用、大丈夫なのかなと思って本当に不安に思った部分が強かったものですから、こういう形で今回一般質問に入れさせていただいたんですけれども、本当に今情報番組なんか見ていると、せつかく民間企業に就職が決まったのにゴールデンウィークを超えると辞めちゃって退職代行みたいな、今、職業もあるようで、本当にそういう方というか、民間には合わないけれども、公務員ならという子ももしかしたらいる可能性もあるかと思しますので、ぜひやっぱりそういうところを広げていただいて、少しでも職員採用ができればとお願いしたいと思います。

続いて、2件目、人口減少対策（子育て支援・教育）についてお伺いします。

1件目でお話ししました10年前に消滅可能都市が公表され、今回消滅可能性自治体から脱却された自治体が239あり、その中の一つとして、子育て支援に力を置き出生率を上げ、今回、消滅可能性自治体を脱却した町があります。この町は、島根県吉賀町という、人口は2024年4月現在、5,520人の当町より1,000人ぐらい小さい町です。吉賀町は2014年の消滅可能都市の宣告を重く受け止め、子育て支援策として、保育料の無料、高校生までの医療費無料、小中学校の給食費無料、小中学校に入学する家庭に対し1万円分の制服、体操服クーポン券の発行を行った結果、出生率が1.69から1.83に上昇し、今回消滅可能性自治体から脱却をされたそうです。

この子育て支援を当町と比べてみますと、幼保の保育料は3歳児以上は無料、高校生までの医療費は無料、学校給食に関しては今年度より1,000円補助から2,000円補助に追加変更、しいて言えば、小中入学時の1万円のクーポン券配付がないだけで、昨年度より高校生の電車代通学補助制度や、先日もかわづっこひろば子育て支援施設の町の予想を上回る利用者数が伊豆新聞にも掲載されておりました。子育て支援施設の充実など吉賀町にも十分引けを取らないように感じます。

それらを踏まえお伺いします。

①今後、新たな子育て支援策などを考えておられるのか。

②先ほど申したように、河津町は子育て支援に関して充実しているように思うが、宣伝、アピールが下手のように感じる。伊豆市は子育てするなら伊豆市のラッピングバスや伊豆急

線の中吊り広告で電車ジャックをしたりしています。河津町も外向けに対し何らかのアピールを考えてはどうか。

以上2件お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、大川議員の2問目、人口減少対策に関連して新たな子育て支援策の検討はということだったと思いますが、2件お答えします。

議員が先ほど例を挙げましたけれども、全国ではやっぱりいろいろな施策を進めておりまして、効果を出しているところもあるというふうに、私も聞いております。

私としても、全国の事例などを参考にこう考えたりもして、特に私としては、兵庫県の明石市の前市長の泉房穂さんの子育て施策には感銘を受けております。子育て施策につきましては、国による重要な施策として位置づけられ、こども家庭庁の設置なども行われましたが、財源等の確保が注目される中でなかなか現状では施策として見えてこないのが私の感想であります。

子育て施策には大きな財源が伴い、また当町は大きな市とは違い小さな町ですので、国や県による施策が重要でありまして、未来を担う子供を育てるという観点からも教育や福祉の公平性が必要であると思っておりますので、国も、異次元の少子化対策として大きなかじを切ったわけですから、国や県の今後の施策に期待をすることでございます。

町として、今後の施策として考えられるのは、県や国による事業はもちろんですが、町独自に必要なものはやっていかなければならないと思っております。

最近、私が考えるのは、子育て施策の中でネウボラという言葉聞きます。これはフィンランド語で助言の場を意味しまして、産前産後の過程を継続してサポートする制度でございます。一般的には各家庭に担当保健師がつき、父親を含む家族全体への継続支援で信頼関係を築いていくのが特徴で、親子と行政を一本の強い絆で結び、問題を早期に発見して解決する取組でございます。

町でも、保健師が新生児などの家庭訪問などを実施して、病気などの電話サービスの契約などもしてサポートもしておりますが、今後はさらに私は強化をする必要があると思っております。

というのは、背景には子育てに悩む親御さんも多くいることや、幼稚園や学校などでも支援が必要な子供も増えているように思いますので、支援、相談が日常的に行えるような窓口が必要ではないかと思っております。

今後そのための専門職である保健師の確保が重要でありまして、現状では募集しても集まらない困難な状況でありますので、議員さんもぜひ検討していただきまして、確保のための助成制度などを今後検討すべきではないかと思っております。

その他、子育て支援等の助成制度につきましても、経常経費でありますので、財政状況を見ながら、必要に応じて検討していきたいと思っております。

それから、2点目のアピールの必要性、議員は私が下手だというご指摘でございますが、私としては、定例記者会見などで制度の説明や実績の紹介をしておりますが、記事としてなかなか取り上げてもらえない実情もございます。また、多くの会合などの機会でお話をしているつもりですが、引き続き努力をしたいと思っております。

また、移住・定住に関わる外へ向けては、PRは特にしておりませんが、今後もどのような方法があるか、担当課と検討してみたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） ありがとうございます。

今やっぱり小さな町で財源がないということで、やっぱりそうしましたら、ふるさと納税をもう一回頑張って、さっき行政報告にもありましたけれども、1億3,000万、ほかの町はどんどん伸びています。やっぱりそういったものを確保して、子育てにもいろんな施策にも打ち込めるような財源確保のふるさと納税を本当に真剣に力を入れて、いつも質問すると、もう頭打ちだよ、もうないよということをよく言われるんですけども、やはり本当に商工会あたりと一緒にタッグを組んで町の事業者、何でもいいんですよ。自治体がバックアップして全国に向けて宣伝をさせてくれる、そんなような事業者を本当に巻き込んでいかないと、これから先、じり貧になっちゃいますので、そうやって何かもう体験ができるふるさと納税だったらふるさと納税でやっていくような、何らかの本当に財源をつくっていただきたいと思っております。

宣伝については、本当に子育て支援策を考えると本当によくやってくれていると思っておりますので、やっぱりああじゃ河津に行きたいなと言ってもらえるようなアピールと宣伝をもうちょっとしていただければうれしいなと思っております。よろしくお願ひします。

令和元年12月に開かれた第23回下田賀茂地区連携会議の中で、賀茂地域局の実施したみんなの未来づくりアンケート調査で、中学3年生を対象に「この地域に15年後あなたは住んでいたいですか」という問いに対し、平成28年度にも同様の調査が実施されていて、その結果

を比べた中で、先ほどの消滅可能性自治体じゃないんですけれども、1市5町の中で唯一河津町の生徒だけが平成28年度よりも令和元年度のほうが増えておりました。その中で、町長は学校での教育が大切、郷土愛というか、この町を好きになってもらうふるさとの魅力、誇りを持てるボランティア活動などを通じ、ふるさとの総合教育が重要と、またそのほかにも子育て環境についての充実に関してもおっしゃっておられました。

そこでお伺いします。

①統合された河津小学校や河津中学校では、現状どのような町に誇りが持てる、町に愛着が持てる等の郷土愛を育む総合教育がなされているのか。

②せっかく子供の頃、小中学生の頃にふるさと河津に誇りを持ち、町が好きだと河津のふるさと愛を育まれた子供たちが学びを得るために、一度は町を離れることも必要と思うが、やっぱりふるさとに親を残したり、家があったり、土地があったり、仲間がいたりした、この河津にゆかりのある人こそUターンして帰りたいと思ったときに、町には特に考える施策がない。ちょっと漠然としておるんですけれども、今後、Uターン者に対する施策の充実の推進は考えられないのか。

以上2点お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今お尋ねの郷土愛の教育と推進の現状は後ほど教育長に答弁させます。

私のほうからは、Uターン者に関することについてご答弁申し上げます。

お尋ねの件については、河津町に住んでいる子供たちが町に愛着や魅力を感じているかが、議員おっしゃるように大事でありまして、そのための郷土愛を含めた教育が大事であると思っております。

特に将来にわたり、この町に住みたいとか、一度都会に出た人が帰ってきたいと思うような、そんなベースがここにあるような気がします。河津町の子供の多くは、先ほど議員がおっしゃったように、賀茂地区のどの他市町に比べても愛着度は高いとアンケートで示されているとおりでございます。

全体的に基本的なまちづくりの制度が必要でありますし、愛着度も含めて出身者が帰ってきたいと思えるような、そんな魅力的な町でなければならないと思っております。

また、それに関連してUターン施策の現状でございます。町独自のこの制度はございませんが、国の地方創生推進交付金を活用した静岡県移住就業支援金補助制度があります。これ

は、東京圏内、東京23区と神奈川、千葉、埼玉に在住をして、東京23区へ通勤者が河津町への移住した場合に対して、マッチング登録事業所に就職する場合に就業支援金が交付される補助金の活用でございます。これを今、町は図っております。この場合には家族で100万円、単身者で60万円が支給されます。今後の取組については、町としては、現在では具体的な施策はございませんが、これらの国や県の制度を利用しながら、Uターン者等の移住・定住を推進していきたいと思っております。

それでは、教育長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 教育長。

○教育長（鈴木弘光君） 私のほうからは、小中学校での郷土愛教育の推進と現状について説明させていただきます。

教育委員会では、郷土を慈しみ、豊かな心身を育むことを学校教育の方針の一つとしています。この方針の下、小中学校とも日常的に郷土、地域の話題について触れることはもちろん、道徳や各教科、総合的な時間、また学校行事、生徒会活動を通して郷土愛教育を推進しています。道徳については、小中学校とも国や郷土を愛する態度という項目があり、教科書の教材を基に学習をし、自分が住んでいる地域を誇りに思うときはどんなときか、自分が住んでいる郷土や地域のために何ができるのかなどについて考える機会となっています。ただ、このような項目の学習は年に一、二時間です。

そこで心情を高めたり、深めたり、実践したりする具体的な場として総合的な学習の時間や学校行事、生徒会活動などがあります。

総合的な学習での取組を紹介します。例えば、小学校3年生では河津の自慢を調べようという学習のテーマの下、昨日、小学生が行きました梅取りをしたり、わさび沢を見学したり、旧東小学校へ行って黒曜石を見たりしながら、いろんな町の自慢を知り、グループごとにテーマを決めて調べて発表します。河童の瓶（かめ）の話調べて劇にしたり、河津桜やバガテル公園等についても調べたりする児童もいたようです。また、4年生では誰もが住みやすいまちづくりを福祉の視点から考えたり、6年生では私たちの命を守る安全なまちづくりを防災の視点から考えたりしています。中学校では1年生が「河津を知る」、2年生が「職業を知る」、3年生が「福祉を知る」をテーマに地域の人、物、事と関わりながら学習を進めていきます。

例えば、1年生は2月の河津桜まつりで河津町を紹介する自作パンフレットを作成し、会場で配布したり、道案内や写真撮影などのボランティアを行ったりして、河津町を訪れた観

光客に喜んでもらっています。

多くの人たちからありがとうという声をもらうことにより、自然豊かな河津町のすばらしさを実感し、地域への愛着心を高めるとともに、1人ひとりが自己肯定感を高める場ともなっております。

一方、学校学年行事や生徒会活動なども郷土のよさを知ったり、郷土の人たちとつながりの大切さを実感したり、郷土への感謝の気持ちを育てる場となっています。小学校では先日、河津川漁協の協力の下で一、二年生のアユの放流体験を行いました。そのようなものもその一つです。

以上のような取組を続けてきた成果の一つとして、考えられる数値データを紹介します。

賀茂地域局が令和4年度に行った賀茂地域住民アンケート調査において、賀茂地区の小6、中3、高3、1,027人のうち、先ほども議員のほうからもお話がありましたが、15年後に賀茂地域に住んでいたいと答えた割合、それが全体で28%であったという記事が令和5年4月27日付の伊豆新聞に出ていました。新聞に載った同日に、河津中学校全校生徒を対象に同じアンケートを実施しました。そうしたところ、1年生、これ現在の2年生になりますが、59.3%、2年生、現在の3年生です、35.1%。3年生、現在の高校1年生、35.2%、全校で44.4%ということになり、賀茂地区全体28%よりも高い割合になったということです。

これは、これまで河津の小学校、中学校での郷土愛教育を取り組んできた成果の一つが数値として表れているのだと思います。

今後も、町内唯一の小学校、中学校として、河津町だからこそできる地域との関わりや様々な活動や地域貢献活動を通して子供たちの郷土愛を育てていきたいと考えています。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 教育長から、最後、改めて数字を追っていただいたということで、その数字はすごくうれしい評価です。やっぱり、これからというか小学校も統合され、やっぱり河津中学校もずっと僕らの頃から町内1つの学校として、やっぱり小中、これから一貫になってくるんでしょうけれども、本当にそういう町の学校だよ、町に誇りを持てるような子供たちを本当に引き続き教育して行っていただきたいと存じ上げます。

1件目の最後に質問したような、役場職員採用に関して、Uターン者のアドバンテージとか随時募集をしたり、また河津に帰りたい、働きたい、家業を継ぎたい、起業したいという方へは例えばなんですけれども、引っ越し代の半額を持つとか、上限設定を設定して補助す

るとか、せっかくこの地で生まれ育って人が帰りたいという後押しが何かできるような、今後、施策ができたらいいなと私は感じております。

今までの質問を含め、やはり現在の日本の縮図である少子高齢化、これは当町においても、本当に大きな問題で子供が生まれていない。昨年度、教育委員会が河津町文教施設整備検討委員会の資料として、令和5年度12月時点の実数と5年後、8年後の児童生徒数、学級数の推移を出しております。資料を参考に令和5年度中学3年生の58人、2学級をピークに統合しても、小学1年生は28人の1学級、それ以降も2歳児までは何とか20人台をキープしながら1歳児、ゼロ歳児は10人台、5年後には河津小学校、先ほどの28人の1学級だった1年生が6年生になり、一番児童数が多い学年で1年から6年まで全てが1学級、8年後には小中学校ともに全てが1学級になってしまう、これが現実です。

出生のほうから見ると、町民生活課が今回の質問に当たり資料を作成してくれたんですが、令和6年5月8日現在の出生届と令和6年4月現在の年齢別人口統計、現在の実数なのですが、令和5年度ゼロ歳児の届出が16人、実数は同じく16人、1歳児の届出は20人、実数は16人、2歳児届出が25人、実数は24人、3歳児届出が27人、実数は21人、4歳児届出が34人、実数は24人と、社会減だとは思いますが、実数が届けよりも大きく減ってしまっている年があります。

これらを踏まえお伺いします。

①8年後には全て1学級になる中で、町の思い描いている小中学校の在り方（ソフト・ハード）ともにその方向性は。

②今回、たまたま私は京都に行ったんですけれども、そのとき修学旅行に来られているバスがありまして、私、前身がバス会社なものですから、どうしてもバスを見るとステッカーを見ちゃうんですけれども、そこで長野のバス会社だったんですけれども、組合立〇〇小学校と書かれていて、僕はすごい驚いたんですが、将来、町が独自で学校を維持できる児童生徒数のボーダーラインは、また児童数が減り続けた場合、町単独でなく組合立小学校のような学校の在り方を考えることはあるのか。

以上、2件お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの議員の質問にお答えします。

私は基本的な答弁をしまして、その後、教育委員会教育長と局長から答弁させます。

まず、私は町の将来的な教育環境については、ご存じのように、河津町をはじめ賀茂地区

全体でも児童生徒の減少により、特に公立高校の再編が協議をされておりました、今後の方向性として、稲取高校や松崎高校などサテライト化に向けまして一定の方向が示されております。

河津町においても、これまで中学校、幼稚園の統合をはじめ、昨年は小学校の統合を進めて、教育環境の充実と変化に対応してきております。

町の将来的な人口経過にもよりますが、現状では人数的には減少傾向であることは、議員もおっしゃるとおり間違いないかと思っております。

今までの町の教育方針などを考え、河津町らしい教育の実現に向けて、当面は進めていくことが大事であると思っております。

小学校の統合の議論の中でも申し上げましたが、統合の目的として、ただ単に人数が減るから統合するのではなく、新たな教育に向けて河津らしい地域の風が行き交う学校として進める、そういうふうに述べてきましたが、小学校が統合したばかりですので、将来的な不安はありますが、子供たちの教育については、町の未来を託す子供たちの教育については、教育委員会と連携をしながら、これからも重要な問題として考え進めていきたいと思っております。

それでは、教育委員会から答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 教育長。

○教育長（鈴木弘光君） 児童生徒数が減少する中で、これからの河津町や、社会を担っていく子供たちが学んでいく河津らしい地域の風が行き交う学校として考えているのは、何度か皆さんにもお話しさせていただいている小中一貫教育の関係です。

小中一貫教育の学校では、小学校1年から中学校3年生までの9年間の学びや発達段階の系統性を確保した教育課程を編成、実施します。また、学年間の縦のつながりの中で子供たちがリーダーとフォロワーの両方を経験する機会が多く、自発性や協調性が養われることが期待されます。中一ギャップのような環境の急変による子供たちの混乱も起きにくいと考えます。

授業では、教員同士の乗り入れが導入しやすく、専門性の高い中学校教諭が小学校の授業に入っていくことも可能です。このような長所のある一貫教育、河津町でどのようにできるか、それを模索していきたいと思っております。

小中一貫教育の教育形態や施設形態の検討の状況については、後ほど事務局長より答弁します。

もう一つの質問、町が独自で維持できる児童数、ボーダー数とかはあるのか。また、児童数が減り続けた場合に町単独ではなく、組合立小中学校のような学校の在り方を考えることができるのかということですが、町が独自で維持できる児童数のボーダーの規定人数というのは法的にはありません。現在、教育委員会としても、何人以下になったら組合立の学校を検討するかというような考えを持っておりません。また、近隣の市町ともそのような協議は行っておりません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（土屋 勉君） それでは、私より小中一貫教育の教育形態や施設形態の検討状況について説明をさせていただきたいと思います。

現在、小学校が統合し、当面の間ということで、旧南小学校校舎を活用し、今年で2年目を迎えております。現在、小中学校、幼稚園の連携を含めた文教施設の在り方について、文教施設整備検討委員会で委員の意見を伺いながら検討しております。

教育形態については、小学校と中学校の連携を深めた小中一貫型小中学校ですとか、義務教育等、河津町の子供たちにとって望ましい教育形態について検討してございます。

また、施設形態についても検討しており、既存の校舎等の利用方法や整備が必要な施設等を検討してございます。今年度中に整備方針を策定する予定で進めております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 組合立小中学校のような考え方は持っていないということで、やっぱり先ほど来、数字的にも出ていますし、町は町で単独でやっぱり町の子供をつくる、育てる、育ませる、やっぱそういった学校運営がこの町が存続する上でも重要ななと思いますので、本当にそこら辺は引き続き頑張って取り組んでもらいたいと思います。

今回これから一層進むであろう人口減少の中、少しでも人口減少を防ぐための郷土愛教育というか、ふるさとを育むようなものとしては、今回、1,680もの方々から桜を切らないでという署名活動がされ、町には要望書として、議会に対しても町に意見書を出してくれという陳情がなされました。私もその対応に議会側として、議長とともに携わせていただきました。そこで本当に感じたのは、代表の方の河津桜に対する熱い思いを強く感じました。また、町の第5次総合計画を見ましても、その当時の小学5年生が考える10年後の未来像というものがあるのですが、やはり子供たちの言葉が一番多いのは、河津桜の内容であ

り、河津桜は地域の人の誇りであり、一番の愛着を持てる武器でもあります。これからもより一層、河津桜を中心としたシンボルを磨き上げ、町の武器というか、町民の心のよりどころにしていく必要があると改めて強く感じました。

また、先日も議員説明会でお話をいただいたのですが、今年3月に谷津区が所有する南禅寺伝来諸像26体が国の重要文化財に指定答申をされたことなど、町としては本当にわくわくするような出来事があります。これらを生かし、これらも河津桜とともに地域が誇りを持てる教育をさらに進めていただければと切にお願いをいたします。

この後も多くの同僚議員からも、河津桜に関しての一般質問があるようなので、注視をさせていただきます。

本当に先ほど来申し上げているとおりに、消滅可能性自治体でない町だから大丈夫でなく、人口減少は仕方ないと思います。その中で何ができるのか、何をどうしていくのか、本当に今このときの判断がこれから先の20年、将来を導くものと思います。人口減少で将来を悲観するのではなく、町長の言うオール河津、共創のまちづくりをいま一度見詰め直していただいて、今この場にいる私たちの行動、判断が未来の将来の河津町の生活、河津町のまちづくりの鍵を握っていると思うので、これからもわくわくするまちづくりを期待し、お願いをしまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員の一般質問は終わりました。

13時まで休憩します。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 桑 原 猛 君

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員の一般質問を許します。

4番、桑原猛議員。

〔4番 桑原 猛君登壇〕

○4番（桑原 猛君） 4番、桑原猛です。

令和6年第2回河津町定例会が開催されるに当たり一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

今回の私の質問は、公共工事の残土処分について、もう1件、河津川堤防強化について、以上2件です。

町長及び関係課長の答弁を求めます。

それでは、質問に移ります。

まず1件目、公共工事の残土処分についてお伺いいたします。

土木工事や建築工事により構造物を造る場合、大抵の場合、その工事の当初に地面を掘削することになります。そして構造物を造った後に土で埋め戻しをします。この際、構造物を造ったために埋め戻しをしても余剰の土が出ることになります。これが建設発生土です。かつては敷地内で掘削した土砂は場外に処分とし、次いで埋め戻しに用いる土として新規購入した山砂などを充てていました。土砂の搬出処分と新規購入の二重の経費をかけていたことになります。このため、結果的には建設工事による余剰発生土が定量的に新規需要の量を上回り、埋立てなどでの需要に利用されました。一方では、新たな土砂が不足し、過剰な掘削による景観破壊やコンクリートへの海砂利混入などが問題になってきました。

近年では、限りある資源としての土を有効に利用するために、現場で掘削した土砂を一旦は保管し、これを改めて埋め戻し再使用、余剰分だけを場外処分とすることになりました。公共工事においては、現場から出る建設発生土を有効利用するために、購入土砂はなるべく使用せず、個々の工事間で建設発生土の流用を図ることを原則にしているところです。

しかしながら、それでも今、土砂残土処分場が少なくなっている状況でございます。先ほどの工事間で建設発生土の流用を図ることが原則になっているということは、今回、河津町で花泉園跡地に伊豆縦貫自動車道工事の発生土の受入れができる根拠となっていると考えております。しかしながら、これは伊豆縦貫自動車道の発生土に限る処分場となり、その他の公共事業の残土処分はできないようです。

そこでお聞きしたいのですが、町では公共工事の残土処理は現状どうなっているのでしょうか。また、近隣に残土処分場がありませんが、今後、町として工事発生時の残土処分対策はあるのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、桑原議員の公共工事の残土処分についてということで2点あったかと思えます。現状と近隣がないことにより今後の対応ということだと思います。

まず、現状の対応につきまして建設課長より答弁させて、その後、私がもう一度答弁させていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 私からは、町発注工事の残土処分の状況についてお答えいたします。

現在、残土処分は上佐ヶ野地内町有地、また工事間の利用を行い処分を行っております。公共工事の残土処分はできていますので、問題ないと考えております。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） そういうことで、今担当課長より答弁がありましたけれども、一応、公共的なものについては処分のことについては指示をしているということで、その中で済んでいるという話でございます。

そういう中で、議員からあった2問目の関係でございますが、建設課長から答弁があったとおり、現在、公共工事の残土処分ができておりますので、特に問題はないと考えております。

今後、工事量に応じて処分場を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 上佐ヶ野のほうに残土処分場があるということでございます。しかしながら、今、近隣の土木事務所の仕事にしても、残土の搬出先を指定するのに河津町が指定されているということはありません。ほぼほぼ伊東の業者のほうに持っていくような指示でされております。

ホームページのほうを見ましても、河津町の残土場が残土処理場として県のホームページのほうには記載されておりました。そこはどのような形での残土処理場として許可になっているのかあれなんですけれども、現状、町ではあるということなんですけれども、これでも町は大丈夫ということなんですけれども、やはり県の仕事で近場で処理するのがいいかなと思うんです。そこで、町でぜひ残土処分場をさらに広げていただけないかと思って、続けて質問したいと思います。

残土処分場開設には県条例が厳しく、たやすく今開設できない状況になっております。伊

豆縦貫自動車道発生土を受け入れている現状がありまして、また、今、上佐ヶ野のほうに残土処分場があるということで、町では残土処分場を持っている自治体という形であれば、もう少し事業化してお金もうけができないかというか、これ全国的に見ても、公営の残土処分場を開設して資金を潤沢に取っているところがあります。例えば京都府の伊根町では2億4,000万の毎年お金を稼ぎ出している自治体もあります。各近隣の町なんかも残土処分に苦慮しているところもあるかと思しますので、もし近場での処理ができたならば、この物価高騰の中、運搬費の削減、また工期の短縮、それと今、残土処分費が5年前からもう3倍になって、その3倍のお金をつぎ込んで残土を処分してもらっている状態です。

近隣の市町は、先ほども言いましたけれども、現状を考えて、県や近隣の町の残土を受け入れる考えもあるのではないかと思います。町内で上佐ヶ野以外に適所があれば、公営の残土処理場として県のホームページに掲載して、お金を取って残土を受け入れて、それを資源にする。それでまた運営の仕方も、町の業者さんにJVを組んでいただいて、それで委託して運営してもらうような方策もあると思うんですけれども、これを公の残土処分場として開設することは考えていないでしょうか、お聞きします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問ですけれども、公の残土処分場ということの考えはないかということだと思います。

先ほど建築発生土については、特に公共工事ということで、町の事業については担当課長が答弁したとおり、工事間の利用という形で上佐ヶ野地内に指示をしているということでございます。それが残土処理場に当たるかどうかよく分かりませんが、一応、工事間の利用ということで利用しております。

議員がおっしゃる公共工事、県も含めてだと思っておりますけれども、そういう形で残土処分場として町で持ったらどうかという話だと思います。状況としては、私も近隣市町の首長からも、特に熱海の土砂災害等があった中で、なかなか県の規制が厳しくなって発生土の処分する場所がなくて困っているよという話は聞いたことがございます。たまたま河津町は工事間の利用という形で公共的なものは済んでいるということでございますが、そういう状況は承知しております。

町の場合には民間の事業さん等もあるわけですけれども、特に今のところはそういう話も聞かえてこない状況がありますので、特に今のところ考えていないのが状況です。

ただ、私が公営の残土処理場を考えた場合に、ちょっと心配なことが結構あります。とい

うのは、近隣の合併、関係者の理解を得る点ですとか、当初から最終までの管理をしなきゃならないということで、財源の確保よりも安全性ですとか、環境保持の部分で優先しなきゃならないことがあると思いますので、現状では、特に公共の設立については考えていないというのが状況でございます。

町の現状としては、先ほども申したように、町の公共事業についてはそういう形で発生土の処理については現状ではという問題だと思っておりますので、公的なものは今のところ考えておらないという状況でございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 公的な残土処理場を一応、河津町の町内の工事は上佐ヶ野で間に合うけれども、ほかを受け入れるような、お金を取っての残土処理場の設備は考えていないと、また近隣の方々の配慮をしなければいけないというところ、それは十分理解しての話なんですけれども、次の質問もちょっとそれに関連しますので、次の質問も踏まえてまた質問させていただきたいと思います。

次の質問が、河津川堤防強化についてということで、先ほどの残土処理場と関連しての質問になりますが、本当に残土処理をする場所が不足しています。伊豆縦貫自動車道整備工事もそうですし、県土木事務所の工事もそうです。再利用し有効に活用すべきと考えます。

以前も、国土強靱化の観点から同僚議員も、また私も、河津桜まちづくり計画にのっとった堤防背後地の埋立ての質問をさせていただきました。町民の皆さんの協力を得なければ推進できない旨の回答でしたが、先ほどの回答も同じような回答でした。しかし、耕作放棄地も多く、利活用に困っている方もあるかと思えます。

河津桜まちづくり計画もあるのですから、その計画にのっとった堤防背後地の埋立ての推進をいま一度考えられないのかお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの河津川堤防強化ということで、背後地の埋立ての考えはないのかということでございます。

これは以前の河津桜まちづくり計画の作成段階でも論議をされたと思いますが、県管理の河川であるので、町としては背後地を埋めることにより河津桜の植栽が可能になると考えており、今後、県の河津川河川整備計画の中で考慮されてくるものと思っております。

現状の考えについては、県の計画策定の進捗状況も踏まえ、担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） それでは、私からは河川整備計画についてお答えいたします。

現在、県において河川整備計画を策定中です。今後、流域委員会で意見集約し調整を図り、計画案が策定されてくるものと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 堤防背後地への河津桜の移植の関係でお答えさせていただきたいと思います。

まず、河津桜まちづくり計画につきましては、河津町景観計画の中で取り組んでいくというようなことでございます。河津町景観計画の河津桜の景観の維持・創出についての具体的施策内に、河津川沿いの桜並木の保護、整備につきましては、桜並木の再生と河津川治水のための原因者となる主体がかさ上げ、腹付けについて検討するとなっております。現状、整備等は予定をしておりません。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 回答いただきました。何年も何年も同じ回答で、ここは本当に県にどういうふうな要望をしているのか、これ、切実な問題だと訴えているのでしょうか。河津桜が10年もたないですよ、この背後地を計画しないと。桜を新しく植え替えないとどうするんです、桜並木なくなりますよ。本当に。

この間、僕らも勉強しました。河津桜は原木由来じゃないと30年もたないと。もう30年過ぎていくんですよ。新しい木をどんどんやっていかないと、これから河津桜なくなっていくということになってしまいませんか。そこら辺のことを真剣に県に訴えてもらいたいです。これは本当に河津桜で売っていく町だからこそやらなきゃいけないことだと思っています。

それに伴って、この背後地の利用のところなんですけれども、いろいろ耕作放棄地も見受けられます。耕作できない様々な理由があると思います。車が入らないなども理由になるのではないのでしょうか。道路から土地が平たんになり、車で畑に横づけできたり、耕運機など農業機器の出し入れなどが安易になり耕作意欲が増すのではないかと思います。

背後地の利用促進の理由は多々あると思われれます。個人では勝手に埋められない状況があるので、護岸強化の名目で農地の再生を図る等の考えはあると思いますが、再三ですがお伺いしたいです。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、先ほど河津桜まちづくり計画に関連をした県の河川計画の話な

んですけれども、これは河津桜まちづくり計画を作った経緯の中でも、その後、県の河川計画に反映させるということの目的があったかと思います。そういう中で、町の計画を作った後も県のほうで進めてきたわけですけれども、詳しいことは分かりませんが、県の中でもなかなか進んでいないというようなこともあるかもしれません。町としては当然早く進めてほしいなと思いますし、実際、県の方と打合せ等もやっているという話も聞いておりますので、今後は進んでいくと思いますけれども、今の段階ではまだ県の河川計画の完成に至っていないというのが現状であります。

特に先ほどから答弁してあるように、河津桜まちづくり計画の中で堤防の後ろの部分、のり面のところを、例えばこの間、最初の話の段階では、壁を立てたことによって、それを埋め立てたところに植えるようなことも、河川計画によってはできるような話を聞いていたもんですから、そんなことも踏まえて、県の河川計画の中でそういう位置づけをしていただければ、いろんな補助事業なんかも当たると思いますので、そんなことを踏まえて、どうしても県管理の河川になりますので、のり面なんかは県の管理となりますので、その辺を含めて今後も河津川の整備計画については県と調整をして、できるだけ早い段階に作成してもらうように、また調整をしていきたいなと思っております。

議員おっしゃるように、やっていないということではなくて、県の中でもいろいろな考え方があのようなことも聞いておりますので、そういう中での今の状況でございます。

それから、耕作放棄地等の関係、あるいは残土の利用と発生土の活用についてのお話がありました。

現在、利用されていない農地については、確かに埋立てによって使いやすい、利用促進につながるということは当然もっともなことでございます。いずれにしる地権者の理解と今後の活用についてが課題であります。特に伊豆縦貫道の発生土の関係もありますので、活用などを踏まえて検討課題であると思っています。

ただ、伊豆縦貫道の発生土の活用なんかのことを考えますと、やはり今後の利用計画というのは重要になって、なぜ増えるのかという理由がどうしても求められるようになります。ですから、農地を造成するという目的なのか、そういうのをはっきりしておかないと、なかなか発生土の受入れというのは難しい面があります。当然、農業委員会等のあれも必要になるかもしれませんけれども、そういう中で伊豆縦貫道の建築発生土については、今、見高地区のほうで農業振興の部分として受入れをやっている、そういう計画の下で計画づくりを始めているということがありますので、そういう農業者の理解ですとか、特に耕作放棄地につ

いては計画をまず作らなきゃならないということがあります。あと、受益者がどういう考え方を持っているかによっても違ってくると思います。

既にもう見高地区ではアンケート等を取ったりしてやっておりますし、そういう準備段階から進めていかないと、受入れについても、伊豆縦貫自動車道の場合ですけれども、目的を持ってやっていかないとなかなか難しい状況があるのなかと思っています。

現状については以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 現状、今そういう状況であることは私も分かっている、でも、再三言いますけれども、業者さんが困っても余り声を上げてきていないから困っていないんだろうというか、この上佐ヶ野、町内で仕事するとえらい遠いんですよね。やはり効率が悪いところがあって上佐ヶ野まで持っていかないとということもあって、町内の仕事であればそういう感覚だと思います。なので、いつか使うだろうとって業者さんは自分でストックしているところがあるかと思っています。

これは県の話なんですけれども、今、下田に1か所、もうすぐ終わる場所があって、伊東ももう何十年もやっている残土処理場があります。ですけど、もうそこしか頼りようがないんですよね。下田はあと二、三か所、設計書に書いたって受け入れられないよって業者さんに言われてしまいます。これ共同で持つというのもあれなんですけれども、もし河津で入れやすいところがあって、利用したいというところは、町長おっしゃいましたけれども、これからの利用方法をいろいろ考えていただきたいと思ひまして、それもう少し提案がありまして、背後地の利用なんですけれども、先ほどから何度も言いますけれども、まちづくり計画によりますと河津桜の後継樹を背後地へ植えることで護岸の健全化も図られ、桜並木を将来に残すことが盛り込まれております。河津町の未来のため、未来へ続く河津桜並木の保全はやらなくてはならない時期だと思います。

また、背後地の整備後、これを町有地として保有して、例えばの話ですけれども、河津桜公園、防災時の仮設住宅候補地、災害ごみ集積所、また河津分署の候補地など選択肢があるのではないかと考えます。防災公園をこれから整備するところなんですけれども、あれもし道のいろいろなかげんで運ぶのが難しくなったり、平場で安易に持って行ける場所などを造ってもらえれば、住民の方の災害時にはあそこに持っていけばいいんだよという場所が1つでもあると、有効利用できるのではないかと思います。そういう利用方法を加味して、今後の背後地の埋立て利用のことを検討していただけないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問の背後地の利用の意味合いといたしますか、そういうことでご質問があったかと思えます。

先ほど言ったように、背後地の利用としてどういう計画を持ってやるかということだと思います。確かに議員がおっしゃるように、そういう考え方の中で背後地を利用するという形もあるかと思えます。ただ、議員がお尋ねの防災公園の関係については、例えば瓦礫などの集積所についても防災公園を使ってという話もありますし、今おっしゃったこと、ある程度は防災公園の中で処理することができるのかなと私は思っておりますので、例えば河津分署の建て替えのことについても、当初、防災公園だったわけですけれども、それが埋立てのところがいいのかどうなのかということもありますし、ただ、この平場については河津川の浸水想定区域になっておりますので、一定の処置を講ずればできるのかもしれませんが、基本的には、そういう地域があるということは認識しなきゃならないもので、その適地かどうかという論議も出るかと思えます。

いずれにしても、今後、その背後地を利用しての河津桜の植栽というのは重要なことだと思っておりますが、それについても県との調整もありますので、どういう方向で進むのか分かりませんが、できるだけ早い時期に対応できればそういうふうにしたいなと町としては考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 回答いただきました。

背後地の利用を進めていただく、これが河津桜も生きるし、護岸も生きる一番手っ取り早い方法かと思えますので、これを県にどんどんプッシュしていただき、やっていないということはないとは自分も承知はしていますけれども、本当に桜がなくなる前、だめになっちゃう前に、何とかちゃんと後ろ側で咲いている桜を維持しなければ、お客さんはもう来なくなるかと思えます。そこら辺、これが河津の生命線だと思わなければいいんですけども、僕は生命線だと思っていますので、そこら辺、十分考えてくれているとは思いますが、それも配慮していただけたらと思います。

以上で私の一般質問は終了します。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員の一般質問は終わりました。

13時40分まで休憩します。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時40分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 渡 邊 弘 君

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員の一般質問を許します。

8番、渡邊弘議員。

〔8番 渡邊 弘君登壇〕

○8番（渡邊 弘君） 8番、渡邊弘でございます。

令和6年第2回定例会開催に当たり一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

私の質問は次のとおりです。

1件目、伊豆縦貫自動車道路開通に向けての進捗状況と対策ということ、2件目、河津桜まちづくり計画の進捗の状況。

以上、町長及び担当課長の答弁を求めます。

早速でございますが、伊豆縦貫自動車道路開通に向けて進捗状況と対策ということでお伺いをしてまいりたいと思います。

梨本一逆川間が開通をいたしました。今後、全線開通を見越した河津町としての対策が必要と考えられます。現状、伊豆縦貫自動車道路全線開通に向けてのスケジュールは、町の部分とは違うかもしれませんが、お伺いをしていきます。

あと、梨本一逆川間の開通によって河津に下りてくる交通量が相当変わっているんじゃないかなというふうに思います。その実績数につきまして、河津方面、下田方面に行く車ということで、分かる範囲内で状況をお伺いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の伊豆縦貫自動車道路開通に向けて進捗状況と対策ということで、全線開通に向けてのスケジュール、ほかのご質問があったと思いますので、お答えします。

まず、伊豆縦貫自動車道路の開通に向けての今後のスケジュールについては、実際のところ公表されておられませんので、私から特に答えることはありませんが、できるだけ町としては早い実現に向けて、今後も要望活動等に努力したいと思っております。

これまでの状況についてお答えします。

現在の工事状況は、河津下田道路の1期区間のうち、河津七滝インターチェンジからは河津―逆川インターチェンジ間3キロを除く3.8キロと。河津下田道路の1期区間5.7キロの工事を実施中であります。昨年、天城峠道路区間21.6キロのうち月ヶ瀬―茅野間、延長5.7キロメートルについては事業採択をされて、現在調査中でございます。

今後は、河津―下田間の残りの部分の事業推進と並行して天城峠道路区間の残りの部分の15.9キロの事業採択が目標課題であります。今後とも関係市町、県などと国への要望活動を進めていきたいと考えております。

その他の議員のお尋ねの点については、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） それでは、私からは河津七滝インターチェンジから河津逆川インターチェンジの交通量についてお答えいたします。

令和6年2月に行われた国土交通省の交通量調査では、開通1年後の河津桜まつりの時期の交通状況として、国道414号と主要地方道下佐ヶ野谷津線の交通量の約3割が転回しております。河津下田道路の交通量は1日当たり約4,200台となっております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 今のお話の中で、町長のほうから事業としては国の事業なんで、町のほうでスケジュールは分からないというお話でございました。ただ、分からないんじゃなくて、おおよその数字ぐらいは多分分かっているというふうに思っています。その部分で分からない、分からないで過ごしていると、要は、今後の開通時に合わせた河津町の事業計画というのはなかなかできてこないのかなというふうに思います。

それとあと、下田のほうに流れていく車の状況というのか、4,200台というのは河津に下

りた車ということですか。何台のうちの何割ぐらいが河津方面に下りて、何割ぐらいが下田の方に流れているよという、そこら辺の概算が分かればありがたいなと思いますので、次の質問のときにお答えいただければありがたいと思います。

それで、今の流れの中から天城道路月ヶ瀬茅野間5.7キロが今町長のほうからお話しただきましたけれども、事業化がされた。された中で、今調査が始まっている。どんな状況かということで私も伺いに行ってきましたけれども、恐らくこの工事区間だけでも10年ぐらいかかるんじゃないかなと、そんな感じでお話を聞いたかなというふうに思っております。

ただ、この区間が例えばの話10年かかったとしても、それ以外の区間は、これが終わる前からもう動いていただかないと、どんどん後送りになっちゃって、実際問題もう30年も40年もかかっちゃうよというようなことになるんじゃないかなというふうに思われます。

それで、次の時期、事業化に向けまして陳情など、先ほど町長のほうからお話しただきましたけれども活動に取り組むと同時に、町として開通時、天城道路が開通したときの対策をする必要があるんじゃないか。令和2年に河津町伊豆縦貫自動車道路インターチェンジ周辺地域振興計画が策定されております。それに伴って質問でございます。

この計画に沿った取組がされているのか。

2点目、具体的内容において重点プロジェクトが示されております。これ9個のプロジェクトに上がった中から、どのプロジェクトを選択して推進をしているのか、お伺いをいたします。

それと、この計画の推進会議、この計画をつくられた中での会議は開催されているのか。

その3点、お伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、前問の関連で少しお話をしたいと思っております。今後の期間のお尋ねですけれども、これがなかなか国のほうも示されていないという状況です。天城峠区間、全長21.6キロあるんですけれども、それがどの程度の工事量で、どういう形で進んでいくのかというのが大きな問題かと思っております。河津七滝インターチェンジが最終的な工事のときには年間100億円ぐらいかかったと思うんですけれども、それが21.6キロをやった場合にはどの程度かかるのかなというのがありますし、ただ、工事の内容によっても当然額が違ってくるわけです。多分、長いトンネルが何本かできるようなやり方だと思いますので、それによってお金がかかってくるという可能性もあります。そういう中で、国のほうでもなかなか示してくれないというのが本当の話です。

というのは、私ども期成同盟会等で陳情に行く中で、首長というのは同じように、先が見通せないとなかなか住民にもお話ができないということで、何とか示してくれないかという形でいつも言っているんですけれども、その辺は国のほうが固くて、なかなか教えていただけないというのが実際の問題です。

ただ、河津から下田に向かう部分について工事を行っておりますので、箕作までの間についてはいつかの時点で示されるものだと思っておりますが、それさえもまだ示されていないという状況でございます。

そういうことで、私どもとしては、とにかく天城峠の残りの区間が早く計画段階に上がって、調査をしてくれて、実行できればいいなと思っております。

議員がご心配されるように、こっちができれば次が進めないということじゃなくて、実際、下田―河津の部分でも2期のほうが先にできた、やっているということもありますので、それには用地との関係もあつたりとか、工事の内容にもよるかと思しますので、私どもとしては、できれば河津に近いほうを今後、早く計画段階に移って、用地等がまとまれば早くできる可能性があるということもありますので、今後ともとにかく進めてもらうことは確かなんですけれども、そういう見通しができれば、用地等については町も一生懸命協力してやっていきたいな、そんなようなスケジュール感を持っております。

それから、地域振興計画の話でございます。

当時、インターチェンジ周辺の逆川と七滝の周辺の関係行政区の方たちに集まってもらって、この計画をつくったわけです。そのときは大分状況が、一部開通はしたんですけれども全線が開通できていないということもあつたりして、なかなか実感として出てこないのが本音です。それで、現在行っているのが、議員おっしゃる9つの事業があるわけですが、部分的なもので、私どもとしては旧西小学校の跡地の活用について、一つの委員会を通して今一生懸命、今後の計画を練っているということでございます。そこが今後、インターチェンジの中心的な役割があらうかと思います。

もう一つは、逆川については農業振興という形の中で、実りの里さんなんかと協力をして都市と農村事業等で事業をいろいろ行っているという状況でございます。そういうことで全てとはいきませんけれども、その中で部分的に、その計画に沿って少し進めているという状況でございます。

西小学校の跡地については、行政報告でも申し上げましたけれども、もう一度繰り返しますが答弁させてもらってよろしいでしょうか。

西小学校跡地は文部科学省が実施しているみんなの廃校プロジェクトというのに参加しながら、意見を広く求め、地域活性化に寄与する事業がなされた場合にはプロポーザル方式にて利活用を選定して、一括貸出しすることが望ましいという答申をいただいております。

このみんなの廃校プロジェクトというのは文科省の事業なんですけれども、これは伊東なんかの例でも、これに登録すると問い合わせがあるという話を聞いておりますので、西小については取りあえずプロジェクトに参加をして、広く意見を求めて今後進めていきたいなと思っております。そういうことで、答申書に沿って今後作業を進めていきたいと思っております。

それから、もう一つ、最近、観光のリスタートといたしますか、コロナ明けのリスタートとして現在、七滝を中心として、特に秋に事業を進めております。これは観光協会を中心として、昨年からは伊豆の踊子をテーマにしたODORIKOトレイルなどの秋季イベントを開催をしてリニューアル化を図っております。

また、今年度は七滝駐車場のトイレの建て替えも予定をされております。現状では、先ほどから申しているように、伊豆縦貫自動車道の進展がなかなか見通せない状況もありますので、こんな状況も加味しながら少しずつ推進をしていきたいというのが町の対応でございます。

お尋の点については担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） 計画に沿った取組がなされているかとのことですが、令和3年10月29日の議員月例会でも説明しておりますが、実施時期のタイミング、または人材、財源など制約がある中で、計画に記された事業全てを行うことは難しく、これらの事業の中で優先的に取り組むべき事業から取り組んでいるところです。

9つの重点プロジェクトのうち、現在進めている事業は、町長の答弁にもありました七滝の魅力みがきプロジェクト関連事業、河津インターエリアにおいては地域振興施設建設プロジェクトに関連した旧西小学校の跡地について、行政報告や町長の答弁にありましており、みんなの廃校プロジェクトに参加しながら意見を広く求め、地域の活性化に寄与すると認められる事業が提案された場合には、提案型プロポーザル方式にて利活用者を選定し、一括貸出しすることが適当であると答申をいただいておりますので、今後は、今回の答申を踏まえて活用に向けた公募等の手続を開始してまいります。

また、逆川インターエリアについては、農の魅力活用プロジェクトに関連した都市と農村

交流事業を逆川実りの里に取り組んでいただいております。

続きまして、推進会議が開催されているかのご質問ですが、庁内には常設で推進会議の設置はしておりません。必要に応じて町長、副町長、教育長の3役と管理職全員が参加して政策決定の会合を持ち、旧西小学校の利活用について、昨年12月に町としての意見を集約したところです。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 交通量の比較の関係ですけれども、こちらのほうも大体同じ月の1年前の比較になるもので、台数比較という形になると、1日の交通量が違うもので一概に比較にならないので、比率で述べさせていただいてよろしいでしょうか。

1年前、開通前に国道414号線のほうに回っていた車が、1年前は全体の交通量の15%です。それが開通後、河津下田道路と国道414号線を使って下田方面に行く車が29%という形になりまして、約3割の車が河津下田道路のほうへ行っているという形になっております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

私の感じからすると、下田のほうに向かっている車というのが本当に30%ぐらいで収まっているのかなという感じがするんですけれども、データの的に30%ぐらいですよというお話であれば、それはそれとして今後、下の地域の商店でありますとか、そういうところがどういう対応をしていくのか、ここら辺情報開示していくのが非常に大事なかなというふうに思いますので、そこら辺も含めてまた今後はお願いしたいと思います。

それとあと、計画に沿った取組の部分で、タイミングの問題だとかという話もあって、なかなか進んでいないのが現状かなというふうに思います。

それとあと、9つのプロジェクトの中で、今のところ取り組まれているのが3件ぐらいということでございますので、せつかくこの計画をつくって進めていく段階において、先ほどの最後のお話の中で、この推進会議だとかそういうものは設置されていなくて、必要に応じて3役ほか担当課長で検討しながら動いていきますよと。そうでなくて、例えば半年に一遍とか1年に一遍でもいいんですけれども、ここら辺はちゃんと計画に沿った動きがされていくのかどうなのか検証する必要があるのではないかなという感じがするんですよ。やっぱり計画をつくった以上は、その計画をしっかりと履行していかないと、計画が何のための計画な

のかという部分が浮き彫りになってくるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ計画をつくった段階で、次の計画に入るのであれば、要は実施計画を立てるとか、そういうやつをしっかりとした形で作っていただきたい。

何で私、今回話したのかなということになると、やはり町の関与できる部分と関与できない部分があると思うんですよ。下田市あたりで今回、箕作のほうで公園事業をちゃんとした立ち上げをするということで新聞報道されましたので、そうすると、河津町は今のところまだ縦貫自動車道が通ったときの準備が全然されていないのかなというのが現実かなというふうに思っていて、今回の質問をさせていただきました。

次の質問、このインターチェンジ周辺地域振興計画ができたから終わりじゃなくて、これを実施していくために何をしていくのか検証していくことが大事じゃないかなと。現状において、伊豆縦貫自動車道の対策が、今のところ私あたりでは、どうするんだというのが全然見えてこない。伊豆の踊子も含めて、いや、目的地づくりだとか、そういうことがどういうような形でされていくのか、その原案も何も見えてこないというのが現実じゃないかなというふうに思います。

その中で、もう聞かれたときに、今からやろうと思っても遅いのが、例えば浜峰線の道路整備事業、これ前からの話の中で、河津の中央の道なんでお話は出ていると思うんですが、その事業の進捗状況ですとか、あと1次産業、2次産業、3次産業、こういう関連事業を伴って観光整備事業だとかそういうものが動いているのか、動いていないのか、そういう部分。

あとは、温泉資源の活用をした目的地づくりのまちづくりの計画だとか、そういうものがあるのか。あと、歴史・文化遺産、これはもう河津にあって、河津の宝物なんで、そういうものを活用した目的地づくりがされるのか。

河津町伊豆縦貫自動車道路インターチェンジ周辺地域振興計画を推進していく考えが実際問題はないとまずいんだけど、考えはあるんでしょうかということと、今後どのようにこの計画を活用していくのかお伺いできれば伺いたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 具体的な対策の状況についてお尋ねだと思います。

何項目かありましたので、私のほうから前段として少し答弁差し上げたいと思います。

振興計画の中で幾つかプロジェクトがあります。当時つくった中では、地域の方々の声を反映したというのが基本的なものなんです。現在やっているのは町であったり、観光協会であったりということで、特に河津の中でインターチェンジを中心とした特に上地区、七滝

地区を中心とした観光事業を含めたものと、あるいはもう一つは、湯ヶ野地区を中心とした西小の跡地の活用について重点的にやっているということでございます。

今後、この計画の内容も加味しながら、特に私は、地域の方たちの声が入っているものですから、その辺も含めて今後の、例えば用地等の関係も出てきますし、そういう中ではこの内容も見ながら地域の人たちの声も聞きながら進めていかなきゃならないのかなと思っております。

今後は、具体的に、例えば大鍋地区なんかの用地の問題とか、いろんなことで関わり合ってくると思いますので、そういう地域とのつながりの中では重要な計画だと思っております。また、現在進めている町や観光協会がやっている事業もありますので、その辺を加味しながら接点を持ちたいと思っております。

特に最近では、天城を中心とした中では、七滝周辺のODORIKOトレイルですとか、また、今回補正で出ておりますループ橋を中心としたイベントですとか、そういう中で、議員がおっしゃるように自然資源や歴史・文化を生かした踊子という文化もありますし、そんな取組も始めておりますし、まだまだ大きな成果が出ていないわけですが、今後も上地区を中心としたインターを意識しながらいろんな事業を進めていくことが大事なのではないのかなと思っております。

また、議員から質問がありました関連するいろんな計画もありますので、それも含め、道路計画等も含めまして担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） 私からは、浜峰線道路整備事業についてお答えいたします。

昨年度、浜峰線について予備設計の業務委託を実施し、用地に計画道路線形を落とし込む作業を実施いたしました。業務委託の成果について、3月に行われた田中区総会にて区民に向けて説明を行いました。また、地権者14名出席の下、業務委託の成果の説明、意見交換を行いました。

今後も、地権者に対して説明を行い、理解を求めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 私からは、1次、2次、3次産業の連携事業と温泉資源、歴史・文化遺産の活用について、観光面での活用ということでお答えさせていただきたいと思

います。

まず、1次、2次、3次産業連携事業ということで、当町では2次産業があまりないということで、1次・3次産業の連携というようなことを主に行ってきております。観光農園や農業体験イベント、農産物の観光商品化などを企画、実施しております。

具体的な例を申しますと、河津ブルーベリーの里やカーネーション見本園に代表されます観光農園事業、並びにカーネーション引き抜き体験やワサビ収穫体験の農業体験イベント、天城甘茶の商品開発などの企画を実施していきたいというふうに考えております。

次に、温泉資源、歴史・文化遺産の活用ということで、湯ヶ野地区のそういった遺産の観光面での活用につきましては、先ほど町長が答弁しておりますけれども、旧西小学校の活用に合わせて検討していきたいと考えておりますが、昨年度は秋のイベントの一環として伊豆の踊子を新たな舞台演出で演じられた静岡県舞台芸術センタースタッフの演者によります福田家でのシンポジウムイベントを行うなど、ODORIKOトレイルと題しまして踊子歩道を中心とした旧街道沿いの地域をつなぐイベントを行っております。そうした取組を今後も関係機関と協力して行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） 私からは、温泉資源の活用と、この計画を推進する考えはあるのかということについて2点答弁させていただきます。

温泉資源の利活用につきましては、現在、旧西小学校の利活用の方向性が決まっていないため、温泉の活用については現在のところ検討に着手しておりません。

また、この計画を推進する考えはとのことですが、この伊豆縦貫自動車道インター周辺振興計画につきましては、計画に記された事業を全て行うことは難しく、これらの事業の中で今後の展開として、町にふさわしい事業の選択が必要と考えています。

事業の選択には地域住民の意向を聞くとともに、将来にわたる財政計画、人材の確保、育成という点も含めて検討し、進めるべき事項について取り組んでいくものと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 今のお話を聞く限りでは、細かいイベントとかそういうものはこつこつと進めていっていられると。ただ、伊豆縦貫自動車道が通ったときに、じゃ河津町としてどのような目的地をつくって、要は、河津に下りる意味合いをどこにつくっていくのか、こ

の実際問題の本筋がまだまだできていない。この伊豆縦貫自動車道インターチェンジ周辺計画の中に本当の意味の河津に引き下ろす政策ができていないんじゃないかなと。だから、今からでも遅くないと思うんですよ、例えば交流館の売店にしても今のままでいいのか、それとも、これを河津市場としてしっかりとしたスタンスで物事を積み上げていける、作り上げていける目的づくりが必要じゃないかなというふうに思います。

ぜひ、今の現状に満足することなく、小さいイベントでなくて、しっかりとした目的づくりが必要ではないかなというふうに思いますので、この計画の中から新しく立ち上げていただいてもいいですし、そもそもその目的をつくっていかないと、もうそろそろ間に合わないんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそこら辺は町のほうでお考えいただいて、ご協力いただきたい。

それについては、我々も一生懸命皆さんとともにご協力していきたいなというふうに思いますので、ぜひ新たな方向性づくりをしていただきたいというふうに思います。

縦貫道のほうはそういうことで、次の質問に入ります。

河津桜まちづくり計画の進捗状況ということで、これも町のほうで計画をつくられてまして、河津桜まちづくり計画が令和2年から令和11年の10年間として計画が発表されております。計画作成の趣旨として、河津桜は河津町のシンボリック的存在であり、重要な観光資源であります。町民の意向を踏まえ策定をされました。この計画について、町としてはこの計画をどのようなスタンスでお考えになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、河津桜まちづくり計画について、計画の考えについてお尋ねですのでお答えします。

先ほどの議員の話にもありましたけれども、町として河津桜については大変重要な資源でありまして、大事にしなきゃならないということは承知をしておりますし、今後も守っていくべきものだと思っております。

そういう中で河津桜まちづくり計画があるわけがございますけれども、これはほかの議員の質問にお答えしておりますけれども、これまでの河津桜まちづくり計画につきましては、今年度より河津町の景観計画の中で取り組むことにしました。河津桜は景観の重要な部分であり、景観は河津町民の心を写すものであるとの考えの下、町民、企業、行政がともに尊重し、日々の暮らしの営みの中で守り育て、活かし、協働で継いでいく景観づくりと同じ考えだと思っております。そのような意味合いで、今後も景観計画の中で進めていきたいと思っ

ております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 景観計画はできたんですけども、実際問題としては11年まで河津桜まちづくり計画は計画として残るわけでございますので、これも含めて今後の河津桜の宝をどうするか、お伺いをしてまいりたいと思います。

河津桜の今の見どころというのは、河津川沿いにある桜並木、これは桜並木の維持・保存に対してどのような計画で取り組まれていくのか。河津の桜まつりのときの河津桜の土手の並木というのはすばらしいもので、これは本当に観光資源として大きく匹敵するものだと思います。そういうものを計画に盛り込まれていくのか、また河津桜全体を通して維持・保存にどのように取り組んでいくのかお伺いをしたいと思います。

河津川沿いの桜並木堤防の後背地、先ほども議員からお話出ていましたけれども、その活用と基盤整備、これ計画の中に載っていますので、その進捗状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

また、新たな拠点づくり事業として、この計画の中に載っていますけれども、河津桜公園、あと河津桜原木公園などの事業計画の進捗状況はどのようになっているのかお伺いをいたします。

また、河津桜まちづくり計画実施は年間で進捗状況の検証はされているのでしょうか。この項目についてはここまでできたよ、ここまでできたよとかという計画に対しての検証はされているのでしょうか。

また、この計画の推進会議、この計画に対しての会議は開催されているのか。また、それは1年に何回開催されているのかお伺いをいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 計画の進捗状況等のお尋ねでございます。

まず、共通認識としてでございますが、先ほど私もお答えしておりますが、これまでの河津桜まちづくり計画については、今年度より河津町景観計画の中で取り組むことにしましたという形の中で景観計画の中に取り込まれております。その中で重点地区の4つのうちの1つとして河津桜並木、河津桜まつりでは、景観形成の方針として河津桜の保護、河津桜を引き立てる景観誘導、河津桜による回遊性の向上、快適性・利便性の向上、にぎわいや緑豊か

なまちなか景観形成など、具体的な施策例を示して今後取り組むこととしています。

議員がお尋ねの幾つかの点については、担当課長より答弁させます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） まず、河津桜の保護・育成の状況ということでございますけれども、河津桜の保護・育成につきましては景観計画にもございます景観の維持・創出というところがございますけれども、桜の維持・保全活動につきましては樹木医、河津守人の会サポーターの皆さんの協力により、計画どおり進められているのかなというふうに考えております。

次に、河津川沿いの桜並木堤防の背後地の活用ということでございますけれども、さきの議員の質問にも回答してございますが、景観計画の河津桜の景観の維持・創出についての具体的施策内に河津川沿いの桜並木の保護・整備につきましては、桜並木の再生と河津川治水のための原因者となる主体がかさ上げ、腹付けについて検討するということになってございます。

次に、新たな拠点整備事業でございます。

景観計画では眺望点の整備、河津桜センターの創設、河津桜のサブ拠点施設、地域で取り組む桜の名所づくりの4点が具体例で挙げてございます。そのうちの眺望点の整備ということで笹原地区の城山公園や、あと沢田地区の涅槃堂の見晴らし台など森林関係補助金や森林環境譲与税を活用しながら整備をしていきたいと考えております。

また、昨年度、官公庁の補助金を活用しまして観光協会で整備しました桜テラスも合わせまして今後の活用について推進してまいります。

その他拠点施設については、関係団体と協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

あと、河津桜まつり計画推進の検証、推進会議の開催ということでございますが、現在、河津桜まちづくり計画施策の検証等は特別にそういった会議等をつくって行っているというわけではございません。さきに述べた事業のほか、河津桜の維持・保全活動につきましては、先ほども言いましたとおり、計画どおり進めてきているものと思っております。

さきに町長も申しましたとおり、河津桜まつりや河津桜まちづくり計画は河津町景観計画の中で取り組むことといたしました。景観計画に沿って推進、検証してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） そうすると、基本的に11年までの河津桜まちづくり計画というのは廃計画になるわけですか、廃案になるの。そういうことなの。

実際問題、計画をして、何年から何年までこういう計画でやりますよとって、議会のほうにもご説明をいただいて、その計画を、要は景観計画ができたから、知らないうちに、もう廃計画にするよというような、それはまたちょっとおかしい話じゃないかなと。桜まつりを使ったまちづくり計画をする中で、基本的に上位計画なのか何計画なのか分からないけれども、その計画は景観計画の中で実施をしていきますよとか、そういう形にしていけないと、これ意味が通じなくなるんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこら辺はまたちょっと検討いただきながら、今後進めていただきたいと思います。

計画の検証を何もしない、河津桜についても検証も何もしないということ自体がちょっとおかしい話で、堤防自体が県の事業なので、河津町としてはそこに触れない、触れるがあつたにしても、やはりこういう形で、今は堤防の川沿いに桜が植わっていて、その桜が枯れたら、河津町としてはそこに植えることができないんですよ。そういう約束なんですよ。だから、その反対側に、この河津桜の一番すばらしい姿を残すために堤防の畑寄りのほうに植えていって、その河津桜並木を継承していきましょうという計画だったと思うんですけども、その計画がどこかで頓挫しちゃって、なくなっちゃって、県が言わないから県の堤防のそこができてこないからできないというんじゃないかと、要は、その何メートルか地主さんがいるわけですよ、地主さんのところと交渉した中で、植えてもいいよという地主さんもいるかもしれません。俺のところは植えちゃだめだよ、畑やってるからだめだよ、そういう地主さんもいるかもしれません。でも、でき得る限りの部分を計画に沿って桜並木を壊さない方法を作っていけないと、いずれこれなくなってしまうという危機感を持っていただかないといけないんじゃないかなというふうに思います。

ですから、計画は計画として検証しながら進めるようなことを町としてはお考えをいただきたい、そのように考えます。

あと、この河津桜という宝物を使った河津桜まつりは河津町観光行政において本当の宝物です。こんなにお客さんが伊豆半島に来られるお祭りはほかにはございません。今後も、河津町に限らず、伊豆地区全体の観光資源として効果を発揮すると考えられます。そんな中で、河津桜まつり開催についてお伺いをいたします。

河津桜まつりの主催者は誰でしょうか。

まず1つ、まつり開催に当って、実行委員会と運営委員会があります。各委員会の役割はどのような役割をしょっているのでしょうか。

あと、まつり開催に当たり、河津桜まつりを開催することによって町民に対して寄与できる施策は何か考えられないのかお伺いをいたしたいと思います。

例えば、河津桜まつりでたくさんお客さんが来られてよかったよと、桜まつりで上がった利益を還元して給食費に充てましたとか、そういうことができればなというふうに思っております。

あと、河津桜まつり計画を推進する考えはあるのか。これ先ほどのとちょっとダブっちゃいますので、河津桜計画は河津桜計画としてお伺いできればなというふうに思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今ご質問の中で、特に町民に寄与できる点なんかもあったものですから。

今年、桜まつり期間中に町のほうでふるさと納税と移住のキャンペーンを行いました。特にお客さんにはふるさと納税等の協力が私は一番適しているのかな、それをまた町としてどういうふうに還元できるのかなと。ですから、ふるさと納税の部分ではうんとPRしてもいいんじゃないのかなと、それが町民に返ってくるということがありますので。その辺を中心に今年初めて移住定住とふるさと納税をやったものですから、そんなことが寄与できるのかなと私自身では思いました。

それで、町としても河津桜まつりの効果については、皆さんご存じのように経済的な波及効果はもちろんで、伊豆半島212億とかと言われておりますので、その経済効果は伊豆全体のものだと思っております。

それから、町民の心の誇りといいますか、子供たちも含めた中で、河津桜の発祥の地・河津町ということで全国的に名が知られて、今は世界的にも広がりつつあるということで、そういう誇りの面でも大きいのかなと。広く言うと、子供たちの教育にすごい役立っている面もあるんじゃないのかなということで、特に将来的に河津町に帰ってくるというような、そんなことも含めて教育の面でも、まちづくりの面でも幅広く大きなものがあると、この河津桜については考えております。

また、特に運営については、人口6,500人の小さな町のイベント、運用は当然大変なんですけれども、現在は県を代表するようなイベントになってきた中で、河津桜自体の魅力です

とか、河津川修景が国内をはじめ、さっきも言ったように国外にも評価をされてきているなど、私たちの想像以上の貢献度があると思っております。昨年来から海外等へ私どもキャンペーンなんかに行っておりますと、やっぱり海外の方たちにしてみると桜というのはすごい魅力であるし、この時期の桜としての河津桜というのは大変魅力があると思っております。

特に今年については、今まで2割ぐらいと言われたものが、海外の方で多分4割ぐらい来ていただけるのかなと思っておりますし、私が桜まつりの状況を見た中で特に今年インバウンドの力を感じたのは、これまで小さなお店なんかで外国人のお客さんが来ると、結構どぎまぎしていたのが、最近ではアプリもあったり、いろんなあれを使って商売の方がおじけなくなってきたといいますか、積極的にお客さんと関わり合って、インバウンドの対応が自然とうまくなってきているような気がするんですね。ですから環境が人をつくるといいますか、よく忍野八海の人たちが中国語をうんとしゃべる、それが商売につながってきているからという話を聞きますけれども、そういう面で、今後インバウンドというのは相当増えていくのかなと思いますし、町民のそういう意味での影響も受けていくのかなと思っております。

今度、町全体の話になりますけれども、議員おっしゃるように町全体で応援するような気運醸成は大事なことでありまして、過去においては、民間のボランティアなどによる運営協力をお願いしたこともありますし、現在では人口減少だとか、高齢化によって行っておりませんけれども、過去には議員さんの方にもボランティアをお願いした時期もあったと思います。

今後のまつりの運営の方向性については、誘客対策ですとか、管理対策ももちろん必要でございますが、私は町内や近隣市町も含めて啓発の舞台としての役割もあるのではないかと思っております。今年のまつりでは、先ほども申したように、移住定住制度ですとか、ふるさと納税のキャンペーンを行ったりもしました。また、近隣の市町の関係では松崎町があそこで観光PRをやったり、また県の道路公社なんかもあそこで伊豆スカイラインの利用促進のPR活動も行われました。

私としては、まだ実現に至っておりませんが、公益的な意味合いですとか、社会貢献という意味で、例えば賀茂地区の小規模授産所などの販売会なども行えたら、幅広い意味で地域貢献できるのではないのかなと思っておりますし、もう一つ観光面では、例えば美しい伊豆創造センターあたりの加入している各市町が観光キャンペーンを交代でやるとか、そういう意味で広域連携のつながりの中で社会貢献とか広域連携の役割ができるのではないのかなと思っております。

これらのことで、今後のおまつりのイメージが産業振興だけではなく、社会貢献的な意味合を広げることによって町民の支持をいただけるのではないのかと思っております。また、協力いただける町民がいれば、今後ともいろんな場面で検討していきたいと思っております。

お尋ねの幾つかの点については、担当課長よりそれぞれ答弁させます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） それでは、お尋ねの何点かについて答弁させていただきます。

まず、1点目です。河津桜まつりの主催者は誰なのかというような問いでございますけれども、河津桜まつりの主催者につきましては、河津桜まつり実行委員会であると理解しております。

続きまして、実行委員会と運営委員会の役割ということでございますけれども、河津桜まつり実行委員会は河津町産業経済活性化連絡協議会の構成団体の代表者で構成されております。河津町、あと観光協会、商工会、農協、漁協、森林組合の6団体になります。

続きまして、実行委員会の役割としましては、実行委員会の役員の選出に関する事、桜まつりの運営計画等に関する事、収支計画に関する事、決算の承認に関する事、規約の改正に関する事、その他特に重要な事項の決定、承認に関する事となっております。

また、運営委員会につきましては、構成団体から選出された12人以内で構成をしており、役割としましては、桜まつりの企画、運営の計画に関する事、桜まつりの総合調整に関する事、実行委員会から指示があった事項に関する事、その他運営委員会として必要な事項に関する事となっております。

続きまして、河津桜まちづくり計画の推進はということでございますが、さきに町長の答弁にありましたとおり、河津桜まちづくり計画は河津町景観計画の中で取り組んでいくこととなっております。議員も河津町景観計画のほうをお持ちだと思いますけれども、策定の経過としまして、都市計画マスタープラン等の法定計画だけでなく、河津町河津桜まつり計画や七滝及び河津川を対象とした観光地エリア景観計画等の景観に関わる各種計画を策定し、良好な景観の保存や魅力向上のため観光地の整備や河津桜の保全活動に努めてきたといった中で、総合計画を景観の視点から実施することを目指して、これまでの実績である各種計画を取りまとめ一本化することで良好な景観の保全・継承について推進していくことを目的として策定をしているということでございます。

その中に河津町河津桜まつり計画につきましては、景観形成を一本化して推進するため計

画を吸収統合すると。また、河津桜保護・育成計画につきましても計画期間完了後も河津桜について保護していくため、計画を吸収統合するというようなことで策定をされております。

そういったことで、河津町景観計画の中で取り組んでいくということで、良好な景観の保全・継承について配慮しつつ、計画の推進に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 今のお答えの中で、まつりの主催者は実行委員会ということでございました。それはそれとして、いいのか悪いのか分からないけど。

実行委員会というのが結局、産経連と。産経連の中に町も入っていますので、その中で作り上げていくと。運営委員会というのは何を企画するのか知らないけれども、桜まつりの企画としてどういうことを企画していくのか、運営委員会が企画したことを実行委員会がやるという、何かよく分からない。要は、計画した人間がやればいような話だと思うんですけども、そこは産経連の偉い人たちにそういう細かい仕事をさせないために運営委員会があるのかなと、ざっくり話するとそんな形かなというふうに思います。

何で私これ聞いたかということ、実行委員会が運営していくんですけども、河津桜まつりというスタンスを、要は実行委員会が主催者だから実行委員会にやらせておけばいいよという感じじゃなくして、河津町全体でこの桜まつりを盛り上げて、本当に河津の桜で伊豆半島にお客さんが来るんだよというような意気込みの中で俺は運営していくべきじゃないかなと。そのために実行委員会の中に入っている産経連の人たちも桜まつりに参加して、交代でもいいからまつりの運営に参加して汗を流していく、そのようなことが俺は桜まつりとしては大事じゃないかなと。

誠に申し訳ないんですけども、このところ河津町議会の議員さんに招待状が来ないんだよ。ですから、河津町議会の議員の皆様は河津桜の会場には、議長は行っていらっしゃるんですけども、行っていないのが現状だと。来ないのに行けないですから。だから、そういうことも、河津町全体で取り組むのであればそれなりのことをするべきだと私は思います。ぜひそこら辺も今後は考慮していただきながら、桜まつりを盛り上げていただきたい。

その盛り上げるために、今までやっていたことをずっとやっていけば、同じことをやっていけばいいんじゃないかと、先ほど申し上げましたけれども、例えば河津桜の原木公園、また桜公園、原木といっても、世界に行ってもここしかないんだ。だから、初代の原木があって、2代目もいて、3代目もいてもいいと思うんですけども、この原木の公園というのをしっかりした形で作り上げておかないと、桜まつりの価値観が薄れていく。日本全国、世界か

ら、この桜の原木を見ようというお客さんは必ずたくさんいらっしゃると思います。

ですので、そこら辺も踏まえた中で、今後、河津桜の保護・育成にもご尽力をいただければなというふうに思いまして、今回の質問をさせていただきました。ぜひ、町の皆様も含めてご協力いただきながら、いい河津桜を維持・保存していきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員の一般質問は終わりました。

14時50分まで休憩とします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時50分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 正 木 誠 司 君

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員の一般質問を許します。

1番、正木誠司議員。

〔1番 正木誠司君登壇〕

○1番（正木誠司君） 1番、正木誠司です。

令和6年第2回定例会開催に当たり、一般質問の通告をしたところ、議長から許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。

私の質問は次のとおりになります。

1件目、大規模地震災害における自助・共助・公助について。

2件目、交流人口・関係人口増加策について。

3件目、伊豆縦貫道開設に伴う通行車両減少対策について。

以上の3件となります。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

まず、1件目の大規模地震災害における自助・共助・公助についてお伺いたします。

今年の1月1日に発生した能登半島地震による石川県内の様々な被害状況については、現地入りしたメディアによる報道や被災された方々によるSNS発信等により日を追うごとに日本中に広がり、火災により焼失した町や土砂崩れにより押しつぶされた家屋、揺れにより倒壊した多くの家屋等、見るに堪えない悲惨な状況を映像として我々は目の当たりにすることとなりました。

一方で、被災後から国や県、各自治体による人命救助の取組について、これも刻々と報道され、震災当日には北陸に向かう多くの消防車や警察車両を見たときには、過去に起こった阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓により、いかに素早く被災地域に到着して人命救助を開始し、人命救助の確率が極端に下がると言われる72時間以内の救助、救出に全力を挙げたかを知ることとなりました。

今回の能登半島地震については、半島という地形や脆弱な道路状況などから、多くの有識者からも指摘されているように、我々の住む伊豆半島が被災した場合には同じような被害状況が想定されると言われております。現在の科学では残念ながら大地震がいつ起こるか予測することはほぼ不可能であり、そのため、現在では南海トラフ地震や東南海トラフ地震、相模トラフ地震の想定被災地域である太平洋沿岸の地域では、各自治体が住民の命を守るために様々な防災、減災の対策に取り組んでおります。

我々の住む静岡県においては、平成25年に策定された第4次地震被害想定を基に各自治体が様々な取組を行い、策定当初は県内において最悪の状況での死者10万人以上と推定されておりましたが、この10年余りで各自治体が様々な対策を行った結果、令和5年度には約2万人へ減ったと川勝前県知事からの発表がありました。

河津町においては、平成25年当時の推定被害人数は900人余りと、これ県発表の数字になりますが、令和5年の発表では自治体別の詳細な人数が公表されていなかったためどのくらいの人数になったかというのは分かりませんが、この10年間で様々な取組を行っていることから、平成25年よりは減っているものと推測いたします。

災害対策とは終わりが無い対策であり、正解がない対策であるとの認識で、常に高みを目指して取り組まねばならず、ソフトの面としては、各町民が常に防災意識を持ち、いつ起こるか分からない大地震に備え、またハードの面として、町や地域が避難場所や防災資機材を準備するなどの、この両輪が大切だと思います。

また、大規模地震災害においては人的損害だけではなく家屋や仕事場の損害も多大となり、

地震そのもので助かったとしても、その後の生活や仕事の面で非常に苦しむ人が多くなるという問題もあります。

能登半島地震においては、震災発生直後には4万688人が避難者として避難所での生活を送ることとなりました。発生から4か月が経過した4月30日時点でも、今なお4,606の方が避難生活を送っているとの報道がされております。大きな理由としては、約6,600戸が必要とされる仮設住宅の建設がなかなか進まないことが挙げられ、現在では8月末に全戸完成を目指して建設を進めているとの言葉が石川県知事からありました。

前置きが長くなりましたが、大規模地震災害が発生した場合、発生から数か月、数年にわたり命を守る、命をつなぐという生活が余儀なくされ、個人でどれだけ頑張っても到底無理だと言わざるを得ません。また、自治体が様々な取組を用意しても町民一人一人の意識が高まらなければ、いざというときに自らの命を守れるかも分かりません。一番大事なのは町民と町が一体となり大規模地震に備えることであり、そこには自助、共助、公助の連携がなければいずれどこかで破綻してしまうのではないかと危惧いたします。震災発生時には、まずは自分の命は自分で守るという自助の力、崖崩れや道路寸断等により孤立集落となってしまうたり、自宅へ入ることができない場合など、地域や隣近所同士による助け合いとしての共助の力、東日本大震災や能登半島地震の教訓から、震災時に町民の命を守るために町として事前に実施すべきこと、また震災後の町民の生活を守り、維持するための公助の力、この自助、共助、公助がうまく機能していないと、日常生活を取り戻す復興は思うように進まないと考えられます。

そこで、町長にお伺いいたします。

地震発生に備え、町民が自らの命を守るために行う自助は何が必要なのか。また、町として行うべきことは何か。

次に、孤立集落となり、何日間も復旧の手も災害物資も届かない中で、隣近所や地域住民が協力して助け合う共助において、どのようなことを行うべきか。また、共助に対して、町としてどのように取り組み、またサポートしていくのか。

町民の命を守るために、町として事前に行っていることや震災後に町民の命と生活を守り、維持するために行っていることや準備していること。また、今後取り組んでいく公助は何か。大規模地震発生から日常生活を取り戻すまでにおける自助、共助、公助について、町長はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、正木議員の大規模地震災害における自助、共助、公助について、大きなテーマですが、答弁したいと思います。ちょっと長くなりますが、ご容赦願いたいと思います。

まず、自助についての私の考え方でございます。

自らの命は自らで守るという自助については、議員の質問のとおり、とても重要であり、私も機会があるごとに言っていることであります。自助を高める方法としては、いろいろなことが考えられますが、一般的には事前に地域の方々と話したり、それぞれの家庭で話をしたり、そして具体的に私の避難計画などをつくり、対策を練っていくことが大事であると思っております。要するに、行政の言っていることや資料などが人ごとではなく、自分のこととして考えられるかが一つのポイントであると思っております。行政として、あらゆる機会でも知らしめることが大事であり、地域の自主防災組織でも自覚と啓蒙活動が重要であります。

私たちは、いつ発生してもおかしくない地震の脅威にさらされております。特に、これまで阪神・淡路大震災や東日本大震災、あるいは能登半島地震では想像をはるかに超えた甚大な被害をもたらしました。特に、私が考える減災対策は、地震があったとき、まず家屋の倒壊の下敷きや部屋の中で家具などの下敷きにならないで、とにかくけがをしないで動いて生きることがまず大事であると考えております。町では、家具などの倒壊を防ぐための施策として、自主防災組織を絡めた転倒防止器具設置等の補助制度の活用を進めております。そういうことで自助については、住民自らの対策として住民自らが考えるということが大事だと思っております。

次に、共助についてでございます。

特に私が考える減災対策は、共助については、先ほど申したとおり、とにかくけががなく助かっていれば河津町内では生き抜くことはできるものと考えていて、そして何よりも自助により生き延びることで、それが隣近所を助けることができる共助を可能にするからであります。災害時には、公共機関の行う公助には限界があり、なかなか思うように救助活動が進まない可能性が考えられます。災害時に特に大事なものは共助であり、その中心にいるのが地区の自主防災会の活動であり、活動による共助が特に重要であると考えております。阪神・淡路大震災で家屋などの倒壊で下敷きになった人を助けたのは隣近所の人たちが約7割であるという話を聞いたことがあります。公共機関が助けた件数は、全体では数少なかったと聞いております。他の議員の質問でもありましたが、地区の高齢化や人口減少など多くの問題を抱え、地区行事や共同作業をはじめとした、いわゆる近所付き合いといったコミュニティ

一活動も難しくなっている現状もあり、災害時の共助の必要性の意味合いからも自主防災会の重要性を感じているところでございます。

次に、公助についてお答えします。

災害は災害対策本部となる町の動きが重要となります。特に、職員に対して万が一のときの対策が速やかに行われることが重要で、日頃から防災意識を持ち、公務員としてその役割が十分果たせるような体制づくりが必要です。また、災害時の捜索活動やけがをされた人に対していち早く対応することが命を救うことになり、それこそ組織として迅速な対応が求められます。また、最近では災害発生時には公共的な団体や民間組織、個人のボランティアなど全国から応援体制が行われることから、災害対策本部として、さらなる連携の方策を検討したいと考えます。危機管理は大事な職務であると考えますが、要員の確保の問題や応援部隊の受入れ体制や瓦礫の一次集積場所や要支援者の扱いなど、まだまだ防災計画の内容についても必要があれば対応策について検討、見直しすべきことも出てくるのではないかと考えております。

その他、現状で行っている対策については、担当課長より答弁させます。私からは以上になります。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、私のほうからは、公助として、町として現在行っていること、今後取り組んでいくことについてお答えします。

現在行っていることとしましては、防災資機材、備蓄品の整備を継続的に進めております。主なものとしましては、老朽化した防災倉庫の更新、非常食、飲料水、簡易トイレ、広域避難所用の感染症対策用品の備蓄などです。また、地区の要望に応じた資機材の整備も行っております。

次に、情報伝達手段の整備として、防災行政無線のアナログ波からデジタル波への更新、移動系デジタル無線の不感地域解消などを進めてきました。

そのほかとしましては、南海トラフ地震臨時情報の内容の町民への周知や災害時の応援協定等の締結、県の防災計画改定に伴う町の地域防災計画の見直しも進めてきました。

今後の取組としては、引き続き防災行政無線のデジタル化、峰地内への防災公園の整備を進めていきます。

近年の災害において、多くの被災市町村に対し、他の地方公共団体などから多くの応援職員が派遣されており、応援職員等による支援なくして的確な災害対応を行うことは困難な状

況となっております。一般論になりますが、災害が発生したときに町が担う主な業務は、災害対策本部の設置と災害マネジメント、被災者支援、災害廃棄物の処理、罹災証明書の交付、仮設住宅等住まいの確保、被災者の健康管理、経済面での支援、復旧に関する業務など多岐にわたるため、被災した町職員がやるべき業務と応援職員がやるべき業務を平時から整理しておく必要があります。そのため、応援職員に依頼する内容を整理し、誰が来ても滞りなく災害対応できるような体制づくりを考えていかなければならないと思います。

いずれにせよ、公助は多岐に及ぶと考えております。今回の能登半島地震の課題などを踏まえ、今後の災害対応を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今、町長及び防災課長から様々な対策としての自助、共助、公助についてお話をいただきました。それを聞きますと、どちらかというと、私一番最初に言ったように、やはりソフトの面とハードの面、また今防災課長が言ったこともどちらかというと震災以降に行うことに主眼を置いた回答だと思います。

やはり震災時に命を守るということ、特にやはり河津町も津波の被害に遭う、ほかにも土砂崩れとかそういうことがありますけれども、いろんな災害の中で特に、先ほどありましたが、津波避難場所、例えば海岸部の都市部なんかで高いビルがあれば、そういうビルに協力してもらって津波避難ビルと指定したりいろいろな対策ができるんですが、残念ながらこの河津町にはそのような大きな高いビルがないということから、どうしても、谷津地区で言えばその脇の山のほう、浜地区においても、今ですと道路が整備されています城山のほうが高いところに逃げるような道路だと思います。そうなりますと、やはりそういう津波が起こったときに逃げるべき避難場所、こういうところの整備はどうなっているのか。これは町が行うべきものなのか、それともあくまで共助として各地域で行うものなのか。また、これが今現在どのようにちゃんと整備されているか、確認しているのか、こちらについて伺います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの質問でございますが、基本的には津波については逃げろということが原則でございます。どうしても逃げられない場合に、例えばビル等に避難するということもあるかと思っております。行政区、あるいは町が、どちらが担当するかという話でございますけれども、基本的には今のところは行政区の対応が多いのかなという感じはしております。

ます。というのは、笹原、浜地区のあそこの駅のすぐ近くのマンション、アベイル、あそこについては地区と協定を結んで、地区の方が避難して受け入れるような協定を結んでおりますし、そういう協力を得て、避難ビルではありませんけれども、そういう形で受け入れているところもあります。それで、地区の方たちが逃げる場所、例えば城山のところですか、それについては各地区でそこを指定して、町が例えば該当の部分を補助するとかという形ではしております。

それから、町としても基本的には逃げるということでございますので、例えば道路上に津波の避難方向の矢印的なものをやったりして、特に河津町は観光客も来るもんですから、どこに避難していいかわからないという部分もあるかと思えますので、道路面に直接プリントをして避難方向を示したりするような、そんなことも町としてはやっております。

そんなことで、回答になるかわかりませんが、町としてはそういう対応をしております。

それから、日頃訓練として、今遺体の収容ですとかトリアージの、例えばお医者さんとの関係なんかも少し見直しを図っているところでございます。どの場所がいいのか、例えばどういう対応をしますかというのとは今後やっぱり大きな問題として町として考えなきゃならないのかなと思っております。

それから、それも事前にやっぱり訓練的なものもやっていかないと対応できないのかなと思って、今遺体の安置所については警察、あるいは地域局と一緒にやっていたり、それで病気のトリアージ等は医療機関等も含めた担当課のほうで今対応したりしておりますけれども、考えれば数々いろんな問題がありますし、特に私が最近思うのには、河津町の防災力は、私が役場の職員でいる頃と比べて、地域も町も落ちているような気がします。というのは、町はやっぱり経験が、職員が少ないということもありますし、地域については高齢化と人口減少というのが地域の防災力を、前ほどじゃないのかなと、動ける人が少なくなっているという現状もあります。

そういう中で、特に今後、先ほど担当課長が言いましたように、やはり応援部隊をどうやって受け入れて対応していくか、そのことも大きな意味を持つのかなと。そのためにも、やっぱり伊豆縦貫道といったような一つの応援部隊が来られる道路網の整備、あるいはアクセス網の道路の部分も大変大きな意味を持つのかなと。特に能登半島地震を思うと、やはり道路整備ですとかアクセス道路がいかに重要かということがありますし、そういう中では応援部隊をそのことによって早く受け入れて、早く命を救うということにつながると思いますの

で、そんなことを今後考えていきたいなど、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） どうしても、先ほど私も言いましたように、本当に河津町、高い建物等がなく、あそこのマンションくらいですか、本当に防災協定を結んで避難を受け入れてもらえるところはないというような形で考えます。やはり、そうなりますと、先ほど町長もおっしゃったように、城山へ逃げたり、そういう形になったときに、今現在の城山に上っていく道路の広さとか上のほうで何人ぐらい今後入ることができるか等についても、これ町と各地区が協調して、いろいろ考えて、ほかの地区についても進入路の例えば整備ですとか、夜になれば本当に真っ暗な中であらって上がっていかなくやならない対策とかもやってもらいたいと思います。

この質問、最後になりますけれども、これ1件ご紹介になりますが、高知県に黒潮町という町があります。これテレビ番組で見た方もあると思いますが、日本一のカツオ一本釣り漁船、佐賀明神丸の母港がある町で、実は南海トラフ大震災による津波予想高が34.4メートルというふうに示された日本一津波の危険が高い町だというふうに言われております。これもあるテレビ番組で見たんですけれども、この津波想定高さが発表されたとき、町を挙げて本当それこそてんやわんやの騒ぎになったそうですが、この黒潮町の皆さんは町を挙げて前に進もうと決め、防災日本一の町になろうと官民一体の連携で今でも取組を行っているそうです。現在、この黒潮町には黒潮町缶詰製作所という缶詰の製作会社があり、その製品は防災用食料としてふるさと納税の返礼品になっており、全国の多くの人から寄附をいただき、ふるさと納税額につきましても、工場の設立時が2014年、このときは約40件、328万円というふるさと納税の金額が、2018年には1万8,830件、約2億5,725万円、2021年には9万6,754件で約11億7,900万円という多くのふるさと納税のご寄附をいただいていると伺っております。

全てがこの缶詰ではないというふうには思いますが、やはりこの防災を行うために、防災をやっていく中で、この缶詰製作所のホームページに次のような文章が載っておりました。

「海の恵みに生かされてきた僕らの町、黒潮町。南海トラフでの津波予想高は全国一の34.4m…予想をはるかに上回る高さ、考えると足もすくむ。でも、僕らはこの町が好きだ。この砂浜も、この漁村も、黒砂糖も、みんな好きだ。この町を未来につなぐのが僕らの仕事なら今こそその時だ。もしもの時の食をテーマに地場産業を起こせないか…？防災の町（全

戸カルテ) ～非常食(防災食)～缶詰(強い、美味しい)～シゴト、雇用…そうだ!缶詰というスタイルで働く場をつくり『もしも』に備えよう」というふうには、これ、ホームページに載っております。この缶詰製作所は第三セクター方式で運営され、代表は元役場の職員さんだそうです。津波高34.4メートルという、いわばこの逆境を跳ね返すために行政と町民が一体となり前に進んだ非常によい事例だと思います。

黒潮町でできていることは私たちの住む河津町でもできると思います。以前に同僚議員からの質問に対し、町長から防災対策にゴールはないと明言されておりました。ぜひ、これからも町長が先頭に立って行政を引っ張り、町民を引っ張り、大規模地震災害に対して町民全員が自助、共助、公助について意識を持ち、災害に強い河津町をつくっていきたく思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

河津町第5次総合計画において「住みたい・来たいまち 河津」を町の将来像として掲げ、今まさに様々な取組を進めている状況だと思います。これ同僚議員の質問にもありましたが、先頃、消滅可能性自治体の状況が示されたこと、また、その内容についての町長の見解や総合計画の目標達成に向けての見解については同僚議員の質問への回答でお伺いしました。将来にわたり進んでいくであろう少子高齢化、人口減少を少しでも緩やかな曲線とするためには、まずは交流人口、関係人口を少しでも増やし、その方々の中からは河津町に住んでいただくというのが今後の運営には欠かせないことだと思います。

一方で、町の財政状況は年々逼迫しており、厳しい財政運営が必要だと今年度の当初予算の説明でも伺っております。そうすると、様々な取組に対しても効率的かつ効果的な運用が求められ、交流人口、関係人口の増加策においても同様で、今後はターゲットを絞った施策が求められると考えます。例えば、河津町と縁やゆかりが強い河津町出身者や河津町出身者の子供世代をターゲットに絞り有効な施策ができないだろうか。一例を挙げると、コロナ禍が明けたときに全国旅行支援として国による補助金事業が行われ、多くの人々が利用して旅行に出かけた実績を踏まえ、河津町内で使えるクーポン券を作り、実家に泊まった方は町内の店舗で飲食やお土産等に使う、また旅館やホテルに泊まった方は宿泊券として使えるような町独自で発行できるようなピンポイントな施策は実現できないでしょうか、お伺いいたします。

○議長(遠藤嘉規君) 町長。

○町長(岸 重宏君) 交流人口、関係人口の増加策といったことで、ピンポイントに絞った

対策はないだろうかということで、特に出身者等のお話がございますので、お答えしたいと思います。

出身者を絡めた施策につきましては、関係人口の増加を目指して、出身者の会、河津桜会ですとかにふるさと納税などお願いをしてくれておりますが、そのほかに具体的などという案があるか今のところ思いつかないような状況であります。ただ、さっきの議員の質問でお答えしましたけれども、子供のUターン対策として国や県の補助金を使っていく中で、できれば出身者の方がUターンという形で、例えば会社へ勤めて帰省する場合に支援金が国や県の制度を使うと出ますんで、そういうものを使ってUターンを広げていくようなことも大事ななと思っております。

それから、関係人口の関係では、コロナ対策のときに河津町は観光協会の補助金の交付金事業として、泊まってくれてありがとうキャンペーンというのを行いました。これ、多分2年続けてやったかと思うんですけども、これはほかの市町では料金を安くするというのが主な施策だったような気がするんですが、河津町の場合は泊まってくれた方にアンケートをお願いして、それに答えてくれた方たちに抽選で地場産品を送ったということで、これは地場産品ですので第一次産業の方も恩恵を受けて、それから泊まってくれた方も恩恵を受けるということで、二重の効果を狙ったことがあります。そういうことが今後につながるのではないのかなということで、いろんなお手紙をもらっておりますけれども、そういうことが関係人口の創出にも少しつながっているのかなと思っております。

そういうことで、なかなか関係人口ですとかというのは一足飛びになかなかいかない部分がありますので、先ほども申しましたけれども、やっぱりふるさと納税あたりをもう少し拡大することによってさらに広がりが出てくるのかなという感じもしますし、それにはやっぱりふるさと産品の地域おこしといいますか、それがもっと大事になってくるのかなど。河津の魅力としてどんなものがふるさと納税の産品としていいのか、それも大事なことでありますし、あるいは地域券みたいな形で周遊してもらおうような仕組みがいいのか。やはり、宿泊なんかも大きな意味合いを持っておりますので、そういう意味で、これからさらに関係人口をつくっていく、あるいは交流人口を広げていくということも大事ですし、移住・定住も進めていくことが大事であると思っております。議員がおっしゃったように、ピンポイントというのはなかなか難しい面もありますけれども、そういうのを糸口にしながら、協力隊なんかもおりますので、それも含めて今後検討していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） どうしてもピンポイントという形になりますと対象人数が限定されるかと思いますが、例えば今の河津町6,400人、世帯で言えば約2,300世帯ですか、このくらいの人がいる中で、それぞれ、私も兄弟がおります。例えば、その上の世代、私の父母の世代の子供たち、今東京に住んでいる、そういった世代とか。これ、実は私には東京在住の同年代のいところにおりまして、自分の母は河津町出身者という年代ですと、小さいときには自分の親の実家に遊びに来て、河津町は親の出身地としてかなり親しみを持って縁を感じてくれているそうなんですけど、どうしてもその子供たち、東京生まれ東京育ちになってしまいますと河津町に対する縁というものが、覚えているものがほとんどないと聞いております。それでも、この河津桜で有名になった河津町は祖母の生まれた町というふうな意識を持って、何度か桜まつりに訪れたというような話も聞きました。このように、ちょっと広げることになると思うんですけども、この河津町にゆかりがある、縁があるというところを大事にしておけば、今行っている対策も本当にいろいろ重要だと思います。それに併せて、少しでも可能性があるような人を対象にした施策、これ先ほど言ったように、予算が少ない中での効果的、効率的な施策というふうな形で表現させていただきますけれども、そういう形の取組をしてもらえないかなというふうに思いました。

また、今回宿泊のクーポンとか考えたんですけども、これが実は、この宿泊のクーポン券、例えば金額は全額ではなくても、半額までいかなくてもいいと思うんです。それを呼び水にして河津町に来て泊まってもらい、食べてもらい、買物してもらえればクーポン以上の金額が河津町の経済に落ちると思います。町内の経済活性化にもつながります。例えば、実際に私、去年になりますが、私の息子の夫婦が、孫が来たときには、宿泊施設にお願いして泊まった以外にも、私たちが宿泊施設でもって料理を用意してもらって、そこでお金を使って施設のちょっと売上げにも貢献できたかなとふうに思いました。それを何とか、クーポンなり何なりの施策を使って二重、三重の効果を呼べるような施策をちょっと、ぜひ関係人口、交流人口の創出というところで考えていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

昨年3月に部分開通した伊豆縦貫自動車道の河津七滝インターから河津逆川インターチェンジは、下田や南伊豆に住んでいる方や目的地として向かう方にとっては多大なメリットとなりましたけれども、一方で、通行車両が減ってしまった、主に湯ケ野地区から下河津地区の経済にとってはかなりの大打撃になっていると伺っております。店舗によっては2割、3

割売上げが落ちているよという話も聞いております。この状況というのは、個々の事業者の努力だけでは到底解決しない事象であり、今のまま放置すれば自然と改善することはないと思います。そうなりますと、いかに早く対策をするかということが必要になるかと思います。

一昨年9月にみらいワークスさんと河津町がコラボしたワーケーションイベントがあったと思います。その中の参加者の方の提案の中で、屋根付きの駐車場があればライダーズカフェの需要があるのではと提案があったと思います。これ、町長もこの皆さんの発表を聞いていたと思いますけれども、その時点ではほかの事業提案が優秀賞に選ばれ、そちらのほうを町として採択されたんですけれども、今となってはぜひこの案をブラッシュアップさせて、バイクに乗っているバイカーさんたち含めて、近年では増えているサイクリストをターゲットにした、こちらもピンポイントでの施策になるんですけれども、例えば包括連携協定を結んでいるメリダさんに協力をしていただいたり、また先ほど話した屋根付き駐車場があるライダーやサイクリストを主なターゲットとした休憩できるカフェや建物等を整備したり、またこれは主にサイクリスト向けになると思いますが、河津町には、町内に入ってくるためにはそれぞれの、主要の3方向の道路それぞれにトンネルがあります。ある町民の方から、暗いトンネル内でスピード差がある自転車が走っていると非常に危険に感じたことがあるよと、そういうふうにご意見をもらいました。

そこで、サイクリスト向けに河津桜をモチーフにした反射板等を無料配布、こういうことはできないでしょうか。そして、サイクリストに優しい町をアピールするようなことも行ったり、あるいは既存の宿泊施設や飲食店が屋根付き駐車場を整備したときには補助金を出したりなど、バイカーやサイクリストをターゲットとした施策ができないかについて、1点と。

さらに、現在、下河津地区には大噴湯公園やバガテル公園、踊り子温泉会館等の観光施設がありますが、年間を通して本当に多くの観光客を呼び止める施設になっているのかということもちょっと甚だ疑問に感じているところもございます。

そこで、今後、既存施設のブラッシュアップやリニューアル、また新たな誘客につながるような施設の計画やiZooさんなどの民間施設と連携した誘客策などは考えているのでしょうか。

以上、2点についてお伺いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、今後の伊豆縦貫道の開通に伴う通行車両の減少等に伴う対策をとということで、2つほどあったかと思います。

まず、サイクリストとかバイカーの話でございます。

サイクリストにつきましては、東京オリンピックのレガシーということで、県でも、美しい伊豆創造センターでもサイクリストの聖地とした形で、伊豆半島をとということでいろんな施策に取り組んでおります。ただ、近隣市町の首長さんたちに聞きますと、やはり伊豆半島は、矢羽根もあるんですけれども、サイクリストについて狭いといいますか、危険も感じる時があると。特に今は国道の管理、草等を刈っていないとどうしてもこちらに出てきてしまうということもありますし、当然トンネル内のこともよく聞かれます。そういう中で、ただブームといいますか、健康志向等もありますので、サイクリストの需要というのはいくらも増えておりますし、大変私ども多く見ることが、最近サイクリストを見ることがありますんで、そういうことにテーマを絞って、本当はできれば道の駅辺りにサイクリストのステーションみたいなものがあればいいのかなという感じ。実は、前に郡の町長会の視察で北海道に行ったことがあるんですけれども、そこには道の駅にそういうサイクリストのためのステーションがあって、整備ができたとかそういう専門的な部分を、止めるところがあつたりとかというものがあつたりとあるので、本当は道の駅辺りにそういうものがあればいいかなという感じはしますし、何かやっぱり基地的なものがあるとさらにいいんじゃないのかなと。それが河津町でできるかどうか分かりませんが、そんなものがあるほうが今後サイクリストを受け入れるためには重要なのかなと思います。

当然、道路だとか安全の面も重要かと思えますし、また、そういうサイクリストたちを対象としたイベント等を行うことによって誘客にもつながってくると思えますし、そういう面では大変いい視点ではないかと思っております。

町では、今E-BIKEを使った事業等もやっておりますんで、そういう意味で、私もE-BIKEを使って天城峠を超えてきましたけれども、やはりまた自転車は自転車で、車と違った魅力もありますし、特に自然を感じられるというところがやっぱりとても素晴らしいと思えますし、特に伊豆は海岸線もあり、山もあるもんですから、そういう面では大変サイクリストについてもいいんじゃないのかなと思っております。

ただ、先ほど言ったように危険性といいますか、そういうものがもう少し解消できればいいのかなと思っております。

それから、バイカーについてでございますけれども、これはご存じのように、町内でもバイクの愛好者がおまして、町内でもイベント等をやっております。ちょっと聞いたところによりますと、自主事業でやった中で、その方のユーチューブの愛好者7,000人ある

そうです。河津町での交流会に約200の方が訪れ、ズガニ汁ミーティングには120人、踊り子バイクツーリングで旧天城トンネルを使った天城越えイベントに約20人と、各種バイクイベントを観光協会の協力を得て開催して、こういうことが成果としてあるようでございます。そういうことで、今後も観光協会と、また町とでも一緒に協力して、バイカーを中心として、この愛好者の方たちの協力の下に、できることがあれば、一緒になってやれることがあれば協力したいなと思っております。

それから、もう一つ、今後の誘客のための拠点地等のブラッシュアップということでございます。

具体的に温泉施設等の話があったものですからざっとお話をしますと、今、町のほうで踊り子温泉会館ですとか、噴湯公園については温泉の供給期限があるものですから、それに合わせて今後どうしていこうかということも今検討し始めております。温泉の供給期限に併せて今後どうしていくかということが大きなテーマでもありますし、大分施設も古くなってきていることもありますんで、そういうことでもう一度既存施設を見直すということも大事になってくると思います。

そういう中で、新たな誘客の施策としていろんなことができればいいなと思っております。特に、私は2期目であります。共創という部分で、共に創るという面では町有地の活用ですとか、あるいは民間の事業者の共創と、一緒につくっていこうというこの事業もありますんで、そういう中で、今関係人口も含めてなんですけれども、大分町外含めた民間の方とつながりができてきてくる部分あります。具体的にいろいろ提案をいただいたりする部分も出てきておりますんで、一つの例としては、服部学園さんなんかもそうなんですけれども、渋谷区さんとも協定等の部分がありますし、それからいろんな会社とも協定を結んだりもしておりますんで、そういう形で民間の力を、そういう借りて、施設をやるということも一つの考え方だと思いますんで、それも併せて今後町有地利用、あるいは民間の事業者の参入も含めて、目玉となるものが誘致できればいいなと、そういうふうには思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） やはり、私、今回バイカーとかサイクリストにターゲットを絞ったというふうな形でもって提案させてもらったんですが、今現在、本当に伊豆縦貫道が開通して多くのお店の方とかが本当に車が減ったよな、イコールお客さん、売上げが減ったよなというところが、数多くの方から聞いております。そうなると、何もしなければ悪くなるばっか

り、やはり何とかこの短期間でポイントを決めて、少しでもこの河津町に寄ってくれるような施策を今やらないと、本当に体力ないところからどんどん潰れていくような気がするんです。

いろんな事業につきましても、何につきましても、先ほどの防災のことにつきましても、物事をやるときには長期的な視点のことも必要ですし、短期的な視点を持ってすぐ、スピード感を持った取組というのめかなり必要になってくると思いますので、ぜひ今現状の、今の現状、河津町の現状を正しく見て、すぐできる施策はないか、そういうことについての取組をお願いしたいと思います。

そうなりますと、例えば、先ほどちょっと私言ったんですけれども、町を挙げてサイクリストやバイカー、こういうことをターゲットとした戦略として、例えば今、観光交流館の駐車場、広いところがありますけれども、ああいうところに屋根付きの駐車場を町が設置というようなことはできるんでしょうか。というのは、いろいろ友人で、特にオートバイに乗っている人に聞いたとき、ふだんはいいんですけれども、本当に雨の日とかになるとオートバイを降りてちょっと荷物を整理したり店に入っていくときに、ちょっと屋根がある駐車場があるとすごく便利なんだよなというような言葉も聞いておりますので、ぜひそういう形でもって何とかできないかなというふうに考えているんですが、今の町営の駐車場のところにそういうものができるかどうかという、可能性だけでも結構ですので、ご答弁いただいてよろしいですか。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 観光交流館周辺については借地だということもありますので、地主さんの意向もありますし、あとはそのことによって影響等もあることもあるかもしれませんので、ちょっと検討した中で、方針的なものも検討できるか分かりませんが、ちょっと担当課長から答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） すみません、ちょっと資料を、突然の質問なんで用意していないのではっきりしたことを言えないんですけれども、先ほど町長が言ったように、町有地ではないもんですから、借地になるもんですから、そういったところでやっぱり地主さんの意向もあるでしょうし、もし借地で返すときには元の形態にして戻さなきゃならないとか、そういったところもあるので、なかなかちょっと設置は難しいのかなというふうには現時点では思っているところです。

○議長（遠藤嘉規君） 1 番、正木誠司議員。

○1 番（正木誠司君） すみません、関連質問でいきなり質問してすみませんでした。答弁ありがとうございます。

今現在、やはり借地とか町有地という問題が多くなると思いますが、これ例えば私がちょっと今思ったのは、例えばバガテル公園なんかは町有地ですよ、借りていますね、借りているんですけども、そういうところにおいても、もしバガテル公園のところにそういう屋根付きの駐車場なんかを置ければ、あそこ今、フランス広場のところにはカフェ等もありますし、園の中に入らなくてもそういうカフェ等で休んでもらったりでいろいろお金を使ってもらったりという形で、何かしら、いま河津町を通り過ぎているバイカーですとかサイクリストをこの河津町にまずは止まってもらう、休んでもらうみたいな形の施策を今後考えていただければと思います。

最後になりますけれども、昔は夏になれば今井浜、本当に海水浴客であふれておりましたけれども、近年では砂浜に行って海に入って遊ぶというのが、親世代がほとんどしなくなったこともあります。よって、子供を連れての海水浴というのかなり減っていると聞いております。最近の海のレジャーというのは海の近くのホテルのプールサイドで日光浴したり遊んだりというのが、本当海水浴ではなくビーチリゾートというような形での新しいレジャーとして変わってきたというふうに聞いております。

本日も同僚議員からいろいろ質問がありました河津桜まつりについても、今本当に全国各地で、特に関東近辺ではいろんな町が同じような、2月から3月にかけて河津桜まつりを開催して、本当に河津桜まつりという名前のライバルが結構増えたというふうな形で私も思っております。また、先ほど言ったように、開花情報につきましては、昔は本当にインターネットとかが少ないときには、一回来て、咲いていないからもう一回来ようかなという方もいたんですが、今は本当にインターネット、またSNSの更新、発信でもって、ここがもうピンポイントだなというような、特に土日、2週間ぐらいの土日の4日間に集中して河津町に訪れて、そのときは本当に車であふれて動けないような状態ですが、割とそれ以外の日については、以前よりは客足が落ちているんじゃないかなというふうに感じます。先ほど町長から、今年の河津桜状況、河津桜の誘客状況を見たときに、4割ぐらいがインバウンドの方ではないかという形のようなご発言もありました。そうすると、約60万人のうちの二十五、六万人が海外の方だとすると、日本人のお客様は35万から40万人ぐらいじゃないかなと思います。そうしますと、一時言われた100万人のイベントとして来ていた方が半分ぐらいになっ

てしまっているという現状も、こういうところもちゃんと真っすぐ見て、今後どういう形で河津桜まつりを進めていくかということに対して、いろいろ取り組んでいただきたいと思います。

あと、特に伊豆半島は現在年間を通して見れば、伊豆半島の根元にあります熱海市や沼津市においては土日になれば本当に観光客があふれ、南に下りてくればくるほど観光客の数が少なくなっているのが本当の厳しい現実だと思います。各観光地とも、海があり山があり温泉がありで、差別化がすごく難しく、このような状況で今後も伊豆縦貫道が順次完成してきますと、何もしなければこの河津町はさらにじり貧になってしまうんじゃないかというふうな大きな懸念も感じております。

一方で、それでも現在天城荘さんが再建のために一生懸命今工事をやり、今井荘さんが今年の夏に向けて、オープンに向けて工事をやっていたりと、こういう明るい話題も河津町にはあると思います。それぞれの施設は、本当に観光のプロである経営者の方々がこの河津町にはまだまだ客を呼べる魅力があると考えているからだだと思います。天城荘の福原社長、今は会長ですか、あの方がテレビで言ったときに、ぜひ今後はこの河津桜を大事にしながら、だけれども河津桜に頼らない河津町が持っている、例えば海であり山であり滝であり温泉でありというような、そういう資源を生かした年間を通した観光施策、こういうものを一緒に、協力しますよということを観光協会長のところに申入れに行ったのは私も見ました。

河津町に住んでいる我々にとっては本当に気づかない魅力というものは、例えば外部の人や観光のプロの助言をいただいて聞いたり、また若い人を呼ぶためには町や役場にいる本当に若い人の感性、こちらの方の感性を使って誘客を行うなどして、まだまだ町としてできることはたくさんあると思います。第5次総合計画で町長も発信しているように、次代を担う世代に自信と誇りを持って引き継ぐことができるようという、この言葉、本当に私も大事だと思います。ぜひ、町長には今後も先頭に立ってもらって、先ほども言いましたが、長期的に考える戦略、短期的に考える戦略というものをうまく仕分けしてもらって、何とか今の河津町から少しでもよくなるような形での取組をお願いいたしまして私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員の一般質問は終わりました。

一般質問の通告のありました2番、北島正男議員、5番、渡邊昌昭議員の一般質問は、明日5日に行います。

◎散会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

6 月 5 日（水曜日）

令和6年河津町議会第2回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和6年6月5日(水曜日)午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度河津町一般会計補正予算(第11号))
- 日程第3 報告第1号 令和5年度河津町一般会計繰越明許費繰越決算書について
- 日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(河津町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第5 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第6 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度河津町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第7 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度河津町一般会計補正予算(第2号))
- 日程第8 議案第34号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第35号 河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第36号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第37号 河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第38号 河津町漁港管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第39号 海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第40号 令和6年度河津町子育て支援センター駐車場整備工事請負契約について
- 日程第15 議案第41号 令和6年度七滝駐車場公衆トイレ整備工事請負契約について

- 日程第16 議案第42号 令和7年度消防ポンプ自動車（第1分団）購入契約について
- 日程第17 議案第43号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について
- 日程第18 議案第44号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第45号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第46号 令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第47号 令和6年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第48号 令和6年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 発議第2号 緊急防災・減災事業債の制度延長及び制度拡充を求める意見書の提出について
- 日程第24 議員派遣の件
- 日程第25 委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

出席議員（10名）

1番	正木誠司君	2番	北島正男君
3番	大川良樹君	4番	桑原猛君
5番	渡邊昌昭君	6番	遠藤嘉規君
7番	上村和正君	8番	渡邊弘君
9番	稲葉静君	10番	宮崎啓次君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木弘光君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	島崎和広君	町民生活課長	鈴木亜弥君
健康増進課長	土屋典子君	福祉介護課長	中村邦彦君
産業振興課長	稲葉吉一君	建設課長	臼井理治君
防災課長	村串信二君	水道温泉課長	友田佳伸君
教育委員会 事務局長	土屋勉君	会計管理者 兼会計室長	渡辺音哉君

事務局職員出席者

事務局長 山本博雄 書記 土屋 翔

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（遠藤嘉規君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（遠藤嘉規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧ください。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことを報告します。

◎一般質問

○議長（遠藤嘉規君） 日程第1、一般質問に入ります。

質問は、1件ごと一問一答方式とするか、一括質疑方式とするかは質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

2番、北島正男議員、5番、渡邊昌昭議員。

◇ 北 島 正 男 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、2番、北島正男議員の一般質問を許します。

2番、北島正男議員。

〔2番 北島正男君登壇〕

○2番（北島正男君） 2番、北島正男です。

令和6年第2回定例会の一般質問の通告をしたところ、議長よりお許しをいただいたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は、河津町のブランド構築を河津桜でどのように構築していくかについての4件と、障害者法定雇用の件、そして、前回に続いて放課後児童クラブの改善策の件の6件あります。町長、副町長、教育長、ご担当課長様にお尋ねしていきますので、よろしくお願いたします。

河津町のブランド構築を河津桜でどう考えていくかに関連して、1つ目は、河津桜まつりに関連しての項目です。

その1つ目、交通混雑の解消策の件。

町民の宝である河津桜、その祭りは伊豆最大級のイベントであり、経済波及効果も非常に高い。毎年運営に当たる関係者のご努力には感謝であります。今年に来場者は62万人、天候に左右されたことにより伸び悩んだと。ご参考までに、浜名湖花博のメイン会場のガーデンパークは、もう閉幕しましたが、2か月で50万人の来場、国際花博で50万人。河津町は、1か月で伸び悩んでも62万人、どれだけ河津桜がすごいかよく分かります。

集客数を高めることは大事ですが、それにとられると、オーバーツーリズムの問題やキャパシティオーバーになります。その一つが車の渋滞、毎年この課題が出ます。町内はもとより、修善寺のあの200円の道路から天城峠、135号線の伊東市吉田辺りや伊豆高原までも影響しているようです。これは、絶対的な通行量の多さや200円道路の料金徴収の一旦停止などのいろいろな複合要因によると思われます。

町内の渋滞の一つの要因は、駐車場を求めて探し回る車の多さと思われます。国道のほうでは、浜の交差点から伊東方面へのかなり長い数珠つなぎ状態は、浜交差点の時間差信号の不備と、路面のゼブラゾーンに入っただけではいけないと思っているドライバーが多く、直進車の進行を妨げていることも一つの要因と思われます。来年は南中学跡地の駐車場がなくなり、代わりの花卉園近くの駐車場はその半分弱の広さしかなく、駐車可能台数は減ります。

今年は、昨年より民間駐車場で5件、短期で3件増える協力がありましたが、車の混雑によるブランド力低下をなるべく防ぐために、来年に向けて車の渋滞緩和の施策を、役場とし

て現在のお考えがあればお尋ねしていきます。お願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、河津桜まつりの交通混雑解消の件について北島議員からお尋ねですので、お答えします。

この問題につきましては、これまでも課題となっておりまして、ピーク時の駐車場の不足の問題がありまして、これまでもいろいろ対策を考えてきました。来年の2月には第35回河津桜まつりが開催されますが、議員お尋ねのように、旧河津南中学校跡地の駐車場が使えなくなり、代替の駐車場として、町では、花卉園入り口付近に新たな駐車場スペースを予定しております。現在、工事について進めようとしております。

これまでピーク時の対応として民間駐車場の活用を進め、小規模の民間駐車場などの活用も考えてまいりました。今年、第34回の駐車場の状況を見てみますと、私が感じるのですが、民間駐車場の利用が早い時期から活用されていたようにも感じます。一方、実行委員会の駐車場実績を見ますと、入り込みは増えているのに駐車台数は前回より減少しており、民間の駐車場の実績台数は不明ですが、また理由は定かではありませんが、民間の駐車場が利用されたのではないかと考えております。

今回の実行委員会調べの駐車場の状況でございますが、昨年と比べたものが手に入りましたのでちょっと見てみました。そうしますと、大型につきましては前回の駐車台数より97%、それから普通車については96%、バイクについては70%でございます。入り込みは約2割増えたのに駐車場の台数は伸びなかったと、そういう傾向がありますので、先ほども答弁申し上げましたけれども、少し民間の駐車場のほうに移行したものが多かったのかなというか、そんな想定を導きました。

また、昨年あたりから新たな民間駐車場の営業が田中・沢田・峰地区でも増えてきておりますので、今後は民間の駐車場が活用されてくることが予想されて、併せてシャトルバスの活用で、今年あたりを見ますと河津バガテル公園の駐車場なども早い時期から多くの方が利用されていたと思いますので、実行委員会と協力をしながら、町でも駐車場の対応について今後検討していきたいと思っております。

今後の予定などについては担当課長より答弁させます。私からは以上になります。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 私からは、町長が答弁した対策以外での取組について説明をさせていただきます。

混雑する時間帯が昼間の時間帯であるため、時間帯の分散を図るため夜桜へ誘客を図ることを目的に、前回、夜桜ビール列車事業を伊豆急行で行っていただきました。そのほか、今後も関係団体と協力して対応していきたいというふうに考えております。

○議長（遠藤嘉規君） 北島正男議員。

○2番（北島正男君） 回答、ありがとうございました。

いろいろ対策を講じていらっしゃるというのもよく分かりますし、民間の方たちが新たに協力してくださるというのはとてもいい動きだと思います。ただ、民間の駐車場は小スペースが多いかと思うんですけれども、これから大きな駐車場を開発するなんていうことはなかなかできないんでしょうけれども、今年はコロナ前に比べれば62万人という、天候による影響もあったということです。62万人という絶対数が減ったということも、今年は少し緩和されたのかなという原因だと思います。

中学のグラウンドや役場の向こうの中古車の会社さんも今年は駐車場をやっていなかったようですけれども、それでも大分緩和されたというのは、基本的には週末対策というのが大事になると思うんですけれども、徐々にうまくいっているのであればそれでよろしいかとは思いますが、では何で実行委員会というのは、終わった後すぐに駐車場とトイレに課題を残したと毎回言っているのか分からない。少しずつよくなっているみたいな話をすればいいと思うんですけどね。

もし足りないのであればということで、次の質問にいきます。

河津桜まつりに関連して2つ目、駐車場不足を他の地域に求める件。

シャトルバスやパーク&トレインを増やしたいと町長はおっしゃっていましたが、蓮台寺や稲梓駅や稲取近辺で協力いただけないのであれば、パーク&トレインの伊豆高原に続いて、パーク&ウオーク・オア・トレインで今井浜エリアは考えられませんか。河津桜まつりの案内マップにも今井浜の桜が載っていますし、町と区が関与する舟戸の番屋さんでお食事と、海を見ながら露天風呂300円もあります。桜とパノラマの海を満喫しながら歩いて15分で会場へ、国道には歩道が完備で河津トンネル横の遊歩道の景観は素晴らしい。

ご参考までにですが、やっぱりオーバーツーリズムですごい悩んでいる鎌倉市の話、皆さんご存じだと思いますけれども、オーバーツーリズム対策で、あそこは江ノ電が混むというのもあって徒歩を推奨している。江ノ電で行っちゃうと観光名所だけが経済的に潤うという問題が、徒歩で行って新しい飲食店やショップさんで食べたり買物をするという経済の広がりが考えられるということで、なかなかいい取組だとは思いますが。

一方、こちらのほうの話に戻りますが、今井浜エリアの駐車場を開始したときには徒歩、または電車利用の場合は伊豆急1駅特別割引切符などで河津へとか、渋滞緩和策へ、駐車料金も含めたメリットを用意しての今井浜エリアの駐車場活用に向けた開発の可能性はどうでしょうか。その可能性をお聞きします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2問目の駐車場不足を解消するために他の地域に求める件ということで、具体的に今井浜地区のお尋ねがありましたので、お答えします。

先ほども申し上げましたが、伊豆急行との連携で伊豆高原の駐車場を活用したパーク&トレインの運行を現在行っております。議員お尋ねの今井浜海岸駅からのパーク&トレインについては、大変よいアイデアであると思いますが、ただ今井浜周辺の駐車場のスペースがあまり確保できていないように思いますし、駅までの交通手段として、先ほど議員がおっしゃったように、徒歩の利用ということは手段としてはよいかもわかりませんが、お客さんの意向がちょっといまいっつかめていないものもあるかと思えます。

いずれにせよ、電車の活用による駐車場確保対策は重要だと考えますので、今後も、他市町の協力も得られるならば、考えてみたいなと思っております。

また、具体的に私が昨年から考えていたのは駿河湾フェリーの利用で、例えば桜まつり期間だけでも松崎港ですとか田子港の寄港が実現すれば、松崎や西伊豆からのシャトルバスが可能であるかもしれません。そうしますと、国道414を通らなくて西海岸を通ってスムーズに河津までシャトルバスが運行されるのではないかと思いますし、その短縮された時間で町内の周遊時間、あるいはお客さんが伊豆半島を周遊してもらえる時間が増えることによって、この駅の周辺が潤っていくのかなと思っております。

それから、駿河湾フェリーの乗降状況を見てもみると、昔はカーフェリーという中で車を使って来る人もいるんですけども、最近は車を持たないで乗る方も多いうように聞いておりますので、そういう意味でシャトルバスの運行等があれば、そういう方たちも河津に来て、帰りは例えば電車に乗って帰ることも可能でありますし、いろんな方法が考えられるのではないかと思います。

ただ唯一は、駿河湾カーフェリーは県等の事業で行っているもので、県等でそういう検討がなされるかどうか、特に新知事にはその辺も少しお尋ねして、桜まつり期間だけでも1か月間、松崎や田子港あたりに停泊してもらえるようなことができるかどうか、それについてもお尋ねしたいなと思っております。今後、そんな方向も私としては考えてみたいなと思っ

ております。

その他のお尋ねについては担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 先ほど質問のありました今井浜エリアの駐車場活用ということで説明させていただきたいと思っておりますけれども、先ほど町長が申しましたとおり、現状では大変難しいかなというふうに思っております。地区地主の意向や運営体制、河津までのルートの検証も併せ、実行委員会と調整・検討をさせていただければというふうに思っております。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） ありがとうございます。

町長がおっしゃるように、フェリーの活用は何か大きな話でいいと思うんですけれども、そこに観光会社さんがバスツアーとかで組んでくれたりすると、何か利用するお客さんも増えそうでいいなと思います。

渋滞のピークのときには、今井浜エリアに駐車する車も結構あったそうです、渋滞のピークの週末のときに。

来年は、観光が主力の河津町にとってとびきりうれしい南禅寺の仏像群が観光目的のお客様も増えると当然思われますよね。過去の調査で、桜まつりの来場者が行う行動で、名所旧跡巡りを兼ねるお客様は35%、これが一番多いですね。

今年の来場者62万人の場合で、この35%はほかの観光も兼ねるよ、名所を回るよという人を62万人を基にすると、22万人の方が名所旧跡を巡るわけで、河津町の南禅寺さんだけでもこの人数がびゅっと跳ね上がると思われます。そうすると何が起こるかという、桜と南禅寺の回遊で駐車場の利用時間が長くなる。回転率が悪くなる。そうするとさらなる渋滞を招きますので、来年に向けては早め早めの予測を立て、シミュレーションを行い、早めの対策を決めてご準備いただけると、お客様も町民も喜ぶということです。

もう一つ、河津桜まつりに関連して3つ目、おもてなしについての件。河津町らしいおもてなしをもっと増やして、リピート率や宿泊率の向上と好意醸成を図ります。

今や全国の多くの地域でこの早咲きの桜を楽しむことができ、近いところでは、皆さんご存じの神奈川県松田町の山全部が河津桜、三浦海岸も、東京も、千葉もたくさんあります。でも、やっぱり発祥の地、ほかには絶対になく原木がある河津町の桜まつりが一番好きと言ってもらいたい。そうでないと衰退に向かうからです。

おもてなしとして現在やっぴらっしやるように、中学生による桜咲く川の岸辺での歓迎の合唱、逆川地区の皆様の餅つきによる振る舞い、中学生のお写真撮りますサービス、手作りガイドマップでのご案内、踊り子さんと写真撮影など、とても評価が高く観光客にうれしいサービスです。昨日、教育長も、郷土愛を育むこととしてこれらは大切な行動とおっしゃっています。

観光客の人が言っていましたけれども、「駐車場に苦勞して入ったんだけれども、駐車場のおじさんが待たせてごめんねと言ってミカンを3個くれました。待たされてイライラしていたんだけれども、それがすつと消えました」みたいな話が聞こえてきます。ミカンをくれたからうれしいわけじゃなくて、おじさんが待たせてごめんねと、そこで多分地元の人と観光客との会話があたりして、すつと疲れが飛んだということだと思っんですけれどね。

町長は、子供たちや町民がいろいろな形で祭りに参加することが、本人にとっても町にとっても望ましいとおっしゃっています。過去には桜の花のしおりプレゼントとかあったようですが、新しく学生さんや、シニアクラブや、老人ホームでそういうものを作って配布するなど、これは参加性があるとてもよいと思います。学生さんの商業体験やサービスとしての手荷物預かりますや足元が不安なら車椅子をお貸ししますとかも、実直でストレートなサービスで気が利いています。

ちなみに浜名湖花博では、車椅子のほかに、これは河津町では難しいですけども、シニアカーの貸出しを200円でやっていました。ちょっと5分ぐらい練習させて、あとは自分で行くという。コンピューターで制御するから人にぶつかったりはしないというシニアカーですね、そういうものがありました。

もちろん地元の伝統文化である鳥酒精進太鼓などの披露は、来場者への歓迎のもてなしとして大きく寄与すると思っます。河津に泊まってありがたいの施策もちゃんとPRして、民宿も含めて満室にしてください。

先ほども言いましたけれども、来年の桜まつりは、谷津区の皆様のご努力のたまものである、国指定の重要文化財に来月指定される南禅寺の仏像群の見学で大きくプラスされるでしょう。南禅寺の立地的に移動サービスなどが必要になり、それらのおもてなしをしっかりと行い、観光客の皆様にさらによいという評価をいただかないといけません。

おもてなしというのは心のこもった待遇のことで、無料、有料の限りではありません。おもてなしというのはその地区の文化なんですね。これから河津桜まつりの顔つきをどうしていくのか、河津桜発祥の地として、さらに、南禅寺の仏像群と天城山隧道の重要文化財が2

つもある町として、品質向上を図ったブランドをどのような形で守り、向上させ、他の地区でも見られる河津桜の祭りとは絶対的な差別化を図り、いつまでも伊豆最大のイベント、静岡三大祭りである世界最大の河津桜まつりとして存在していくために、新たなおもてなしとか南禅寺に関してのおもてなしなど、その構想や施策のお考えがあればお答えいただきたい。お願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、河津桜まつりのおもてなしについてお答えします。

昨日もこの桜まつりの件についてはご質問があってお答えしておりますが、河津を訪れた方々へのおもてなしは大変重要であると思っております。

先ほど議員からお尋ねのありました河津中学校の1年生の郷土学習の中で、桜まつり期間中にいろいろなボランティアを行っていただきました。私も当日、午前中でしたけれども、観光交流館のところで子供たちのボランティア活動を見守ったわけですが、案内等もあるんですけれども、特にお客さんが喜んだのは、交流館の駐車場から出ていくバスに子供たちが手を振るだけすごいですよね。子供たちが手を振ってくれたというだけで大変な感激があって、窓を開けて手を振ってくれる方がいたりして、こういうことでも大変歓迎の意味というのはあるのかなという形で、ましてや子供たちだったものですから、大変感動した覚えがあります。

それこそ子供たちだけじゃなくて、町民1人ひとりのおもてなしの心が私は大事だと思っております。これまでも、先ほど言ったように、河津中の生徒にいろいろな形で協力をしていただき、先ほどのように多くの観光客から、挨拶も含めて、ボランティアも含めてですけれども、お褒めの言葉をいただいております。特に子供たちの挨拶については、大変大きな喜びがあったという形で来てくれたお客さんからお褒めいただいたこともあります。

また、桜まつり期間中に私も、用事がないときですけれども、笹原公園に、午前中ぐらいですけれども、数時間ボランティアとして観光案内を兼ねて立たせてもらったりしますけれども、いろんな場面で、私だけではなくて町民の方々に協力いただいているなという、そんな感謝をしております。それぞれ町民の方々も、いろんな形ではあるかと思うんですけれども、今後できるだけ町全体で受け入れるような機運の醸成づくりが大事じゃないのかなと思っております。

昨日も申し上げましたけれども、今後の桜まつりとして、商業といいますか、もうけだけでなく町全体をPRするような、また伊豆地域の連携が取れるような公的な役割もある程

度持てるのかなという気がしますので、そういう意味でいろんな関係者とも協力できることは協力して行って、お客さんにおもてなしをしながらボランティアとしても協力していただき、全体として祭りがそういうふうな感じに変わっていくといいのかなと思っております。

現状のおもてなしの部分では、実行委員会では、さかさがわ実りの里さんの協力を得まして餅つきをやったり、餅の振る舞いなんかもサービスとして数回実施をしております。実際は子供たちに餅つきもさせてやりたいんですけども、なかなか会場ではできないことがあります。まして振る舞いだけになってしまうんですけども、それでも3種類のお餅が食べられるということで大変人気が高くて、今後も地元の方たちが育てて、収穫をして、きねでついたお餅をその場で食べてもらうという、それこそ地域の魅力が出たサービスだと思いますので、ぜひとも今後もつなげてほしいなど、そういうふうにしております。

それから、南禅寺への観光客へのおもてなしについては、今後、地元の人たちとお話合いになると思いますが、私個人としては、あの坂を上ってきていただいた方に、急坂なものですから、例えば温かいおしぼりとかお茶の一杯等でも差し上げたら喜ぶだろうなど、そんなふうに思います。ちょっとしたいろんなことがおもてなしにつながると思いますので、今後、地元の方たちとお話をしながら、できるだけいろんなことをやっていけたらいいのかなと思っております。

また、今年重文になったということで多くのお客さんが見えると思いますし、桜まつりのときも多くのお客さんが見えるものと思っております。ただ、あの南禅寺までの道路が狭いものですから、交通の面ではどういう形がいいのか、大きな問題にはなると思いますので、対策も含めて担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） ならんだの里仏像展示館ですね、仏像の国の重要文化財の指定に伴いまして、対策ということでお答えさせていただきたいと思っております。

一応対応内容につきましては、展示館収蔵図録の修正版の作成、あと説明看板、表示板の修繕、あと記念式典と記念講演を、現在教育委員会と相談し、行う予定となっております。

また、観光庁の補助金も活用しながら新たなツアー造成等も考えております。桜まつり期間中は大変混雑するので、その期間以外に来ていただけるようなツアー造成とか宣伝・誘客に努めていきたいなというふうに思っております。また、桜まつり期間中の交通渋滞対策は、先ほど申したとおり、民間駐車場の活用やパーク＆トレインの推奨、周遊時間帯の分散等、

できる範囲の対策を行っていきたいと思います。

今後、管理団体の谷津区の意見も聞きながら、どのようなサービスができるか検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） いろいろお考えいただいているようで力強いと思いますけれども、確かに町長がおっしゃるように、子供が手を振っただけでも観光の人たちはほんわかするというのはあると思います。

河津町ではちょっと分かりませんが、もっと観光だけで成り立っているようなまち、例えば箱根とか、そういうところというのは、信号機のない横断歩道でもし人がいたら必ず止まる、必ず優先する、他府県ナンバーを優先するみたいなことが徹底されています。残念ながら河津町は、町からちょっと外れると、なかなか横断歩道を渡ろうとしても止まってくれる車がいなかったりと、僕はよくそれを感じるんですけども、実際に僕は違反で捕まったというのものもあるからかもしれませんけども。信号機のない横断歩道で歩行者がいるなどと思ったら必ず止まるというのが交通ルールで、捕まっちゃいますから、そういうのも徹底したらいいと思います。

あとは、町の人が観光客だなどと思ったらこんにちほと言うようなことだけでも、何かほんわかすると思うんです。おもてなしというのはそんなようなところからスタートすればいいと思いますし、坂を上ってきた人にお茶の一杯だけでも、それは何かありがたいというようなことになると思います。

今後の河津町も、おもてなし強化でさらに河津桜発祥の地と言われたい。小さい田舎の町のみんなの精いっぱいのおもてなしを感じてほしい。これも、例えば役場がおもてなしのこういうのも用意するとかじゃなくて、町の子供たち、区の人たち、そういう人たちから「こういうのをやりますけど」と出てくると、ますます河津桜というのはよくなるなと思います。

有名観光地の費用をかけた施設で高額なお金を払えば利用できるサービスとか、日本人を無視したインバウンド狙いの6,000円の丼のご飯とか3,000円のラーメンとか、物価高騰以上につり上げた宿泊料金とか、こういうのをよくニュースで聞くんですけども、これから国内外で伝染病がはやったり、円安でなくて円高になった途端にこれはどうなるんでしょう。日本人の観光客に見放されたらもう元に戻らない。ですから、インバウンド需要対策はある程度必要だとは思いますが、河津町らしいおもてなしがもっと必要だと思います。

また、2月1日開催と決めたら、基本的にはその日からフルオープンにしてほしいと思います。交流会館の2階の食堂は、せっかくそれを設置したんだけど、2月8日から、オープンの日で露店の建設をまだしてたりするという状況があります。普通は実行委員会さんか、そういう人たちが開幕以前に安全面や衛生面の査察を行うということが大事で、観光客にオリエンテッドなチェックをしていくのもおもてなしの一つになるわけです。何といても、伊豆地域で全国ネットでテレビ放送をされるのは河津桜まつりぐらいしかないんです。今日いらしている伊豆新聞さんなんかは大々的に取り上げてくれます。逆に、だから悪い情報があれば、それも全国で放送されるということです。

テーマを変えます。河津桜のフレーズの統一化と町条例化の件。

メディアや案内は、河津川沿いに850本の河津桜が咲くと、ほとんどはそういう言い方をします。850本のボリューム訴求ではそのうちどこかに抜かれます。川沿いの堤防土手には、国や県の河川堤防維持のため、樹木の植樹は増やせない。それでは桜の世代交代はできない。850本のみでは、町民や団体が増やしてきた部分が欠落しています。ですから、例えば「河津町の2月は、8,000本の河津桜が町を桜色に染めます。河津川沿いには850本が集中し、川と山と滝とともにすばらしい景観が多くの人を魅了します」というふうに、町全体の景観の訴求を上位に置いてブランドを維持していくんです。この8,000本を減らさずに増やす努力を町全体でしていくべきです。この間、下峰区の河津桜の丘の皆さんは、160本の河津桜の管理をしつつ、河津桜を各地区で植え、名所が増えれば、観光客の楽しみも増えるとおっしゃっています。

さきの南中学校跡地の河津桜伐採で署名運動が起こるほど、町の人たちは河津桜を大切にしている気持ちが非常に高いです。そこで、町の開発とかいろんなものに関してやむを得ず河津桜の伐採が必要な場合は、その予定と、報告義務と、許諾と、情報開示について、町の条例化ぐらい必要になるのではと思います。こんな話を町の人とすると、それで監視ができるとよいと言います。樹木を切る行為は誰にでも残酷に映ります。特に河津町は、河津桜が勝手に切れない町というのもブランド構築に一役買います。

このように、一見ユニークな町条例を策定することについてどうお考えでしょうか。もちろん公的な場所や量的なことに対してとなると思いますが、併せて、先ほど言いました堤防の土手には樹木を新しく植えられないのねという町の人たちの不安に対し、国や県の規制について正しいのか、猶予があるのか、今後どうしていくのか、現時点でその規制に対する計画があればご回答いただきたいと思います。お願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員の2問目の河津桜についてお答えします。

議員がおっしゃるように、町民の河津桜に対する思いというのは大変深いものがあると思っております。これまで町民の協力の下で多くの河津桜が植えられ、議員が言うように、町内で約8,000本、そのうち河津川沿いに約850本が植えられております。河津川沿いの桜は、このたび作成されました河津町景観計画の重点地区の4つのうちの1つとして、景観形成の方針では、河津桜の保護、河津桜を引き立てる景観誘導、河津桜による回遊性の向上、快適性・利便性の向上、にぎわいや緑豊かなまちなか景観形成など、具体的な施策例を示して今後取り組むこととしております。

また、河津川周辺以外でも河津桜が植えられておりまして、今後はこの管理が重要であると考えております。個人のお宅の庭なども、基本的には植栽した人に管理していただいておりますので、それぞれの事情や状況により異なりますが、場合によってはやむを得ず切ることも考えられます。公的な場所の河津桜については、基本的には管理すべきものであり、計画に位置づけられておりますので、今後も計画変更等がなければ継続されてくものと考えております。

議員お尋ねの条例による規制とのご意見ですが、条例制定は難しいものと考えておまして、町民の意識啓蒙の意味でも、平成27年3月に河津桜憲章が制定されておりますので、今後、改めて町民に周知するように努めていきたいと思っております。

議員のその他植栽のルールなどお尋ねの点については、担当課長よりそれぞれ答弁をさせていただきます。私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 建設課長。

○建設課長（臼井理治君） それでは、私からは、河川法による植栽の規制についてお答えいたします。

河川法第27条の規定により、植栽には、河川管理者——河津川は静岡県になります——の許可を受けなければならないこととされております。植樹場所、方法に関しては、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準について」——こちらは平成10年に建設省が出したものになります——により、樹木が洪水時における水位上昇、堤防沿いの高速流の発生等の治水上の支障にならないようにとされております。現在、護岸に植えられている桜の植え替え、新規の植栽の許可が下りないと県より回答されております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 議員の質問の河津桜の伐採を規制する条例制定ということでございますが、町長が先ほど答弁しておりますが、個人財産に対する規制となりますので、大変ハードルが高いと思っております。現時点では条例制定は難しいと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 町条例にするのはなかなかハードルが高いということなんでしょうけれども、何かそれに代わるようなことで、減らさないで増やしていくみたいなことがいろんな形でできればいいと思います。

河川法についても、過去、古い静岡県の資料、古いといっても10年ぐらい前から、静岡県の下田土木事務所と河津町でいろいろ協議をされた経緯が静岡県のほうのホームページか何かで出ています。だから、大体それを読めば分かるんですけども、今後、じゃ、どうしていくのかというのを町の人が心配になっていて、河津桜の川沿い側ののり面についてというのが駄目であって、堤防の後方についても結構いっぱい今あるわけですけども、それについてはいいのかとか、ちょっと町の人たちにその情報が不十分なので、そういう情報発信、今後どうしていこうかなというの、言える時期が来れば情報発信していただけたらと思います。

河津桜保護育成計画に河津桜憲章というのが、先ほどの町長の話では正式にあるという話でした。昭和50年に制定した町の木である河津桜の憲章があって、切ってはいけない町条例、また町ルールみたいなのがあって、河津桜を大切にしている町ですよというの、世間にアピールするんだと思います。

堤防への植樹については、もともと堤防の土手には桜を植えて、それをみんなで踏み固めて固くする効果があるということで、多くの場所で桜が植わっているんですね。だから、それが全部駄目だよということになれば、日本中のたくさんの桜の名所がなくなっていくことになります。ほかの地区はどうしているのか、そういうケーススタディーも学んだほうがいいと思うんですけども。

でも何か、こんなことを言っちゃいけないんですけども、近隣の堤防沿いの桜並木を見に行くと、新しく植えてはいけないはずの苗木が結構植えられているのを見たりするんで、それはいけないことなんでしょうけれども、それを河津町でやろうとは僕は絶対思いませんけれども、何か合法的にうまくやる方法を考えていただければと思います。

河津川沿いの桜の世代交代が難しいなら、今後の計画や、併せて原木の子供の育成状況とか、町長はよくおっしゃいますね、回遊性を高めたいと、回遊性を高めるための原木公園や町の8,000本を増やす計画などがあるなら、情報開示をお願いいたします。

テーマががらっと変わります。3つ目、障害者雇用についてお伺いする件。

日本の障害者雇用は、障害者の雇用の促進等に関する法律によって進められてきました。過日、西伊豆町が、障害者雇用で改善が見られないということで厚労省から勧告を受けました。静岡県では、ほかに小山町と浜松市教育委員会が勧告です。勧告だから法的な拘束力はないものの、自治体名が公表されました。これはすごく大きなこととして捉えないといけません。

自治体の障害者法定雇用率は、今年の4月から2.8%に引き上げられました。ちなみに民間は2.5で、ちょっと低いです。これは計算上、従業員36人に1人の割合で障害のある方を雇用しなきゃいけないという計算です。毎年6月1日の時点で障害者雇用状況を、県及び国にその任免を報告する義務があります。

法定雇用率2.8%になったの河津町役場の雇用率は何%と報告予定ですか、お尋ねします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 障害者雇用の関係は、前々から北島議員からも何回か質問を受けておいて、町も対応している状況でございます。担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、役場のほうの障害者の法定雇用率について説明をさせていただきますと思います。

障害者の法定雇用率といったものは、令和5年度までが2.6とされていましたが、令和6年度からは3.0という形になりまして、経過措置として令和6年の4月以降は2.8、令和8年の7月以降は3.0といった形が厚労省のほうで言われております。そういった中で、河津町の本年6月1日現在の法定雇用率でございますが、3.01で、自治体法定雇用率は満たしております。

今後も障害者の雇用に向けては、障害者就業の支援センターわなど関係機関との連携を取りながら、障害者の雇用促進に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） すばらしいですね。

よく総務課長とはこの辺の話をさせていただくんですけれども、総務課長をはじめ担当の係長は、採用に向けてご努力をされていることももちろん知っているし、障害者雇用相談会は労使ともに毎月開催していることも町の人は知っています。

役場が使う記念品などを障害者就労施設より仕入れることや、障がい者アート事業団体より絵画をリースして役場内で活用していること、町長はそれをまたほかの自治体にも広げようとPRしていることも知っています。桜まつりで授産者施設、授産者施設は障害者の共同作業所みたいなところをいうんですけれども、その製品販売も検討したいと昨日もおっしゃってくれていました。などなど、障害者関連では、町長をはじめ担当セクションの職員はよく努力されていると思います。

今まで障害者法定雇用率が未達で法律に違反している状態が続いているのは町民から見て残念だと思っていましたが、現在は法定雇用率をしっかりと3.01と達成しているのは大変よかったです。ご苦勞をお察しします。

第5次賀茂地区障害者計画の案を見ると、役場は、民間企業に対して障害者雇用の啓発をしなければならないとあります。役場がもしできていないことを民間企業に求めたり啓発することは普通できませんよね。説得力が全くありません。言ったところで、どの口が言っているんだというような話になります。でも、現在は雇用率達成の河津町として、外に向かって障害者雇用を促して行ってほしいと思います。

自治体が民間に入札などで仕事を出すとき、障害者雇用に積極的な企業にポイントを付与するという指針もあるぐらいですので、ですから、役場は障害者法定雇用率を達成し続ける必要があるのです。2年後にはさらに雇用率が上がり、3.0となります。総務課長の先ほどのお話では、3.01が続けば最低ラインはクリアということで、そのためにもどのような仕事を切り出していくのか、役場にない仕事を新たにつくっていくのか、役場は負担なく遂行できる職務の選定と創出ということを検討すると言っています。現在、就労いただいている方々が安定して働き続けられるようによろしく願いいたします。

次の質問です。前回の3月の定例会で質問させていただきました放課後児童クラブの環境改善について質問します。

3月の定例会の後、速攻で玄関チャイムをインターホンに替えていただきました。4月の役場の人事異動の後、新しい福祉チームでパソコン本体と通信の環境を改善いただきました。迅速な対応で支援員さんたちは感謝しております。ありがとうございました。引き続き福祉介護課のチームは、児童クラブのことをいろいろお考えいただいているようで、みんな感謝

しています。

児童クラブの現状は前回報告したので、状況の説明は今回しませんが、当面の課題で残るのは、夏、冬の激しい暑さ・寒さ対策です。今年はさらに夏は猛暑の予想、もし熱中症や感染症で救急搬送されたらどうなりますか。もし事故や事件などで新聞報道されたらどうなりますか。そうならないように支援員さんたちは必死で対応しています。もしそうなったら誰が責任を取るのでしょうか。

夏、冬の厳しい環境の中、そこに子供を預けるしかない保護者のやるせない気持ちをお察しいただきたい。河津町が消滅自治体に名を連ねることを免れたのは、この河津町で子育てを頑張ろう、または頑張るとしてきている世代の女性やご家族がいてくれるおかげでしょう。それを裏切らないでいただきたい。

今まで、町長、役場、教育委員会さんにご協力いただき、夏や冬は工夫していただいております。昨年は、小学校の図工室をお借りできました。夏には、役場の2階の畳のあの大きな部屋を7日間もお借りできました。かわづっこひろばさんは、4日ほど時間を空けてお借りできるようにしていただきました。暑さ、寒さのピークはしのげましたが、実施場所がいろいろ変わるの、残念ながら児童も父兄もちょっと大変です。

役場の全議員による今年の予算審査特別委員会の附帯意見は、「子供の施策に重きを置く河津町として放課後児童クラブの現状は看過できない。早急に環境の改善を図られたい。」と明記しています。

町長は、以前と同僚議員の附帯意見の重みについての質問に対して、町民の多くの意見として重く受け止めて常に意識し、行政に運用しているとお答えされました。また、前回、3月の定例会で私の質問に対して、今までも改善はしてきている、しかし現状でよいとは思っていない、意見があれば今後もお聞きするよと回答されました。

児童クラブの環境改善は、希望としては、踊り場と称するスペースの一つの面をパーティションなどで仕切って空調を入れていただくだけです。これはミニマムなお願いだと思っています。こんなことを言っていないか分かりませんが、空調機器は役場庁舎の中古でもよいです、小中一貫校完成までの4年5年6年の間ですから。町長以下、多くの人にいろいろご対応いただいております。であれば、もう一声、空調機器の設置を予算設定など可能な段階で町長のご判断と役場内で検討いただけないか、その可能性をお尋ねします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいま放課後児童クラブの施設改善の関係でお尋ねです

ので、お答えします。

この件につきましては、議員がおっしゃるように、前回の質問にも答えておりまして、議員がお尋ねのとおり、私も答弁させていただきました。

これまで夏季などの暑さ対策や環境改善に向けて工夫や対策をやってきており、それでは確かに私も十分ではないと考えております。今後の対応については、これまでいろいろ検討してきましたが、さきの役場内部の私から担当課長への制度設計のヒアリングの際にも、課長には、状況等の確認と対応の検討について指示をしたところでございます。

その中で、今後の方針のことでございますけれども、今、学校の1教室を夏の間使わせていただいております。今後、小学校は、今2クラスが1クラスずつ減ってくるような形になります。そうすると空き教室が出てくるということが考えられますので、その辺を今後の方針として学校内でできれば、そういう放課後児童クラブができるかどうか、これは学校の理解と教育委員会のことが必要になりますので、学校の施設ですとエアコンも当然入っておりますので、空き教室をうまく使うことができるかどうかという形の中で、当面の改善を進めていったらどうかと思っております。

また、お尋ねの件については担当課長より答弁させます。私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、先ほど町長の答弁にありましたように、これまでも暑さ対策や環境改善に向けて工夫を重ねつつ、今運営しているところでございます。現在、登録者数は39名、昨年より少し減少しておりますが、おおむね30人前後が、日々、それぞれの都合に応じて学童を利用されているところでございます。

今後の対応についてということですが、現在も、体育館ですけれども、学校施設を利用しておりまして、町長からの指示を受けまして、小学校、教育委員会と現状についてどのような対応が可能か、そういったことを探りつつ、少しでも放課後児童クラブの改善につながることを考えているところでございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） いろいろありがとうございます。

夏休み対策は、今までもこれからもいろいろ対策を講じていただけるようなんですけれども、それはみんな喜ぶと思います。それで暑さのピーク、寒さのピークはしのげると思います。

夏は38度、冬は10度以下になる環境を今まで放置してきた理由、放置と言ったら……、失礼しました。大きく改善できなかった理由はどこにあるのでしょうか。できれば、町長に回答いただいたように学校の空き教室があるのであれば、そこで環境を整えていただけるというのが一番いいと思いますけれども、今の状態であれば、ここの体育館の2階の空調設置の改善を検討していただければ助かります。

大切なお金を使うことに町の人には誰一人として反対はしない案件だと思います。町長のご判断を、子供たちも、ご父兄も、支援員たちもみんな期待しているはずです。福祉チームの課長さん以下、よく話を聞いてくださるというふうに支援員たちからも聞いております。少しずつでもいいので改善していただければいいと。

夏場の暑いときはほかの対策を考えてくださるようではございますけれども、あの部屋というのは、先ほど言ったように、最高で38度になると。それを知っていて子供を預ける親御さんの気持ちを察していただければいいと思います。ぜひとも善処をお願いして、私の今日の質問と要望について終わります。ありがとうございました。

○議長（遠藤嘉規君） 2番、北島正男議員の一般質問は終わりました。

11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（遠藤嘉規君） それでは、5番、渡邊昌昭議員の一般質問を許します。

5番、渡邊昌昭議員。

〔5番 渡邊昌昭君登壇〕

○5番（渡邊昌昭君） 5番、渡邊昌昭です。

令和6年第2回定例会開催に当たり一般質問を通告したところ、議長より許可をいただき

ましたので、一問一答方式で質問させていただきます。

私の質問は、1問目、河津桜の保存と将来の河津桜まつりの発展について、2問目、地域役員の負担軽減についての2問です。町長、副町長、教育長、担当課長の答弁を求めます。

それでは、1問目です。河津桜の保存と将来の河津桜まつりの発展についての質問をいたします。

河津といえば河津桜と「伊豆の踊子」です。今回の町民からの要望にもありましたように、町民の皆さんの桜に対する愛着、これまで思っていた以上に強いことが改めて分かったのではないのでしょうか。この定例会でも、これまで多くの同僚議員が河津桜についての一般質問をしていることからそれが分かります。町民に愛される河津桜であり、桜まつりの期間に多くの観光客を集め、桜まつりは、伊豆地域でも最大の集客力を持つイベントとなっております。その最大のイベントである桜まつりの今後の発展について伺います。

早咲きの桜として全国的に有名になった河津桜であり、河津町の名を知らしめた桜です。その1本の原木は、今も毎年元気に花をつけ、その木からクローン増殖させた苗木から多くの河津桜が町内に植栽されてきました。

過去には祭り開催中に100万人を超える観光客を集めたイベントですが、ピークを過ぎ、年々減少傾向にあり、コロナ禍を過ぎ、本年の目標が70万人であったのに、それに達することはできませんでした。さらには、インバウンドの観光客が2割くらいいたとのことですから、国内の観光客は、過去の半分近くに減少しているという勘定になります。コロナ禍のさなか、祭りは中止して来ないでくださいと広報したにもかかわらず、10万人以上の花見客が訪れました。

本年の目標70万人に達しなかった理由、これについては、満開の頃である2月下旬の悪天候であった、このように判断されますけれども、果たしてそれだけの理由だったのでしょうか。河津町の発展は、観光の町として過去の観光客数を超え、さらに大きなイベントとして発展させていく必要があるべきだと考えております。テーマパークは、常に新たなアトラクションを開発し、リピーターを確保していきます。桜まつりの拠点を新たにつくり続けることでリピーターとなる観光客を確保できるのではないのでしょうか。

先日の議員月例会での加藤樹木医によれば、原木は現在の樹勢は良好であるということですが、初期のクローンである並木などは初老期に当たるそうです。河津桜としての認定や品種登録がなされていない河津桜ですから、原木からのクローンである苗木を原木のある河津町が認定することでブランド力を発揮することができる、このように思います。昨日の同僚

議員の質問に、河津桜これは今後も守っていくべきものという答弁を聞いてほっとしているところではありますけれども、町長は、今後、原木の維持管理、将来の桜の維持管理、桜まつりについてどのようにお考えでしょうか。そのお考えをお教えてください。

さらに、その桜まつりですけれども、多くの観光客が当町を訪れ、町内の至るところで渋滞が発生したり、携帯電話の通信障害が発生したりと、オーバーツーリズムの状態も発生しております。これまでも新聞報道では、満開時の週末には連日5万から7万人とも言われてきました。町の考える観光客を迎え入れる町のキャパシティ、これはどのくらいを想定しているのでしょうか。

桜まつりの開催方法によっては、過去の観光客を超えるお客さんを迎えることができると考えます。拠点場所を分散させることで、祭り期間中の観光客の増加にも対応できるのではないかと考えますが、拠点の分散化についてこの計画はないのでしょうか。混雑を防ぐためこのくらいのお客数の数がちょうどいい、このように思っている、これでは町の発展はないと思いますけれども、多くのお客さんを迎え入れる、このような気持ちは町にあるのでしょうか、伺います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊昌昭議員のご質問、河津桜の保存と将来の河津桜まつりの発展はということで3点ほどあったかと思っておりますので、お答えします。また、河津桜まつりにつきましては、他の議員から何人か質問を受けておりますので、答弁が一部重なる部分があるかと思っておりますが、ご了解願いたいと思っております。

まず、議員がおっしゃるように、今年の河津桜まつりでございますけれども、後半の悪天候の状況と前半の開花が遅いといった状況から、一気に咲いたために見頃の時期が少しずれてしまった点もあるのかなと、そういうふうを考えております。

河津桜まつりの入り込み状況につきましては、これまでのコロナ禍での減少の中から、それ以前のような入り込みに向けて目標を70万人と想定してその対策を取ってきたところですが、結果としては62万人という形で、コロナ以前に対して約7割ぐらいの入り込みになったと思っております。今後の対策としては、当面は以前のような集客数を目標に掲げながら、新たな施策へ取組を行っているところでございます。

今回の第34回の河津桜まつりでは、観光庁の補助金を取り込みつつ、増えつつあるインバウンドを対象とした旅行商品の取組やキャンペーンなどを行い、以前にも増して多くのインバウンドの方の割合が増えていると感じております。

また、伊豆急行と連携をした夜桜ビール列車による夜桜の魅力発信なども好評を得てまいりました。また、民間事業者による実証実験として、東京や長野から直通バスの運行などが行われました。そのほかにも、山梨・長野方面への誘客対策を強化して誘客に努めてまいりました。

これらの対策により一定の効果は出ており、今後の桜まつりの広がりや対策の一助として、方向性も出てきているような感じがいたします。

先ほど他の議員の質問にお答えしましたが、第34回の駐車場の状況でございますけれども、実行委員会の駐車場でございますけれども、大型が1,459台、これが前年比97%、それから普通車が2万2,629台、96%、バイクが2,062台ということで70%でございます。

特に私が感じるのは、以前の多く入ったときには大型バスが約3,000台ぐらい来たと思うんです。それが7割の入り込みとしても2,100台ぐらいの見込みになるわけですが、それが1,400台ということですので、大型バスがうんと減ってきているのかなという、そんな結果がこの台数を見ると分かるのかなと。普通車については2万2,000台ですので、多いときには3万台ぐらいだったと思いますので、大体7割ぐらいで、普通車については以前ぐらいの割合になっているのかと思います。そういうことで、大型バスの旅行が少し減ってきているのかなと、そういう傾向だと思います。

それから、伊豆急の降車人員でございますけれども、今年が8万9,881人ということで、これは前年より9%増をしております。ですから、電車のお客さんは増えつつあるのかなと思っております。そんなことが今年の状況でございます。

次に、観光客のキャパの関係をお尋ねですので、お答えします。

想定は、以前は100万人が来客した、そのときと情報の発信の方法が大分変わってきているのではないかなと、そのことが大きく影響しているものと考えております。確かに10年以上前は、開花状況が実行委員会などの公的な情報発信によるものが大きかったと思いますが、今では携帯電話の発達によりリアルな映像が個人でも発信できるようになりまして、拡散の度合いが以前に比べ格段の相違があると考えております。

また、情報がリアルに発信されることで開花状況がいち早く伝わり、見頃の1週間から10日間に花見客が集中するなど、大きな混雑が一定期間に絞られてくると、そういう傾向がございます。全体的なキャパシティーについてはどの時点で考えるかですが、いずれにしても満開に近い状態でのキャパシティーは、今以上では無理があるように感じております。今後の入り込み動向にもよりますが、全体的な人数の増加だけではなく、議員がお尋ねのように、

町内での散策コースの分散化による滞留時間の増加などの内容の充実により、河津桜まつりの維持が必要であると考えております。

その他、議員がお尋ねの点については、担当課長より答弁させます。私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 観光客のキャパシティーの問題でございますが、当町の観光客のキャパシティーについて想定している数字は持っておりません。河津桜まつりピーク時の土日などは明らかにオーバーツーリズム状態とは思われますが、先ほど町長が申したとおり、見学地域の分散化や時間帯の分散化を図りつつ、さきの議員に答弁した施策を行いつつ、関係団体と協力し実施していきたいというふうに考えております。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 町長からのお答えに、以前のようなお客様を取り入れたいという希望があるということで、本当にほっとしているところでありますけれども、桜まつりも30年を超え、報道などにより紹介されて多くの観光客を呼び込んできております。町内の河津桜は初老期を迎えていると言われている中で、苗木が販売されたことで日本各地に河津桜が植栽され、月日とともにこれらの苗木が大きくなり、各地でその桜を咲かせてくれています。河津町の名前を全国に知らしめていただいております。国の内外で河津桜が各地との交流を進めてくれています。

その河津桜を使い、河津桜の名前を別の名前に変えて桜祭りを開催して、多くの観光客を集めている場所もあります。県内ではみなみの桜まつり、これもそうですけれども、観光客を集客し年々増えていると聞いておりますし、さらには、焼津の朝比奈川沿いの山の手さくらまつり、浜松市の佐鳴湖の河津桜、沼津市の香貫山公園、伊豆の国市の狩野川沿いと、多くの名所ができています。

県外では、神奈川県三浦市の三浦海岸桜まつりとして2月5日から3月3日までの間の開催。高速道路から見える松田町の河津桜、ほかにも愛知県の知多半島聖崎公園の桜祭り、多くの桜祭りがあります。

今年1月に視察で行ったんですけれども、特に千葉県鋸南町では2万本の植栽計画を立てて、町内に今1万9,000本が植栽されているそうです。河津桜を頼朝桜と名づけ、2月10日から3月10日までの間、桜まつりを開催しているそうです。会場も、保田川沿いに600本、佐久間ダム周辺に400本、佐久間川沿いに400本、このように分散させての開催となっています。

首都圏からの交通の便もよく、各地の桜祭りがにぎわってくれば、河津町の宣伝にはなるんですけども、わざわざ河津町まで来なくても花見ができると、観光客がそちらへ流れていってしまっているのではないのでしょうか。当町は、河津桜の発祥の地として多くの観光客を集めていますけれども、将来を見据えてどのように考えていくのでしょうか。

これからの河津町には、先ほど来言っておりますけれども、計画的に桜を増やし、多くの観光客を迎えるためにも、その道筋、手順が必要かと考えます。既に河津桜まちづくり計画、河津桜保護育成計画、河津桜守人マスタープランができていますけれども、昨日の同僚議員の質問にもありましたけれども、これらの計画の進展はどのようになっているのでしょうか。河津町景観計画に一本化して推進するということですから、これまでの計画は今までと同じようにつながってきている、このように考えております。

また、保護育成計画策定委員会の活動の中に、1万本の植栽の推進ということがはっきりとうたわれております。いまだ1万本の植栽の達成はできていないと考えますけれども、その活動は、今どのようになっているのですか。計画が策定できたことでその役割は終わってしまった、このように考えるのでしょうか。

これまでの計画の原木の公園や防災公園、バガテル公園といった拠点づくり、山の斜面に満開の河津桜、道路沿いの並木のトンネル、一面の桜公園といったパターンの異なる景観をつくる場所が必要だと考えます。植栽した苗木が見頃を迎えるまでには少なくとも10年から15年の期間が必要だと言われております。町長も峰地区の皆さんと一緒に植えて管理してきた山の斜面の河津桜、これも今年は見頃になっております。

これまで多くの方が河津桜の名所をつくるために植栽をいろんなところでしてきてくれておりますけれども、鳥獣害の被害により枯れてしまったものも多くあります。今、新たな拠点をつくり始めなければ観光客に飽きられてしまいます。既に飽きられているかもしれません。植えられている並木が初老化を迎えているということは、だんだん尻すぼみになっていくわけですが、今植えなければ、新たな拠点をつくらなければ、河津桜はお客様をさらに迎えることはできなくなります。

町内の至るところに河津桜を植栽する、このようなことで町中が河津桜であふれます。町内の各所に桜の拠点をつくると、観光客が毎年訪れたい観光地になれるのではないかと考えます。新たな拠点づくりについての町の考えをお聞かせください。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、議員のお尋ねの各地で行われている河津桜まつりの影響、

あるいはまちづくり計画についての質問にお答えします。

まず、各地で河津桜のイベントが行われておりまして、誘客数については何かしらの影響があるかもしれませんが、反面、議員もおっしゃっておりますが、河津桜の名前を広めることができるなどのメリットもあり、河津町の名前のついた河津桜発祥の地への旅行などのきっかけづくりにもなっているように思います。

河津町の桜の特徴は、発祥の地のみならず、河津川に咲く並木の修景が特徴であり、大きく育った桜のトンネルや、河原や橋から見る風景、川沿いを歩くことができるなど、また駅に近いなど、魅力をいかにアピールすることにより他地域との差別化も図れると思います。また、これからは世界の河津桜として、インバウンドの誘客だけではなく、文化や風習も違う人たちへの迎え入れの仕方も考える時代が来ているように思っております。将来を見据えてしっかり管理をすることなど、町の誇りとしてできるだけ維持していくことが大事であると思います。

次に、まちづくり計画につきましては、他の議員にお答えしておりますが、お尋ねの点の幾つかについては、これまでの経過も踏まえ、担当課長より答弁をさせます。私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 私からは、河津桜まちづくり計画等の進展はということでお答えしたいと思います。さきの議員の回答と重複する部分があるかと思われませんが、ご容赦いただきたいと思います。

河津桜まちづくり計画及び河津桜保護育成計画は、河津町景観計画の中で取り組むことといたしました。

主な施策については、河津桜の景観の維持・創出では、桜の維持・保全活動につきましては、樹木医、河津桜守人の会、サポーターの皆さんの協力により計画どおり進めてきております。新たな河津桜の拠点整備では、眺望点の整備事業といたしまして補助事業を活用しながら行っているところでございます。河津桜を引き立てる景観誘導は、河津桜まつり期間中の景観誘導について、実行委員会及び関係団体と協力して実施しております。その他、方針に基づく具体的な施策について進めてまいりたいと思っております。

次に、1万本植栽活動の推進状況ということでございますが、河津桜の植栽計画でございますが、町有地における植栽計画は終了していると理解しております。また、行政連絡委員会時におきましてはお知らせをしているところでございますが、区有地、民有地での植栽希

望があれば、河津桜苗の提供等を行っているところでございます。

あと新たな拠点づくりというようなところですが、桜山のようなものが実践できればすばらしいとは思いますが、所有者が異なる民有地への植栽と有害鳥獣によります食害対策等を考えると、実現は難しいのかなというふうに思われます。また、桜公園ですが、現在計画されている防災公園等への植栽等は、見学場所の分散にも寄与することから、関係部署と協議し、進めていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 今、課長のほうからも回答をいただきまして、希望があればということで、桜の苗木の配布も考えているということだったものですから、私も、その辺の桜の苗木の配布というのはどうかなと。希望じゃなくて、こっちからプッシュ型でどんどんあげるというのも一つの方法ではないでしょうか。

桜の苗木を育てて開花するようになるまで管理にかなりの労力を要しますし、虫がついたりとかと大変な思いもするんですけども、希望する町民には積極的に遊休地に植栽してもらおうということで、こちらから機会があるごとに声かけをする。欲しいですというのを待っているよりも、こちらから機会のあるごとにプレゼントするという方法も一つあっていいんじゃないかなと考えます。

小学校の卒業記念に七滝観光協会さんが苗木を記念品として配布していただいております。これらもすごくいい方法だと考えておりますし、このような方法で町内の各所に庭木として植えてもらうというのも、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、いいのかなと考えております。

また、最近、新築の住宅が非常に多いんですけども、住宅を新築した方へプレゼントとして庭の隅に植えていただければ、各地に、河津町のいろんなところに河津桜が増えていく、このように考えますけれども、苗木を配布する、このような案はいかがなものでしょうか。

そして、プレゼントした苗木とかをどこに植えるのと言われたときに、植える場所がないよという方もいらっしゃいます。町が計画を立てて多くの景観をつくるということで考えれば、先ほどいったような配布された桜の植栽場所を提供するというのも一つの案ではないかと考えます。

また、桜の苗木のオーナー制度を活用しての拠点づくりができないでしょうか。町有地を活用して積極的に植栽場所を提供し、町からプレゼントされた苗木にその方の名札をつけた

りオーナーさんの名前をつけることによって、これをまた植栽するイベントとして考えれば、植えた町民の方が成長をたまには見に来るでしょうし、これによってにぎわいもできる、このように考えておりますけれども、そのような考えはないのでしょうか。

さらに、今、竹林で非常に山が荒れているというようなこともあります。竹林や山間地、または雑種地などで荒廃している場所を桜の植栽場所として開墾する方には、補助制度が考えられないのでしょうか。森林環境税が今適用できるのではないかと考えておりますけれども、森林の整備と桜の拠点づくりが同時にできる、このように考えておりますが、町はこれをどのように考えているのか。

苗木の配布、植栽場所の提供、新たな植栽場所の開墾の助成について、考えをお聞かせください。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、お尋ねの3点についてお答えします。

まず、苗木の配布の関係でございます。議員がお尋ねのように、七滝観光協会が記念樹として卒業生に苗木を配っているという話は聞いておりまして、大変感謝をしております。

また、議員のご質問の中で、町民への記念樹としての配布などについてのお尋ねでございますが、樹木は、結局、植栽場所とその管理の問題があるかと思えます。実際、転入者なりがどういう方か分かりませんが、その状況によっても大変難しい問題もあるのかなと思っております。

ただ、私は、苗木の生産については、一般の量販店などでも売られているわけでございますけれども、先ほど議員もおっしゃったと思うんですが、これからはやっぱり河津ブランドとして、発祥の地で作られたブランド苗木であるという価値を高めて配布したり販売することが大事ではないのかなと思っております。今後は、やっぱりそういう貴重なブランド苗木をつくるのがまず大事かなと思っております。

それから、植栽場所の提供でございます。これについては、土地の確保の問題が大きいかと思えます。土地の所有者との関係もあり、なかなか難しい問題もあるのかなと思っております。私も、峰地区で河津桜の山の斜面のところの植栽に携わっておりますけれども、元ミカン畑のところだったんですけれども、相当、160本ぐらいもう植えてあるんですけれども、管理がなかなか大変なこともあります。

それから、今は鳥獣害の関係も、大きくなってしまえばいいんですけれども、最初の時点では鳥獣害の関係。実際これまでも各地区で、例えば七滝地区ですとか鉢ノ山地区でも植栽

したことがありますけれども、鳥獣害の問題が大きかったのかなと思っていて、管理者も含めてですけれども、そういう問題が場所によってはあるのかなと思っております。

ただ、そんな中でも、現状では沢田地区ですとか下峰地区、あるいは城山地区の山間のところに自主的に植栽をしていただいて展望スペースとして管理をいただいております、実行委員会としても誘客の一つとして、また周遊のコースの一つとして紹介をしているということもありますので、今後もさらにその地域を広げて、他地域でも協力いただけるのであればありがたいなと考えております。また後ほど担当課長から答弁申し上げます。

それから、開墾の補助制度の関係でございますが、現状では開墾などの補助制度は考えておりませんが、ただ地域活動の補助金がありますので、それらを活用するとこの事業についても適用になるのではないかと思いますので、地域活動の補助金として活用するようなことはできるかと思いますので、担当のほうに相談をしていただけたらと思っております。またこの点についても、担当課長より答弁させます。

私からは以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） それでは、私からは、植栽場所の提供はというような問いについて説明をさせていただきたいと思っております。

各地区や団体等からの要望等があれば、植栽方法や鳥獣害対策、除草管理等の計画を伺った上で、桜苗の提供並びに町有地の提供は相談させていただきたいというふうに考えています。

もう一点、植栽場所の開墾の補助制度の適用はというようなことですが、町長が先ほど申しましたとおり、現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 苗木の配布について、転入してきた方とか家を持った方に、こちらからプレゼントしますよという言い方を積極的にすることによって、じゃ、もらおうかなという方もきっと出てくるかと思っております。こちらからアピールすることで桜の苗木を配布することができると思っておりますので、待っているだけじゃなくて、こちらから積極的に声かけをすることが桜を増やす一番いい方法かと考えますので、そのような関係で窓口でおっしゃっていただければ、声かけをしていただければ、少しでも町に桜が増えるのではないのでしょうか。

多くのふるさと納税の納税者の皆さんが河津桜の振興を願って納税をしていただいております。それらの財源を活用して、日本全国の皆さんに、さすがに河津桜の発祥の地だ、また見に来たい、こう思われるような町にしていっていただきたい、このように考えます。

私を含め、これまでの今回の定例会に関して、議員が一般質問でみんな河津桜に触れております。河津桜を愛する気持ちがみんな今回あふれているのかな、このように考えますけれども、町民の皆さんの声を代表して河津桜をもっともっとにぎやかにしていただきたい、このように考えますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続いての質問に入らせていただきます。地域の役員の負担軽減について質問させていただきます。

令和6年度も始まり、各種の団体の役員さんも改選されております。新たに役員になられた皆様には、それぞれの団体で一生懸命その任務を過ごしていただいているものと思います。

小さなコミュニティーということで考えれば、家族や隣組とか班とか、それが集まったの区となっておりますけれども、昨日もありましたけれども、町内には23区の行政区があると。それぞれに区長さんがいらっしゃいます。その下に、名称は異なるかもしれませんが、区長をはじめとして副区長、区の役員さん、それから自主防、班長、消防団、民生委員など、いろんな役員さんがいらっしゃいます。どの役員も、円滑な行政区の活動には欠くことのできない役割があるとは言えます。しかし、人口の減少、高齢化が急速に進み、各種の団体ではその選考に苦慮しているのではないのでしょうか。

地域のコミュニティーを積極的に活用するためには、いろいろな場面で責任を持ってやっていただく方、すなわち役員を選考することが必要となります。それぞれのコミュニティーで実情と合わせた対応が必要だと思いますけれども、町としても関連する団体も多く、早急に対応する必要があると考えます。

これまで、消防団の再編成、農業委員の定数の削減が行われてきました。アパートなどの住民や転入者で区に所属せず、回覧板も回らない家庭が増えている中、人口の減少、少子・高齢化が加速する中で、町長は、昨日、町として協力できるところは協力していくとの答弁をいただきましたけれども、今後、それらに対して役員の定数というか、役員の役割について具体的にどのように考えているのか、お答え願ひたいです。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、2問目の地域役員の負担軽減ということで、役員の削減はということでお尋ねですので、お答えします。

これは町全体の問題として、人口減少ですとか少子・高齢化の問題でいろんな場面で影響が出ているなど感じております。他の議員の一般質問にもお答えをしておりますが、やっぱり地域コミュニティーが維持できなくなっている状況もあり、町全体でも重要な問題であると認識をしております。また、防災の面でも、高齢化などにより防災力が落ちているのかなという感じもしますし、人口減少も当然ありますので、防災の面でも大変大きな問題を抱えていると思います。

また、それぞれの地区により状況が違いますが、それぞれ地区の現状を維持できるように、町としても地区の要望の対応ですとか、あるいはコミュニティー活動の基本となる公民館の修繕への補助など、地区活動への補助金なども行っております。

議員お尋ねの役員の削減については、それぞれ地区の現状の中で問題はありますが、ぜひとも維持できるような対応を検討していただきたいと思っております。地区の状況について把握できる内容については、担当課長より答弁差し上げます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、私のほうから少し説明をさせていただきたいと思えます。

先ほど町長からありましたとおり、人口減少や少子・高齢化により、これまでと同様の地域コミュニティーを維持していくことが厳しくなっていることは承知をしております。また、地域に転入していただいても、地域活動に参加しない方々も多く見受けられます。全ての方々に地域活動に参加をしていただきたいのですが、個人の判断となりますので強制することはできなく、ますますコミュニティーの希薄化といったものが進んでいくのかなというふうに思われます。

これまで町から地域をお願いをしている役員等の見直しもしていかなければならないと感じています。地域の方々と相談をしながら、変更できるものは変更していきたいというふうに考えております。また、現在、回覧板などは役場窓口や文化の家から持ち帰れるようにしておりますが、それと同時にホームページにも掲載を行っております。今後はLINEなどの活用による情報提供なども検討し、地域の負担軽減といったことも図っていければなというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 各行政区の役員の仕事の内容についても、状況を見ながら見直していただくということですので、そうしていただきたい、このように思いますし、区とか、そういうところに入らない方へも情報伝達をしっかりとしていきたい、このように考えているということですので、その辺はしっかり役員さんの負担にならないようお願いしたいと思います。

そして、区の役員のこととかをいろいろ考えていたときに、どんな役があるだろうと思って見ていたんですけども、町が主催する各種の委員会とか審議会、協議会がいっぱいあります。私、例規集から幾つ協議会の内容があるのかなと拾ってみたんですけども、大体60件以上が今も残っているらしいです。この中では、審議会、協議会で活動していない会もあるかと思いますが、それぞれの委員の定数は、大体10人から30人くらいとされているものが多いんです。延べ人数でいけば、単純に1,000人を超えているというふうに考えざるを得ません。

実際には多くの会の委員長は、俗に言う充て職というんですか、重複されている方も多いと思うんですけども、これを平らに直したときには、あらゆる世代を含めての町人の6人に1人が何らかの町の審議会とか委員会に関わる役を受けていただいているということになります。これらについても見直しというのはできないのか、この辺についてお伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまのお尋ねの各種委員会、審議会等の見直しはということで、主に人選といたしますか、見直しの関係をお尋ねですのでお答えします。

町の審議会や委員会については、制度的なものや町民の声を行政に生かすという観点もあり、先行して協議をいただいているので、議員のお尋ねのように人数的な見直しができるものもあれば検討したいと思っております。町としては、そういう多くの方の声を行政に生かすという観点の中で基本的には審議会等があるものと考えておりますが、そういう中でも人数的な検討ができれば、今後考えていきたいなと思っております。

お尋ねの点については担当課長より答弁させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、各種委員会、審議会の見直しといったことで、少し私のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

各種委員会につきましては、規則、それから要綱等を定め、その目的や協議内容を示し、それにより必要人数を定め、委員会の委嘱を行っております。令和6年度の委員会委員の人

数でございますが、345名を委嘱している形になっております。規則、要綱等を定めている委員会の中には、目的が達成され、委員の委嘱をしていない委員会等もございます。

委員の選定でございますが、知識、それから経験をお持ちの方々から意見を求めるため、各種団体の会長等の方を選定する場合があります。各種団体の会長にあっては、幾つもの委員会をお願いする場合もございますが、重要な意見を伺うという観点からも、ご理解、ご協力をお願いしたいというふうに思っております。

委員の人数等につきましては、現在の委員の数は適切であると考えておりますが、審議内容により見直しができるものがあれば、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 先ほど来、減らせる委員会とかがあれば減らしていくよということですが、この例規集に残っているから残っているのかなというような会もあるのかと考えております。要件が達成できて解散したのであれば、この例規からどんどん外していただいて、見ただけで負担になるなと思うようなことがあってはいけないと考えますので、それらの例規の見直しもよろしく願いして、負担にならないようにしていただきたい、このように考えます。

いろんな役員をやっていただいている中で、今、課長のほうから委嘱しているのが345名だという話が出ましたけれども、この中で幾つも重なっている方がいらっしゃると思いますので、実際には200人いるのかなというぐらいの数になっているのかなと考えますけれども、それでもかなりの方に協力していただいているわけですが、これについての負担をなるべく減らしていただきたい、このように考えております。

それで、町の所管する業務がこれまで話したとおり多くある中で、町民の皆さんは、自分の仕事の関係での役割、仕事の関係と地域の役割、そしてお子さんがいらっしゃる方は子供に関する役割、PTAの役員とかですね、また文化振興に関する役割、いろんなことに関わっていかねば、生活する中で避けては通れないことも数多くあります。先ほど言ってきた町から委託されている業務の中で、町民の負担を減らすためにも、いろいろな役職の見直しが必要な時期が来ている、このように考えておりますけれども、この業務を専門家というか、業者さんに委託できるものがあるのであれば委託するとか、見直しができるものもあるのではないかと、このように考えております。

そしてさらに、各種の役員、委員の女性の数、参加が非常に少ないのかなと考えておりま

す。男性に集中すれば男性の負担がまた多くなっておりますので、女性のきめ細やかな感情を入れた委員会の運営とかができれば、積極的な女性の勧誘をお願いして、そのような方策がないか伺いたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、業務委託の関係でございます。

町民の負担を軽減するために業務委託の検討をという議員のお尋ねでございます。実際のところ、私が考える具体的な内容がちょっと浮かんでこない部分もありますので、できれば教えていただきまして、必要性があれば検討したいなと思っております。

それから、女性の登用については、行政連絡委員さんなどについては、各区のほうの問題もありますが、役員を含めて女性の区長さんがあっても私は当然だと思いますし、既に地区によっては女性の役員さんが町などへの要望についても同席されているケースもあります。それぞれの地区で役員の選考方法が違いかもかもしれませんが、これまでの選考にとらわれず検討してみたらいかがかと思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員。

○5番（渡邊昌昭君） 町長のほうから、どういう役が削れるだろうか、業務委託ができるだろうか。私の中には幾つかあるんですけども、それについてここで話してしまうと、その役をやっていらっしゃる方が、私が一生懸命やっているのにと思われるのもあれですので、ここではそのことについては触れないでおきたいと思っております。

人口減少が進む中で、今のところ消滅可能性自治体は回避できる、このようになってはきておりますけれども、行政と住民が安心して暮らすためには、様々な役員の方の尽力が必要だ、これについては私も依存はございません。町民の皆さんが暮らしやすいまちづくりができるよう、簡素化できるところから少しずつ変化させていただきたいと考えております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（遠藤嘉規君） 5番、渡邊昌昭議員の一般質問は終わりました。

これをもって、今期定例会に通告のありました全員的一般質問は終わりました。

13時まで休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第2、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度河津町一般会計補正予算（第11号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

令和5年度河津町一般会計補正予算（第11号）について。

令和6年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを説明させていただきます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長、説明が長くなるようでしたら、着座をお願いします。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

本件につきましては、地方譲与税や各種交付金、財産収入等の確定、事業費の確定に伴う地方債の減、住民税非課税世帯等臨時特別給付金追加給付事業を令和6年度まで引き続き実施するため、専決処分による対応とさせていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第55号。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分す

る。

専決処分第3号 令和5年度河津町一般会計補正予算（第11号）。

令和5年度河津町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,360万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億5,561万4,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条 繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正による。

地方債の補正。

第3条 地方債の変更は、第3表 地方債補正による。

令和6年3月29日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

2款地方譲与税20万6,000円、1項地方揮発油譲与税△84万2,000円、2項自動車重量譲与税104万8,000円。

3款利子割交付金△12万9,000円、1項利子割交付金、同額でございます。

4款配当割交付金30万8,000円、1項配当割交付金、同額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金144万2,000円、1項株式等譲渡所得割交付金、同額でございます。

6款法人事業税交付金462万1,000円、1項法人事業税交付金、同額でございます。

7款地方消費税交付金△820万8,000円、1項地方消費税交付金、同額でございます。

8款環境性能割交付金80万円、1項環境性能割交付金、同額でございます。

9款地方特例交付金42万9,000円、1項地方特例交付金、同額でございます。

10款地方交付税369万円、1項地方交付税、同額でございます。

11款交通安全対策特別交付金△36万1,000円、1項交通安全対策特別交付金、同額でございます。

16款財産収入△40万7,000円、1項財産運用収入68万円、2項財産売却収入△108万7,000円。

18款繰入金△100万1,000円、2項基金繰入金、同額でございます。

次のページをお願いいたします。

21款町債△3,499万6,000円、1項町債、同額でございます。

歳入合計△3,360万6,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費ゼロ、1項総務管理費ゼロ。

4款衛生費ゼロ、1項保健衛生費ゼロ。

5款農林水産業費△188万1,000円、2項林業費、同額でございます。

7款土木費△2,772万3,000円、2項道路橋梁費△2,702万3,000円、3項河川費△70万円。

9款教育費△52万2,000円、1項教育総務費、同額でございます。

11款公債費△348万円、1項公債費、同額でございます。

次のページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正。追加でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等臨時特別給付金追加給付事業。金額です。667万8,000円。住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の追加給付事業で、本年4月以降の給付金給付事業、それから事務費のものについて繰越しをしたものでございます。

次のページをお願いいたします。

第3表 地方債補正。変更でございます。起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額を説明させていただきます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

地区集会施設大規模整備事業（過疎対策事業債）、1,590万円、1,520万円。

治山事業（緊急自然災害防止対策事業債）、1,200万円、1,110万円。

道路維持事業（過疎対策事業債）、1,910万円、1,800万円。

道路新設改良事業（過疎対策事業債）、1,340万円、1,150万円。

橋梁維持事業（過疎対策事業債）、6,060万円、3,710万円。

河川維持事業（緊急浚渫推進事業債）、1,850万円、1,780万円。

高校生通学費補助事業（過疎対策事業債）、550万円、490万円。

臨時財政対策債、2,279万5,000円、1,719万9,000円。

これらの起債は、事業費の確定及び許可の確定によるものでございます。

次の6ページ、7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括は省略をさせていただきます。

8ページのほうをお願いいたします。

それでは、ここから着座で説明をさせていただきます。

事項別明細書、2歳入でございます。款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。なお、金額の確定及び決定のものについては、説明は省略をさせていただきます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税△84万2,000円、1節地方揮発油譲与税△84万2,000円。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税104万8,000円、1節自動車重量譲与税104万8,000円。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金△12万9,000円、1節利子割交付金△12万9,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金30万8,000円、1節配当割交付金30万8,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金144万2,000円、1節株式等譲渡所得割交付金144万2,000円。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金462万1,000円、1節法人事業税交付金462万1,000円。

次のページをお願いいたします。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金△820万8,000円、1節地方消費税交付金△820万8,000円。

8款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金80万円、1節環境性能割交付金80万円。

9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金42万9,000円、1節地方特例交付金42万9,000円。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税369万円、2節特別交付税369万円。

11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金△36万1,000円、1節交通安全対策特別交付金△36万1,000円。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入68万円、1節土地貸付収入68万円、こちらにあつては、旧南中学校跡地の貸付け、それから桜まつり駐車場用地の貸付けのものでございます。

次のページをお願いいたします。

2項財産売払収入、2目不動産売払収入△108万7,000円、1節土地売払収入△108万7,000円、立木等売払収入でございます。鉢ノ山の町有地の間伐に伴う間伐材の売払収入の確定によるものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金△100万1,000円、1節基金繰入金△100万1,000円、森林環境整備促進基金繰入金でございます。事業未執行に伴う減額でございます。

21款町債、1項町債、1目総務債△70万円、1節過疎対策事業債△70万円。2目民生債△1,580万円、1節過疎対策事業債△1,580万円、こちらは子ども医療費の助成事業ということで、4目の衛生債のほうに振り替えたものでございます。3目農林水産業債△90万円、1節緊急自然災害防止対策事業債△90万円。4目土木債△2,720万円、1節過疎対策事業債△2,650万円、2節緊急浚渫推進事業債△70万円。6目教育債△60万円、1節過疎対策事業債△60万円。7目臨時財政対策債△559万6,000円、1節臨時財政対策債△559万6,000円。8目衛生債1,580万円、1節過疎対策事業債1,580万円、先ほどありました民生債のほうから、子ども医療費の助成分をこちらのほうに振り替えたものでございます。

次のページをお願いいたします。

3歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、8目地域づくり推進費、ゼロ、こちらは財源更正でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、ゼロ、こちらも財源更正に伴うものでございます。

5款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費△100万1,000円、12節委託料△100万1,000円、森林所得者経営管理意向調査の業務委託を未執行によるものでございます。2目林業施設費△88万円、14節工事請負費△88万円、県単治山工事でございます。事業費の確定による減でございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費△242万3,000円、14節工事請負費△242万

3,000円、道路補修工事でございます。事業費の確定によるものでございます。2目道路新設改良費△160万円、14節工事請負費△160万円、事業費の確定及び細節の変更に伴うものでございます。3目橋梁維持費△2,300万円、14節工事請負費△2,300万円、事業費の確定によるものでございます。計△2,702万3,000円。

次のページをお願いいたします。

3項河川費、1目河川維持費△70万円、14節工事請負費△70万円、普通河川浚渫工事、事業費の確定によるものでございます。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費△52万2,000円、18節負担金、補助及び交付金△52万2,000円、高校生通学補助金の事業費の確定によるものでございます。

11款公債費、1項公債費、2目利子△348万円。22節償還金利子及び割引料△348万円、町債の利子の確定によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度河津町一般会計補正予算（第11号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤嘉規君） 日程第3、報告第1号 令和5年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 報告第1号 令和5年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和5年度河津町一般会計繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、報告第1号 令和5年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書について、説明をさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

令和5年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書です。

翌年度への繰越額確定に伴い報告をするものでございます。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に説明をさせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、番号制度対応システム開発事業457万6,000円、457万6,000円、給与システム改修事業55万円、55万円、住民税システム改修事業88万円、88万円、3項戸籍住民基本台帳費、戸籍システム改修事業844万8,000円、844万8,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金追加給付事業7,032万5,000円、667万8,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業364万4,000円、2万3,000円。

7款土木費、1項土木管理費、防災公園整備測量設計事業1,041万9,000円、729万4,000円、

2項道路橋梁費、町道下佐ヶ野・湯ヶ野線法面改修事業1,200万円、720万円。

8款消防費、1項消防費、防災拠点施設整備事業3億3,581万5,000円、2億1,632万8,000円。

9款教育費、1項教育総務費、文教施設整備事業1,066万5,000円、639万9,000円。

合計4億5,732万2,000円、2億5,837万6,000円。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

以上をもって、報告第1号 令和5年度河津町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第4、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（河津町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

河津町税条例の一部を改正する条例について。

令和6年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 承認第4号についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日にそれぞれ公布されたことによります。税法改正につきましては、原則4月1日施行でしたので、必要な規定の改正について専決処分をしたものでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第56号。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第4号 河津町条例第15号 河津町税条例の一部を改正する条例について。

令和6年3月31日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いします。

条例第15号 河津町税条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料のほうで説明をさせていただきます。定例会資料1ページをお開きください。

河津町税条例の一部を改正する条例の概要でございます。

主なものとして、個人住民税関係です。定額減税が実施されます。令和6年度の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減税を実施するものでございます。納税者の合計所得金額が1,805万円、給与収入で2,000万円以下の場合に限ります。

定額減税による個人住民税所得割の減収額については、全額国費で補填されます。

減税については、定額減税の対象者の徴収方法に応じて順次行っていきます。例として、給与所得に係る特別徴収の場合を掲載しておりますので、ご覧になっておいてください。

2、固定資産税関係。

土地に係る負担調整措置等の継続を行います。土地の負担水準、土地の評価額に対する課税標準額の割合です。こちらの均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等を評価替え年度、令和6年度、本年度から令和8年度までの間、3年間延長されます。

3、その他としてもととなる地方税法の法律改正に合わせて条例の項ずれが生じた部分の修正等のため改正したものです。

次のページ以降に新旧対照表をお示ししてございますので、ご参照ください。

議案に戻っていただきまして、附則です。税条例改正の10枚目になります。

附則、施行期日。

第1条 この条例は令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号 第56条の改正規定 令和7年4月1日。

第2号 第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日（固定資産税に関する経過措置）。

以降、第2条で固定資産税の経過措置を規定しております。

説明は以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（河津町税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第5、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

令和6年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 承認第5号についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことによります。法改正につきましては、原則4月1日施行でしたので、必要な規定の改正について専決処分をしたものでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第57号。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第5号 河津町条例第16号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

令和6年3月31日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

条例第16号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料でご説明させていただきます。定例会資料の20ページをお開きください。

こちらの改正は、国民健康保険税の軽減判定所得の基準額の改正でございます。

改正の概要でございます。

国民健康保険税の算定をする際、法令により定められた所得基準を下回る世帯については、均等割、平等割額の7割、5割、2割を減額します。この減額措置に係る軽減判定所得の基準額が改正されたため、表のとおり条例の5割軽減の判定に用いる基準額を29万円から29万5,000円に、2割軽減の判定に用いる額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものです。

この減額措置は、負担能力が低い世帯に対して保険税の負担を減らすためのものであり、判定の所得基準を上げると、より軽減措置が受けやすくなっております。こちらは令和6年4月1日からの適用でございます。

最後に、附則でございます。議案に戻っていただきまして、附則。

施行期日。

第1項 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

適用区分。

第2項 この条例による改正後の河津町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第6、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度河津町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

令和6年度河津町一般会計補正予算（第1号）について。

令和6年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを説明させていただきます。

本件につきましては、静岡県知事選挙の執行に伴う費用を専決処分により対応させていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第69号。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第7号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第1号）。

令和6年度河津町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ810万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,110万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和6年4月16日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

15款県支出金810万7,000円、3項委託金、同額でございます。歳入合計810万7,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費810万7,000円、4選挙費、同額でございます。歳出合計810万7,000円。

次の3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括は省略をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書、2歳入でございます。款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

15款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金810万7,000円、3節選挙費委託金810万7,000円、県知事選挙の委託金でございます。事業費の全額を県からの委託金としております。

次のページをお願いいたします。

3歳出です。歳入と同様の説明とさせていただきます。

2款総務費、4項選挙費、3目県知事選挙費810万7,000円、1節報酬197万6,000円、3節

職員手当等314万2,000円、8節旅費23万3,000円、10節需用費76万3,000円、11節役務費124万5,000円、12節委託料12万2,000円、13節使用料及び賃借料40万6,000円、15節原材料費22万円。これら全てにつきましては、県知事選挙に伴うものでございます。

次のページのほうをお願いいたします。

計です。810万7,000円。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度河津町一般会計補正予算（第1号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第7、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度河津町一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事項を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記。

令和6年度河津町一般会計補正予算（第2号）について。

令和6年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを説明させていただきます。

本件でございますが、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点給付金補助として住民税均等割のみ課税世帯に10万円の給付及び低所得者の子育て世帯への加算を行うため、専決処分による対応とさせていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

河津町告示第70号。専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決処分第8号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第2号）。

令和6年度河津町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,028万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,139万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

令和6年4月24日。

河津町長、岸重宏。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金3,028万6,000円、2項国庫補助金、同額でございます。歳入合計3,028万6,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

3款民生費3,028万6,000円、1項社会福祉費、同額でございます。歳出合計3,028万6,000円。

3ページ、4ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括は省略をさせていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書、2歳入でございます。款、項、目、補正額、節、説明の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目総務費国庫補助金3,028万6,000円、1節総務管理費補助金3,028万6,000円。

物価高騰対応重点地方創生臨時交付金です。事業費の全額が交付金となります。

次のページをお願いいたします。

3歳出です。歳入と同様の説明とさせていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費3,028万6,000円、1節報酬100万8,000円、3節職員手当等30万円、4節共済費21万8,000円、8節旅費10万5,000円、10節需用費2万8,000円、11節役務費12万7,000円、18節負担金、補助及び交付金2,850万円。

これらは、物価高騰重点支援交付金の事業として行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度河津町一般会計補正予算（第2号））を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第8、議案第34号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第34号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

河津町国民健康保険税条例（昭和37年河津町条例第16号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 町民生活課長。

○町民生活課長（鈴木亜弥君） 議案第34号について説明させていただきます。

提案理由は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正をするものでございます。

次のページをお願いします。

条例第 号。

河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

恐れ入りますが、定例会資料で説明させていただきます。

定例会資料の22ページをお開きください。

改正の概要でございます。

こちらの改正は、課税限度額の引上げについてでございます。

表をご覧ください。

下線の部分が改正部分となります。

後期高齢者支援金等課税額の限度額を現行の22万円から24万円に2万円引き上げます。そのほかの基礎課税額及び介護納付金課税額は変更ございません。

なお、本改正は、町の国民健康保険運営協議会に諮問し、適当であると答申をいただいております。こちらは令和7年4月1日からの適用でございます。

次ページ以降に新旧対照表をお示ししてございますので、ご参照ください。

最後に、附則でございます。

議案に戻っていただきまして、附則、施行期日。

第1項 この条例は令和7年4月1日から施行する。

適用区分。

第2項 この条例による改正後の河津町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第34号 河津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第9、議案第35号 河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第35号 河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年河津町条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、議案第35号 河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

提案理由でございます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和6年3月13日に公布され、令和6年4月1日から施行

されたことに伴い、当該基準を定める条例の改正の必要があるためでございます。

恐れ入ります、次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

恐れ入ります、定例会資料の24ページをご覧ください。

改正の概要でございます。

令和6年3月13日に公布されました児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令におきまして、満3歳以上の児童に係る保育士、保育従事者の配置基準が見直されたため、当該基準を定める条例の改正が必要となったものでございます。

下の保育士、保育従事者の配置基準の見直し内容でございます。

現行におきましては、満3歳以上満4歳未満の児童がおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の児童おおむね30人につき1人以上が、改正後につきましては、満3歳以上満4歳未満の児童おおむね15人につき1名以上、満4歳以上の児童おおむね25人につき1名以上となるものでございます。

その他、国の基準に準じた、所要の改正を行っております。

次ページ以降に新旧対照表をつけてございます。見ていただければと思います。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第35号 河津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第10、議案第36号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第36号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年河津町条例第14号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、議案第36号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令が令和5年12月26日に公布され、所要の

改正の必要があるためでございます。

次ページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

恐れ入ります、定例会資料の27ページをお願いいたします。

改正理由でございます。

令和5年12月26日に公布されました母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令で、市町村が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を条例で定める際の参酌基準となっております規定について改正が行われているため、条例の改正を行うものでございます。

改正の概要でございます。

1つ目が、運営規定の概要等の書面掲示の義務づけを見直し、書面掲示に加えインターネットを利用して公衆の閲覧に供さなければならないこととなっております。

そして、2つ目でございます。現行法上のフロッピーディスク等の特定記録媒体での提出を求める規定について、手続のオンライン化の支障となっていることから、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改め、新たな情報通信技術の導入、活用に円滑に対応できるよう見直しを行うものとしたものでございます。

以下、次のページ以降につきましては、新旧対照表をつけてございます。参考にさせていただければと思います。

議案に戻っていただきまして、附則でございます。

この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第36号 河津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

2時10分まで休憩します。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第11、議案第37号 河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第37号 河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について。

河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、議案第37号 河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

提案理由でございます。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）が令和6年1月25日に公布され、これまで条例が準じておりました厚生労働省令が見直されたことから、所要の改正の必要があるためでございます。

次ページ、お願いいたします。

条例第 号 河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例。

恐れ入ります。定例会資料の29ページになります。お願いいたします。

まず1つ目、改正の理由でございます。

介護サービスに係る基準につきましては、3年に一度、介護報酬に係る改定と併せ社会保障審議会介護給付分科会の審議を踏まえた改正が行われているところでございます。令和6年度におきましても令和6年1月25日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）が公布され、これまでの条例が準じておりました厚生労働省令、基準省令が見直されたことから、規準省令に合わせて改正する必要があるためでございます。

今回、改正される条例でございます。

1つ目は、河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年河津町条例第1号）、そして2つ目が、河津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年河津町条例第1号）、そして3つ目が、河津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年河津町条例第2号）となっております。

そして、主な改正内容でございます。

1つ目は、管理者の兼務範囲の拡大でございます。同一敷地外の事業所、施設等とも兼務が可能となっているございます。

そして、2つ目です。高齢者虐待防止等の取組ということで、身体的拘束の禁止、そして多機能系サービスにおいて身体的拘束等の適正化のための委員会の開催、そして指針の整備、研修の実施となっております。

3つ目が、人員基準の緩和でございます。改善検討委員会の実施やICT活用等の要件を満たした場合におけます特定施設に係る看護・介護職員の人員配置の緩和となっております。

4つ目が、重要事項の掲示でございます。運営規定の概要等ウェブサイトへの掲載となっております。

5つ目が、改善検討委員会の設置でございます。

次ページをお願いいたします。

利用者の安全、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を検討するための委員会の設置となっております。

6つ目は、介護と医療の連携でございます。病状急変時の相談や診療の求めに対して常時対応が可能、入院を要すると認められた場合の入院受入体制が常時確保されている医療機関との連携が求められております。そして、入院後に病状が軽快し、退院が可能となった場合の速やかな施設への再入所の調整、そして協力医療機関との間で緊急時における対応等の取り決め及び定期的な見直しということになっております。

7つ目は、感染症対策。感染症発生時等の対応ということで、第2種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応等の取り決めとなっております。

8つ目は、ユニットケアの質の向上でございます。ユニット型施設の管理者についてユニットケア施設管理者研修の受講というふうです。

そして、9つ目が、指定居宅サービス事業所等との連携によるモニタリングです。利用者の同意を得るなどの要件を満たした上で、少なくとも六月に1回利用者の居宅を訪問するときは、訪問しない月においてテレビ電話装置等を活用したモニタリングが可能となったものがございます。

次ページ以降につきましては、新旧対照表を載せております。ご参考にしていただければと思います。

では、議案に戻っていただきまして、附則でございます。

附則。

まず、施行期日でございます。

第1条、この条例は、公布の日から施行し、改正後の河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の規定は令和6年4月1日から適用する。

以下、経過措置の内容となっております。

重要事項の揭示に係る経過措置が第2条、身体的拘束等の適正化に係る経過措置が第3条、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置が第4条、協力医療機関との連携に関する経過措置が第5条となっております。5ページの第5条でございます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第37号 河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第12、議案第38号 河津町漁港管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第38号 河津町漁港管理条例の一部を改正する条例について。

河津町漁港管理条例（平成3年河津町条例第17号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） それでは、議案第38号 河津町漁港管理条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）が令和5年5月26日に公布され、令和6年4月1日から施行されたことにより、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）が漁港及び漁場の整備等に関する法律に名称変更したことから、所要の改正の必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号、河津町漁港管理条例の一部を改正する条例。

河津町漁港管理条例（平成3年河津町条例第17号）の一部を次のように改正する。第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備に関する法律」に改める。

附則。

この条例は公布の日から施行し、改正後の河津町漁港管理条例の規定は令和6年4月1日から適用する。

なお、定例会資料80ページに新旧対象表を添付してございますので、参考としてください。

説明は以上となります。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第38号 河津町漁港管理条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第13、議案第39号 海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第39号 海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例について。

海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例（平成12年河津町条例第10号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） それでは、議案第39号 海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

提案理由ですが、先ほどの議案第38号と同様の理由によりまして、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が施行されたことにより、漁港漁場整備法が名称変更したことから、所要の改正の必要があるため、改正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号、海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例。

海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例（平成12年河津町条例第10号）の一部を次のように改正する。第4条第1号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附則。

この条例は公布の日から施行し、改正後の海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例の規定は令和6年4月1日から適用する。

なお、定例会資料81ページに新旧対象表を添付してございますので、参考としてください。説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） すみません。ちょっと1点、確認なんですけれども、すみません。

先ほどの第38号もそうなんですけれども、この漁港漁場整備法が漁港及び漁場の整備等に関する法律に変わったということによろしいんですか。

これの法律の施行の後ろの括弧は（昭和25年法律第137号）と書いてありますけれども、これ、新しくできた法律なのか、前の法律から今になって変える理由といたしますか、その辺ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 今回、漁港漁場整備法の一部改正が行われました。その目的の規定に漁港の活用促進を追加するということで、法律名を漁港及び漁場の整備等に関する法律に改正されたということで、法律自体は変わっておりません。名称が変わったということで、今回、条例上の名称を変更したということでございます。

〔「昔からあった法律に名称が変わっただけですか」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時28分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

その他質疑がある方はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第39号 海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例
についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第14、議案第40号 令和6年度河津町子育て支援センター駐車場
整備工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第40号 令和6年度河津町子育て支援センター駐車場整備工事請負契約について。

以下、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第40号について説明をさせていただきます。

本案は、工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案になります。

議案第40号 令和6年度河津町子育て支援センター駐車場整備工事請負契約について。

令和6年度河津町子育て支援センター駐車場整備工事について下記のとおり、請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的。

令和6年度河津町子育て支援センター駐車場整備工事。

2、契約の方法。

制限付一般競争入札による請負契約。

3、契約金額。

6,347万円。

4、契約の相手方。

静岡県賀茂郡河津町峰222番地、東海建設株式会社、代表取締役、土屋順一。

令和6年6月4日提出。

河津町長 岸重宏。

内容について説明をさせていただきます。

本施設は、子育て支援センター横の町有地を子育て支援センターの利用者の利便性、利用促進を図るため、駐車場の整備を行うものでございます。

契約の方法でございますが、5月24日に制限付一般競争入札を行い、5月27日に仮契約を締結しました。

工期につきましては、令和6年12月18日を予定しております。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 一応確認でございますけれども、この駐車場につきましては、ちゃんとしたアスファルト舗装の駐車場という解釈をされていてよろしいのでしょうか。

それとあと、あそこのところの間に青線みたいな溝があったと思うんですけども、そこは、もう青線として残して、全部埋めちゃうずに、要はそこに通路をつくって入れるというような、そういうような感じの駐車場になるのでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 駐車場の関係でございますが、予算査定でも説明したとおり、あそこについてはアスファルト舗装でやることになります。

それと、水路（青線）の関係でございますが、青線は暗渠にしまして、駐車場への行き来はスムーズにできるような形にするという形でございます。

○8番（渡邊 弘君） ありがとうございます。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑ございませんか。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） すみません。確認になりますが、今回の工事によりまして、子育て支援センターの駐車場ということで、そうしますと、真ん中に道路があると思うんですけども、そちらのほうへの横断歩道、そちらのほうの工事も入っているということでよろしいでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 今回の工事につきましては、現用の道路から水路のところを現用の道路に擦り付ける形になりますので、現用道路のところの横に側溝、水路を暗渠にした形につくって、それから横のところを舗装した駐車場に整備するといったものでございます。

ですので、道路の部分というか、部分を直すということではなく、駐車場水路から先の駐車場の部分を直すといった形になります。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） ありがとうございます。

やはり利用するのが小さい子及びその家庭という形になったときに、いずれ道路を渡るときは、ちゃんと横断歩道を渡るといふことの教育等もあると思いますので、道路上への横断歩道というものは、また別のことになるかと思いますが、そちらのほう、もしないようでしたら、今後整備のほうをよろしくお願いします。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑ない模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第40号 令和6年度河津町子育て支援センター駐車場整備工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第15、議案第41号 令和6年度七滝駐車場公衆トイレ整備工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第41号 令和6年度七滝駐車場公衆トイレ整備工事請負契約につ

いて。

以下、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） それでは、議案第41号について説明をさせていただきます。

本案は、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案でございます。

議案第41号 令和6年度七滝駐車場公衆トイレ整備工事請負契約について。

令和6年度七滝駐車場公衆トイレ整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的。

令和6年度七滝駐車場公衆トイレ整備工事。

2、契約の方法。

制限付一般競争入札による請負契約。

3、契約金額。

6,820万円。

4、契約の相手方。

静岡県賀茂郡河津町梨本473番地の1、株式会社大塩組、代表取締役、大塩吉博。

令和6年6月4日提出。

河津町長 岸重宏。

内容について説明をさせていただきます。

昭和55年に建設されました既存の七滝駐車場公衆トイレを取り壊し、新しいトイレを建設します。構造につきましては、木造平屋建て、延床面積約60平米を予定しております。

次に、契約の方法でございますが、5月24日に制限付一般競争入札を行い、5月27日に仮契約を締結しました。

工期につきましては、令和6年12月13日を予定しております。

説明は以上となります。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 4番、桑原です。

すみません。ちょっと私が忘れているのかと思うんです。この入札のことは問題ないですけれども、このトイレの配置とか、図面等とかは私どもは見せてもらったのでしょうか、そこら辺。

前ですね、要望でオストメイトとかそういうのを、付きのトイレを使ってくれとか、要望を出したかと思うんですけれども、そこら辺説明していただいたかと、ちょっとその辺お願いします。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 図面と平面図等必要であれば後で提供させてもらいたいと思います。

先ほど議員が言ったオストメイトですけれども、優先トイレのほうに設置するというところで計画しております。

○議長（遠藤嘉規君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） それと、あと浄化槽ですか、ここの土地が所有者もいろいろあるということで、浄化槽がどこにあって、ルートはどうするんだ、なんてよく知っている人から聞かれたりするんで、そういうようなことを教えていただければ、また配置図もあれば頂きたいと思います。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） それでは、配置図と平面図につきましては、後で提供させていただきますと思います。

○議長（遠藤嘉規君） よろしいですか。

○4番（桑原 猛君） お願いします。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑ございませんか。

2番、北島正男議員。

○2番（北島正男君） 多分多目的トイレをつくられると前おっしゃっていたから、それでいいんだけど、これに関連して、ゆずりあい駐車場のスペースが今現在もないので、このトイレとは、事業が別かもしれませんけれども、ゆずりあい駐車場のスペースって一緒に確

保できますか。また、別作業かな。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 優先駐車スペースのほうも当然用意するというので計画しております。

○2番（北島正男君） トイレの近くに。

○産業振興課長（稲葉吉一君） はい。トイレの近くです。

○議長（遠藤嘉規君） よろしいですか。その他質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第41号 令和6年度七滝駐車場公衆トイレ整備工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第16、議案第42号 令和6年度消防ポンプ自動車（第1分団）購入契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第42号 令和7年度消防ポンプ自動車（第1分団）購入契約につ

いて。

以下、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） それでは、議案第42号について説明させていただきます。

本案は、消防ポンプ自動車購入契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案になります。

議案第42号 令和7年度消防ポンプ自動車（第1分団）購入契約について。

令和7年度消防ポンプ自動車（第1分団）購入について下記のとおり、契約を締結するため、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的。

令和7年度消防ポンプ自動車（第1分団）購入。

2、契約の方法。

指名競争入札による契約。

3、契約金額。

2,992万円。

4、契約の相手方。

静岡県沼津市東間門2丁目1番地の5、株式会社畠山ポンプ製作所、代表取締役、畠山昭夫。

令和6年6月4日提出。

河津町長 岸重宏。

内容について説明させていただきます。

消防団第1分団に配置されている消防ポンプ自動車は、町内における火災をはじめとする各種災害に対して地域防災を担う車両として運用されてきましたが、平成15年の購入から20年以上が経過し、経年劣化・老朽化が著しくなったため更新するものです。

次に、契約の方法でございますが、令和6年5月22日に指名競争入札を行い、5月24日に仮契約を締結しました。

納期につきましては、令和8年3月5日を予定しております。

説明は以上となります。

○議長（遠藤嘉規君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時46分

○議長（遠藤嘉規君） 休憩を解いて、会議を再開します。

先ほど私の説明にありましたこの議案について、「令和7年度消防ポンプ自動車（第1分団）購入契約について」のところを「令和6年度」と誤って説明をいたしましたので、訂正をいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、提案の説明が終わりましたので、これより質疑を始めます。

質疑がある方は挙手をお願いいたします。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） すみません。確認になりますが、こちらの消防自動車を購入し、古い自動車と取り替えるようになると思いますが、この中に廃車というのも全て入っているのでしょうか。それとも、これまた別の扱いという形になるのでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 防災課長。

○防災課長（村串信二君） 廃車処分料も含まれております。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） といいますのも、最近では、この日本の車、各自治体が廃車手続等を行っているはずなのに、なぜかそれが外国のほうへ売られて、それこそ例えば河津町第1分団という看板を付けたまま外国で走っているという、うちの消防車でないんですけれども、そういう例も見ますので、やはりそれがいいか悪いかとなったときに、やはりそういう廃車手続という形でしっかり手続しているのに、実はそれが売買により外国に売られたというような事例ももしなりますと、やはり当初の予定どおりの廃車というのができていないということになりますので、取替えの際には、そちらのほう、処分のほうをしっかりと手続をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤嘉規君） よろしいですか。

その他質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） それでは質疑がないようなので、以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第42号 令和7年度消防ポンプ自動車（第1分団）購入契約についてを採決
します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第17、議案第43号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を
変更する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第43号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規
約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、静岡県後期高齢者
医療広域連合規約（平成19年市行第411号）を別紙のとおり変更することについて、同法第
291条の11の規定に基づき議決を求める。

令和6年6月4日提出。

河津町長 岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） 議案第43号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について説明させていただきます。

提案理由でございます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）が令和6年12月2日に施行されることにより、現行の被保険者証が発行されなくなることから、規約中の「被保険者証及び資格証明書」の文言を改めるものでございます。

次のページをお願いします。

静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

静岡県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市行第411号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附則。

この規約は令和6年12月2日から施行する。

なお、定例会資料の82ページに新旧対照表をつけてございますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第43号 静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第18、議案第44号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第44号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第3号）。

令和6年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,846万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,986万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 総務課長。

総務課長に申し上げます。

説明長くなるようでしたら、着座をお願いします。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、議案第44号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第3号）を説明させていただきます。

提案理由でございます。

当初予算調整後に生じた事由により、既定の予算の追加、更正をする予算となっております。

主な事業としまして、情報発信充実化システムの構築、プレミアム商品券発行事業への補助、観光事業への補助等でございます。

また、4月1日付の人事異動に伴う配置転換の補正、会計年度任用職員の勤勉手当の支給による補正も計上しております。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金△3,446万7,000円。2項国庫補助金、同額でございます。

15款県支出金2万2,000円。2項委託金、同額でございます。

17款寄附金449万9,000円。1項寄附金、同額でございます。

18款繰入金4,401万6,000円。2項基金繰入金、同額でございます。

19款繰越金4,147万5,000円。1項繰越金、同額でございます。

20款諸収入、1,802万4,000円。4項雑入、同額でございます。

21款町債△1,510万円。1項町債、同額でございます。

歳入合計5,846万9,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款議会費66万円。1項議会費、同額でございます。

2款総務費241万7,000円。1項総務管理費1,392万6,000円。2項徴税费△734万円。3項戸籍住民基本台帳費△416万9,000円。

3款民生費26万7,000円。1項社会福祉費△318万7,000円。2項児童福祉費345万4,000円。

4款衛生費1,594万5,000円。1項保健衛生費、同額でございます。

5款農林水産業費486万円。1項農業費、同額でございます。

6 款商工費5,002万2,000円。1 項商工費、同額でございます。

7 款土木費△3,521万7,000円。1 項土木管理費△7万2,000円。2 項道路橋梁費△3,518万9,000円。3 項河川費4万4,000円。

8 款消防費228万1,000円。1 項消防費、同額でございます。

9 款教育費1,723万4,000円。1 項教育総務費339万1,000円。2 項小学校費203万9,000円。3 項中学校費115万円。4 項幼稚園費646万2,000円。

次のページをお願いいたします。

5 項社会教育費419万5,000円。6 項保健体育費△3,000円。

歳出合計5,846万9,000円。

次のページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正。

変更でございます。

起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額を説明させていただきます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

橋梁維持事業（過疎対策事業債）、3,930万円、2,420万円、こちらにつきましては、事業実施の見直しにより、起債限度額を変更するものでございます。

次の5ページ、6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括は省略をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

事項別明細書、2、歳入です。

款、項、目、補正額、節、説明の順に説明をさせていただきます。

14款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目民生費国庫補助金275万円。2 節児童福祉費国庫補助金275万円。子ども子育て支援事業費の補助金です。児童手当システム改修によるものでございます。3 目土木費国庫補助金△3,818万4,000円。1 節道路橋梁費国庫補助金△3,818万4,000円。補助金の内示によるものでございます。5 目総務費国庫補助金96万7,000円。1 節総務管理費補助金96万7,000円、こちらについては、物価高騰対応重点地方創生臨時交付金によるもの。それから、デジタル田園都市国家構想の交付金でございます。国家構想の交付金については、情報発信充実化システムの事業への補助でございます。計△3,446万7,000円。

15款県支出金、3項委託金、2目土木費委託金2万2,000円。1節水門操作業務委託金2万2,000円、こちらについては単価の増による増加でございます。

17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金449万9,000円。1節一般寄附金449万9,000円、企業版ふるさと納税によるものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金4,401万6,000円。1節基金繰入金4,401万6,000円。財政調整基金繰入金3,260万円、こちらにあっては、プレミアム商品券発行事業に伴う基金の繰入れでございます。公共施設整備基金繰入金1,141万6,000円、こちらについては、保健福祉防災センターの改修に伴う基金の繰入れでございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金4,147万5,000円。1節繰越金4,147万5,000円。繰越金です。補正財源のものでございます。

次のページをお願いいたします。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入1,802万4,000円。1節雑入1,802万4,000円。消防団員退職報償金228万1,000円。町史資料編頒布収入20万円。地域応援事業助成金150万円。新型コロナウイルス感染症予防接種助成金1,404万3,000円。こちらの中の地域応援事業費の助成金でございますが、地域活性化センターによる地方創生に向けて頑張る地域応援事業部助成金で、河津ブルーベリーの里の園内の補修工事の改修に充てる財源でございます。

21款町債、1項町債、5目土木債△1,510万円。1節過疎対策事業債△1,510万円。過疎対策事業債でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

歳出科目でございますが、2節の給与、3節の職員手当、4節の共済費につきましては、4月1日付の人事異動によるもの、会計年度任用職員に関わるものでございますので、そちらにつきましては、目までとし、節以降については説明は省略をさせていただきたいと思っております。

1款議会費、1項議会費、1目議会費66万円。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費△112万7,000円、こちらにあっては、11節の役務費のほうでございます。52万6,000円。庁舎のトイレの清掃作業手数料としてシルバー人材センターのほうに委託をするものでございます。4目財産管理費1,141万6,000円。委託料58万1,000円。工事請負費1,083万5,000円、こちらの委託料、工事費につきましては、保健福祉防災センターの図書室の改修に伴い、事務室を拡大させるものでございます。

次のページをお願いいたします。

5目電算費78万8,000円。11節役務費10万8,000円、こちらにあっては、総合行政システムの拡張手数料ということでございます。L G W A Nメールサーバーの設定変更に伴うものでございます。12節委託料55万円、給与システムの改修委託料でございます。児童手当制度改正に伴う給与システムの改修を行うものでございます。17節備品購入費13万円。インターネット接続機器でございます。幼稚園へのi P a dの購入を行うものでございます。7目企画費253万2,000円。12節委託料178万5,000円。13節使用料及び賃借料33万円。こちらの委託料、それから使用料につきましては、情報通信充実化システム、L I N Eの導入に伴うものでございます。10目自治会振興費31万7,000円。13節使用料及び賃借料31万7,000円。自動車借上料でございます。行政連絡員視察研修で当初予定したところから場所が変更になったことに伴い、自動車の借上料を増額させてもらうものでございます。計1,392万6,000円。2項徴税費、1目税務総務費△734万円。

次のページをお願いいたします。

3項戸籍住民基本台帳費、1目住民基本台帳費△416万9,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費△370万6,000円。

次のページをお願いいたします。

2目老人福祉費△20万8,000円。4目国民年金費2万3,000円。5目国民健康保険費55万円、こちらの27節繰出金でございますが、128万2,000円でございます。こちらにあっては、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。事務費等の繰入れでございます。

次のページをお願いいたします。

6目介護保険費52万1,000円。27節繰出金。介護保険特別会計への繰出しでございます。7目後期高齢者医療費△36万7,000円。こちらの11節役務費でございます。34万円。こちらは保険証の郵送に加入情報を同封することに伴い、郵送料の増額をするものでございます。計△318万7,000円。

2項児童福祉費、1目児童福祉費345万4,000円。こちらの8節の旅費6万9,000円、こちらにあっては、児童福祉司の任用研修に伴うものでございます。12節の委託料22万円、こちらにあっては、児童手当システムの改修に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費△410万8,000円。2目予防費2,005万3,000円。10節需用費2万6,000円。19節扶助費2,002万7,000円、こちらにあっては、新型コ

コロナウイルス感染症予防に伴うものでございます。60歳以上の方、それから60歳から64歳の心臓機能障害等の障害者の方、それから生活保護の方を対象にした予防接種のものでございます。計1,594万5,000円。

5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費△166万2,000円。2目農業総務費434万2,000円。

次のページをお願いいたします。

3目農業振興費68万2,000円。4目農業施設費△2,000円。5目山村振興対策費150万円。需用費で150万円でございます。河津ブルーベリーの里の園内の通路等の改修を行う費用でございます。計486万円。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費△534万1,000円。2目商工振興費3,260万円。18節負担金、補助及び交付金で3,260万円でございます。商工会への補助金でございます。プレミアム商品券発行事業に伴うものでございます。3目観光費2,276万3,000円。18節負担金、補助及び交付金2,276万3,000円、こちらにあっては、町の観光協会への補助金900万円、こちらにあっては企業版ふるさと納税によるループ橋下のPVの作成によるもの、それから観光協会の事務局長の報酬に伴うものの費用でございます。特別な体験事業補助金、こちら400万円でございます。観光庁の補助事業の採択を観光協会がされまして、今まで提供されなかった観光資源への高付加価値化造成による通年販売により、新たな観光商品の獲得を目指すものでございます。

次のページをお願いいたします。

宿泊業経営力基盤強化事業費補助金976万3,000円。コロナ禍を経て深刻な人手不足に陥る宿泊事業者において、生産性の向上と雇用の安定を図るため、業務効率化や生産性向上の取組及び社員寮の整備を総合的に支援する事業でございます。計5,002万2,000円。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費△7万2,000円。2項道路橋梁費、2目道路新設改良費△1万1,000円。3目橋梁維持費△3,517万8,000円。こちらは14節工事請負費△3,517万8,000円でございます。長寿命化工事の事業を一部令和6年度の事業へ回すことにより、事業の縮小を図るものでございます。計△3,518万9,000円。

3項河川費、1目河川維持費4万4,000円。12節委託料4万4,000円。水門操作の委託料の単価増によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、2目非常備消防費228万1,000円。7節報償費228万1,000円。消

防団員の退職報償金です。6名分を予定しております。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費252万1,000円、こちらにあつては、1節の報酬のほうで会計年度任用職員1名を追加してございます。

3目学校教育振興費23万4,000円。4目学校管理費63万6,000円。

次のページをお願いいたします。

計339万1,000円。

2項小学校費、1目小学校管理費203万9,000円。3項中学校費、1目中学校管理費115万円。4項幼稚園費、1目幼稚園費646万2,000円。

次のページをお願いいたします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費309万9,000円。2目文化財保護費109万6,000円。こちらの10節需用費でございます。56万8,000円でございます。印刷製本費、それから修繕料でございます。ならんだの里河津平安の仏像群が国指定になることにより、収蔵図録及び看板の変更を行うものでございます。

6款保健体育費、3目学校給食費△3,000円。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

15時25分まで休憩します。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

○議長（遠藤嘉規君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより質疑を許します。

質疑がある方は挙手をお願いします。

7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 7番、上村でございます。

8ページの歳入のブルーベリー園の助成金なんですけれども、100%の助成だと思っておりますけれども、こういった助成金なのかとか、枠がどれくらいあるのか、その辺をお伺いしたいんですけれども。枠といたしますか、どういう感じで申請するのか、その辺をお伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 一般財団法人の地域活性化センターの補助金でありまして、いろいろなメニューがあるんですけども、今回うちのほうが申請したのが、地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業ということで、その一般事業に申請をしまして採択を受けたというようなことで、一応採択事業名が河津ブルーベリーの里リニューアル構想ということで、150万円採択を受けております。ただ、この枠がどのぐらいあるかというのは、ちょっとうちのほうでも把握していないものですから、その辺は財団のほうへ聞いてみないと分からないというふうなところです。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 7番、上村和正議員。

○7番（上村和正君） 了解しました。ありがとうございます。

初めて聞いた地域活性化センター、財団法人ですか。そのホームページを見れば大体募集要項とかそういうのは出てくる、載っているんでしょうか。お伺いします。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 多分ホームページに載っていると思うんですけども、今こちらにその要項等がありますので、もしよかったら後でコピーしてお渡しします。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は。

3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 7ページ、寄附金なんですけれども、企業版ふるさと納税、これの事業は。ちょっと聞き漏らしたかもしれませんけれども、どんな事業をやられるんでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 以前、議員説明会でちょっと説明をさせていただいたと思うんですけども、東京の企業さんから河津の特性を生かした、安心して働けるまちづくり事業へ使用していただきたいということで、450万円の指定がありまして、その資金を活用して河津桜まつりの七滝で行うイベントですね、その費用と年間の観光コンテンツを紹介するPVの作成ということで、今回補正をさせていただいているところです。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） ふるさと納税の企業版、最近3つぐらい獲得をして、今回も獲得していただいたと思うんですけども、この制度って今年度までだったような気がするんですけども、これってこの先全然あれなんですか、企業版ふるさと納税って。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） このふるさと納税企業版はあると思います。控除率が変わるものが時限立法であるのが6割になるというのがありますけれども、それはまだ決定がされていませんので。

○議長（遠藤嘉規君） 3番、大川良樹議員。

○3番（大川良樹君） 9割の企業のほうがあれを受けるんですけども、じゃ、来年以降は6割になるということで、そのまま残るといふことでよろしいのでしょうか。分かりました、すみません。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑がある方は挙手をお願いします。

10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） 2点ほど伺います。

歳出のほうの15ページの5目山村振興対策費、先ほどブルーベリー園の話が出たわけですけども、上佐ヶ野区が皆さん有志の方たちが頑張っていて、今までずっと続けてこられたわけですけども、最近聞くところによると、高齢化により、何かほとんどの方がやめられたというような話も聞いているんですが、どのような形で今後維持していく予定なのか、その辺を伺います。1点目。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） ただいま、今までやられていただいた方と合わせて農業法人の方が1名と、それとあと地域おこし協力隊を募集しまして1名で、農園の整備等を行っていただいているということで、その辺も併せまして今後観光農園等を経営していきたいということで、今対応しているところでございます。

○議長（遠藤嘉規君） 10番、宮崎啓次議員。

○10番（宮崎啓次君） ぜひとも今後長く続くように、後継者発掘と申しますか、その辺も地元で協力して町当局もやっていただきたいなと思います。

2点目ですけども、同じページの商工費の中の3目観光費、観光協会の事務局長の更新という話がありました。着任がいつ頃の予定なのか、それと旧事務局長からの引継ぎ等あると思うので、並行して勤めてもらうような形になると思いますけれども、その辺の予定がどうなっているのか。先日、観光協会の総会があったわけですけども、その辺では一言も述べられていなかったもので、その辺を伺います。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 着任につきましては、6月初めから中旬にかけて、こちらのほうに来ていただけるというふうに聞いております。後任の事務局長と現在の事務局長の引継ぎになるんですけれども、観光協会につきましては、多岐な事業を1年通して行っているということで、最大の事業であります桜まつりもありますので、そちらの準備から長い期間要するというので、1年間かけて引き継いでいただくということで、今回補助金の要望もさせていただいているというような状況です。

○議長（遠藤嘉規君） よろしいですか。

その他質疑ございませんか。

1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 今、宮崎議員のところのちょっと観光協会さんのところなんですけれども、前の説明会では、新しく来る方が6月1日から事務局長というふうに聞いたんですけれども、どうもちょっと話を聞きますと、現在の事務局長がそのまま引き継いで来年の3月までですか、6年度いっぱいやって、来年交代という話も聞いたんですが。といたしますのは、やはり事務局長さんという責任のある立場の方、もし我々が問合せとか何とかしたときには、事務局長どちらに問合せすればいいかという確認をしていますでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 事務局長は、一応6月初めから中旬にかけて新しい方が就任するというふうに聞いております。

○議長（遠藤嘉規君） 1番、正木誠司議員。

○1番（正木誠司君） 分かりました。それでは、今後は新しい方が事務局長としての職務、中で引継ぎ等はあるんですけれども、そういう職務のほうはやるという形でご認識をさせていただきます。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑ございませんか。

8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） ちょっと二、三件、お願いしたいと思います。

10ページの電算費なんですけれども、この電算費の中のインターネット接続機器というのがあるんですけれども、これは電算費で実際問題上がっているんですけれども、これ幼稚園で使うというお話でございましたので、本来こういう費用だとか備品だとかというのは、使うところで費用計上をするんじゃないんですか。例えばこれからどこのシステム、どこにお

いても、要は電算関係は電算関係の備品として需用費としてつくっていくのか、それとも例えば幼稚園で使うので幼稚園の費用として計上するのか、小学校の場合は小学校のほうで計上するのか。そこら辺の交通整理はどうなっているのか。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） 今回ここに挙げさせてもらった機器の購入費なんですけれども、これはうちのほうで進めるDXの関連した、LINEを使うために今、役場の中には全部で20台あるんですけれども、iPadなんですけれども、実際には。iPad 20台あって、それでLINEを使おうと思っているんですけれども、幼稚園のほうに1台も配備されていませんので、その分を配備することとなっております。

それで、どういうふうにすみ分けているかということなんですけれども、電算費で持っているのは、役場の中で業務で使っているパソコンはうちのほうのシステム、町の全体の中の総合行政システムというところで使っているものについては、電算費で計上しております。個々の国民健康保険とか、そういうもので使うものは別で計上もしますし、学校で使うもの、学校で先生たちが使うもの、また生徒たちが使うものは、個別に教育委員会で計上するような形になっております。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 非常に分類の仕方が明確でないなという感じがします。学校で使うもの、幼稚園で使うもの、例えば庁舎の中で使うもの、それは要は庁舎の中の備品として考えればいいんじゃないか。個別に電算費というくくりの中で、こっちは機器は別の仕事をする事業所で使うよ、だけれども、こっちはものは電算費で持つよという、その区分けがちょっとおかしいなと思ったので、一応話をさせていただいたんですけれども、どうぞ。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） 使用場所というよりも、使用用途を元で管轄するところでは上げているという形になります。今回上げたものについては電算の係のほうで管轄するものですので、機器もこちらで計上しました。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） なるべく複雑にならないようによろしくお願ひしたいと思います。

あと、町長のほうから今回の行政報告の中で、LINEの活用をされるということで、LINEにつきましては公式LINEなので、プッシュ型ということで運営をしていくという

お話でございました。このLINEについては本当にありがたいなと思ひまして、早くやっていたほうがよかったなと思ひています。この情報をLINEを運営していく、情報を開示していくのは、例えば保健福祉課のほうで、要はLINEに載つけて皆さんに告知をしたいものとか、いろいろその職種、例えば教育委員会のほうで、要は町民に対してプッシュで、こういう取組があるのでぜひ皆さんお越しくださいとか、そういう窓口というんですか、発信する窓口というのは、個々の、例えば教育委員会が出す場合は教育委員会がやるのか、それとも町の中のシステムの中で、そこが絶えず情報を出していく。例えば停電が発生しましたよとかそういうのも、今ここの地区が停電していますよとか、ほかのまちのLINEって結構そういうものがどんどん入ってきて、人権相談がありますよとか。それを取りまとめてやっていくのか、個々の課で動いていくのか、そこら辺は決まっているんでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 企画調整課長。

○企画調整課長（島崎和広君） まだ導入の段階で、運営の仕方についてはこれから詰めるところが多くなっております。今議員のおっしゃるとおり、欲しい情報、セグメント分けしたものが送られてくるということになりますけれども、多分各課でという形、運用上のルールをつくった上で各課という形になるかと思いますが、まだ決めておりません。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） ぜひこの情報ツールは大きなツールになると思うので、職員の方も使いやすい、見る人も使いやすい、そういう形で管理していただければありがたいなというふうに思ひます。

あと、15ページの観光費でございませうけれども、ここでいろいろな補助事業がされるわけですが、ここの中で、要は国とか県からの補助金というのは何も出ていないんでしょうか。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 観光費につきましては、15ページの特別な体験事業補助金、こちらにつきましては、官公庁から直接、観光協会のほうへ補助金が1,250万円出ております。それに付け加えまして、全体事業費の差額分を町が補助するというような状況です。

それとあともう一点です。16ページの宿泊業経営力基盤強化事業費補助金。こちらにつきましては、事業所の事業費の4分の1を県が補助して、それであと4分の1を町が補助すると。県のほうは、町の補助した額と同額を上限とするということで、こちらのほうも県のほ

うが直接事業者のほうに補助するというような制度になりますので、町のほうは支出の分だけ、4分の1分の支出の分だけ計上してあるというような状況でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） なるほど。それだと理屈が分かるんだけど、実際問題として事業費が幾らかかるので、国から幾らの補助が出て、町はこれだけの負担をするよというのが、基本的には予算計上の中で当たり前の話なのかなという感じはするんですけども、例えばそういう補助事業についてよく言うのは、国が何%を持って県が何%で町がどれだけ持ちますよという。それで例えば1,000万円の事業をやりますよとかという話になるんだけど、基本的には分かりやすさとする、例えば町の観光協会補助金が、これは町のお金が全部行きますよという理屈は分かるんです。でも、例えば新しい違う事業をやったときに、それが国からお金が入る分は、国からここに入るよとかいう形で、要は事業の大きさも、基本的には書いておいてもらわないと分かりづらいなという感じがするんですけども、そこら辺は今後どのような考え方で進めていくのか、お話がいただければ。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） まず、今回の国の補助金の形態、県の補助金の形態は、国、県がそれぞれ要項をつくった中で決めているものですから、これをまず町に入れてもらって事業所へとか、そういったことはちょっとできないというような状況なものですから、そこはご理解いただきたいと思います。

あと、その辺も分かりにくいのかなということもあったものですから、今回の議員説明会のときに資料を作成させていただいて、それで官公庁の事業につきましては、全体事業費が1,650万円、これ税込みです。それで財源としまして、観光庁の補助金が1,250万円、町の単独費として400万円というような説明書きもさせていただいております。また宿泊業経営力基盤強化事業、こちらのほうにつきましても補助率、各県と市町の補助率というものを記載させていただいて、議員説明会等で資料を添付させていただいておりますので、そういった形でちょっと分かりにくい事業につきましては、議員説明会等で事前に説明して、それで補正等も上げさせていただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 俺はもう聞いているということか。基本的には、宿泊業の部分は県が4分の1、町が4分の1、国が2分の1。

○議長（遠藤嘉規君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） 事業者が2分の1です。事業者の持分が2分の1持って、あとの2分の1を県と町で4分の1ずつ補助しますよということです。

○議長（遠藤嘉規君） 8番、渡邊弘議員。

○8番（渡邊 弘君） 事業者が半分持って、あとは要は県と町からその分に対して補助していく。ちょっとなかなか難しいので、事業の流し方というのはお金の流し方、これ直接事業者に入るお金であれば町を通らないから町は載せないよという、そういう解釈をするということになりました。またそういう事業については、ぜひ明確にできればありがたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） その他質疑よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） それでは、以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第44号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第19、議案第45号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第45号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ243万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,351万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細については、担当課長より説明させます。

○議長（遠藤嘉規君） 健康増進課長。

○健康増進課長（土屋典子君） 議案第45号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算について説明させていただきます。

提案理由でございます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けて、関係法令に基づき、本年12月2日から現行の健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとされているところでございます。

今回の補正は、国民健康保険資格関係システムの改修費と、国からの指示を受け、被保険者に対して加入者情報を通知するための費用等を補正するものでございます。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、項、補正額の順で述べさせていただきます。単位は1,000円です。

7款繰入金243万円 1項他会計繰入金128万2,000円、2項基金繰入金114万8,000円。

歳入合計243万円。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費243万円 1 項総務管理費同額でございます。

歳出合計243万円でございます。

3 ページ、4 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括については説明を省略させていただきます。

5 ページをお願いします。

事項別明細書、2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、内容の説明をさせていただきます。単位は1,000円でございます。

7 款繰入金 1 項他会計繰入金 1 目一般会計繰入金128万2,000円 2 節職員給与費等繰入金同額でございます。計128万2,000円。こちらはマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う加入者情報通知費用についての一般会計からの法定繰入れ分でございます。

2 項基金繰入金 1 目国民健康保険事業基金繰入金114万8,000円 1 節国民健康保険事業基金繰入金同額でございます。計114万8,000円。こちらは今回補正の法定繰入れ分以外の財源でございます。

次のページをお願いします。

事項別明細書、3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費243万円10節需用費 2 万5,000円、印刷製本費。こちらは加入者情報通知用の窓空き封筒印刷代でございます。

11節役務費36万6,000円、通信運搬費。こちらは加入者情報郵送料でございます。個人番号の下4桁を含む個人情報の郵送のため、特定記録郵便で送るよう国から指示されているものでございます。

12節委託料203万9,000円、総合行政情報システム処理委託料27万9,000円。こちらは加入者情報の基本処理料、同封印刷物等作成を委託するものでございます。総合行政システムカスタマイズ委託料176万円。こちらはマイナンバーカードをお持ちでない方や、マイナンバーカードと健康保険とのひもづけがされていない方で、令和6年12月2日以降新たに異動が生じた方に交付することとなる資格確認書の交付機能追加等のシステム改修費でございます。計243万円。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第45号 令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決
します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第20、議案第46号 令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算
（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第46号 令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万3,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ10億2,837万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、議案第46号 令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算について説明させていただきます。

提案理由でございます。

提案理由につきましては、会計年度職員への勤勉手当支給等に対応するものでございます。

次ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入です。

款、項、補正額で説明させていただきます。

3款国庫支出金1万5,000円2項国庫補助金同額でございます。

5款県支出金7,000円2項県補助金同額でございます。

6款繰入金52万1,000円1項一般会計繰入金52万1,000円。

9款繰越金1万円1項繰越金1万円。

歳入合計55万3,000円でございます。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入と同様に説明させていただきます。

1款総務費51万4,000円1項総務管理費35万3,000円、3項介護認定審査会費16万1,000円。

4款地域支援事業費3万9,000円3項包括的支援事業・任意事業費同額でございます。

歳出合計55万3,000円でございます。

3ページ、4ページの事項別明細書の1、総括につきましては省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書、2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明とさせていただきます。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 3 目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）でございます。1 節現年度分 1 万 5,000 円その他地域支援事業の交付金でございます。

5 款県支出金 2 項県補助金 2 目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）でございます。補正額が 7,000 円、1 節現年度分で 7,000 円その他地域支援事業の交付金でございます。

6 款繰入金 1 項一般会計繰入金 2 目その他一般会計繰入金 51 万 4,000 円事務費等繰入金でございます。

5 目地域支援事業繰入金（その他の地域支援事業）7,000 円、現年度分で 7,000 円、その他地域支援事業の繰入金でございます。

計 52 万 1,000 円でございます。

9 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 1 万円 1 節繰越金 1 万円、繰越金でございます。

次ページをお願いいたします。

3、歳出です。

歳入同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 35 万 3,000 円 3 節職員手当等 30 万 1,000 円、会計年度職員の手当てでございます。

4 節共済費 5 万 2,000 円でございます。

続いて、1 款総務費 3 項介護認定審査会費 2 目認定調査等費 16 万 1,000 円 3 節職員手当等 16 万 1,000 円でございます。

続いて、4 款地域支援事業費 3 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的・継続的ケアマネジメント事業費 3 万 9,000 円 3 節職員手当等 5 万 3,000 円。

4 節共済費 △ 1 万 4,000 円でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第46号 令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第21、議案第47号 令和6年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第47号 令和6年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）。

以下、詳細については担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（友田佳伸君） 議案第47号の説明をさせていただきます。

議案第47号 令和6年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）。

第1条 令和6年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条 予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額の順で述べさせていただきます。

支出でございます。

第1款水道事業費△131万円。第1項営業費用△131万円。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)。

第3条 予算第8条第1号の職員給与費の額「28,479千円」を「27,249千円」に改める。

令和6年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由といたしましては、職員の人事異動に伴う補正でございます。

次ページの水道事業予算実施計画の説明につきましては、省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

令和6年度河津町水道事業会計予算明細書。

収益的収入及び支出。

支出でございます。

款、項、目、補正予定額、節、説明の順で述べさせていただきます。

1款水道事業費△131万円 1項営業費用同額でございます。 4目総係費同額でございます。

1節給料△80万3,000円。

6節法定福利費△42万7,000円。

9節退職給与費△8万円。いずれも職員の人事異動に伴う補正でございます。

説明は以上でございます。

○議長(遠藤嘉規君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤嘉規君) 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(遠藤嘉規君) 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第47号 令和6年度河津町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第22、議案第48号 令和6年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第48号 令和6年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明をさせます。

○議長（遠藤嘉規君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（友田佳伸君） 議案第48号の説明をさせていただきます。

議案第48号 令和6年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）。

（総則）。

第1条 令和6年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条 予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額の順で述べさせていただきます。

支出でございます。

第1款温泉事業費36万2,000円第1項営業費用36万2,000円。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）。

第3条 予算第7条第1号の職員給与費の額「21,042千円」を「21,369千円」に改める。

令和6年6月4日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由といたしましては、職員の人事異動に伴う補正でございます。

次ページの温泉事業予算実施計画につきましては省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

令和6年度河津町温泉事業会計予算明細書。

収益的収入及び支出。

支出でございます。

款、項、目、補正予定額、節、説明の順で述べさせていただきます。

1款温泉事業費36万2,000円。1項営業費用同額でございます。4目総係費同額でございます。1節給料11万9,000円。

6節法定福利費20万8,000円。

9節退職給与費3万5,000円。いずれも職員の人事異動に伴う補正でございます。

説明は以上でございます。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第48号 令和6年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤嘉規君） 日程第23、発議第2号 緊急防災・減災事業債の制度延長及び制度拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

3番、大川良樹議員。

〔3番 大川良樹君登壇〕

○3番（大川良樹君） 発議第2号について説明させていただきます。

朗読により、説明をさせていただきます。

発議第2号。

緊急防災・減災事業債の制度延長及び制度拡充を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により緊急防災・減災事業債の制度延長及び制度拡充を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和6年6月5日提出。

河津町議会議長、遠藤嘉規様。

提出者、河津町議会議員、大川良樹。

賛同者、河津町議会議員、正木誠司、同じく北島正男、同じく桑原猛、同じく渡邊昌昭、同じく上村和正、同じく渡邊弘、同じく稲葉静、同じく宮崎啓次。

提案理由です。

近年、自然災害は大規模化、多様化、複雑化する傾向にあり、各地で甚大かつ深刻な被害をもたらし、多くの自治体が、緊急防災・減災事業債を活用し、対策に取り組んでいる。

しかしながら、本事業債は令和7年度をもって終了することから、今後、防災・減災対策事業を進めるうえで大きな不安材料となっている。

このことから、制度延長及び制度拡充を求め、政府・国会等関係者に別紙意見書を提出する。

緊急防災・減災事業債の制度延長及び制度拡充を求める意見書。

地震や津波、そして台風、豪雨などの自然災害は、近年、大規模化、多様化、複雑化する傾向にあり、家屋の倒壊、堤防の決壊や河川の氾濫、道路の寸断や橋梁の崩壊、土砂崩れなど、各地で甚大かつ深刻な被害をもたらしている。

緊急防災・減災事業債は、起債充当率が100%、交付税算入率70%となっており、当町においても、本事業債の積極的な活用により、様々な自然災害リスクから住民の生命と財産を守る対策に取り組んでいる。

しかしながら、本事業債は令和7年度をもって終了することから、今後の防災・減災対策事業を進めるうえで大きな不安材料となっている。

よって、今後も継続して幅広い防災・減災対策を推進することができるよう、緊急防災・減災事業債制度の継続及び対象事業の拡充を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年6月5日。

静岡県賀茂郡河津町議会。

意見書の提出先です。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上です。

○議長（遠藤嘉規君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第2号 緊急防災・減災事業債の制度延長及び制度拡充を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、関係省庁に提出することに決定いたしました。

◎議員派遣の件

○議長（遠藤嘉規君） 日程第24、議員派遣の件についてを議題とします。

法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、議員を派遣することにしたいと思いをします。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略し、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いをしますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

◎委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件

○議長（遠藤嘉規君） 日程第25、委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、所掌事務等の調査について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（遠藤嘉規君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件の議案は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤嘉規君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年河津町議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午後 4時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和6年第2回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度河津町一般会計補正予算 (第11号))	6. 6. 5	承認
報告第1号	令和5年度河津町一般会計繰越明許費 繰越計算書について		
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (河津町税条例の一部を改正する条例 について)	6. 6. 5	承認
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (河津町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例について)	6. 6. 5	承認
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度河津町一般会計補正予算 (第1号))	6. 6. 5	承認
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度河津町一般会計補正予算 (第2号))	6. 6. 5	承認
議案第34号	河津町国民健康保険税条例の一部を改 正する条例について	6. 6. 5	原案可決
議案第35号	河津町家庭的保育事業等の設備及び運 営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例について	6. 6. 5	原案可決
議案第36号	河津町特定教育・保育施設及び特定地 域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例につい て	6. 6. 5	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第37号	河津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について	6. 6. 5	原案可決
議案第38号	河津町漁港管理条例の一部を改正する条例について	6. 6. 5	原案可決
議案第39号	海岸保全区域占用料及び土石採取料徴収条例の一部を改正する条例について	6. 6. 5	原案可決
議案第40号	令和6年度河津町子育て支援センター駐車場整備工事請負契約について	6. 6. 5	原案可決
議案第41号	令和6年度七滝駐車場公衆トイレ整備工事請負契約について	6. 6. 5	原案可決
議案第42号	令和7年度消防ポンプ自動車（第1分団）購入契約について	6. 6. 5	原案可決
議案第43号	静岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について	6. 6. 5	原案可決
議案第44号	令和6年度河津町一般会計補正予算（第3号）	6. 6. 5	原案可決
議案第45号	令和6年度河津町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	6. 6. 5	原案可決
議案第46号	令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算（第1号）	6. 6. 5	原案可決
議案第47号	令和6年度河津町水道事業会計補正予算（第1号）	6. 6. 5	原案可決
議案第48号	令和6年度河津町温泉事業会計補正予算（第1号）	6. 6. 5	原案可決
発議第2号	緊急防災・減災事業債の制度延長及び制度拡充を求める意見書の提出について	6. 6. 5	原案可決
	議員派遣の件	6. 6. 5	決 定

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
	委員会の閉会中における所掌事務等の調査の件	6. 6. 5	決 定